

III

第4次豊中市総合計画後期基本計画



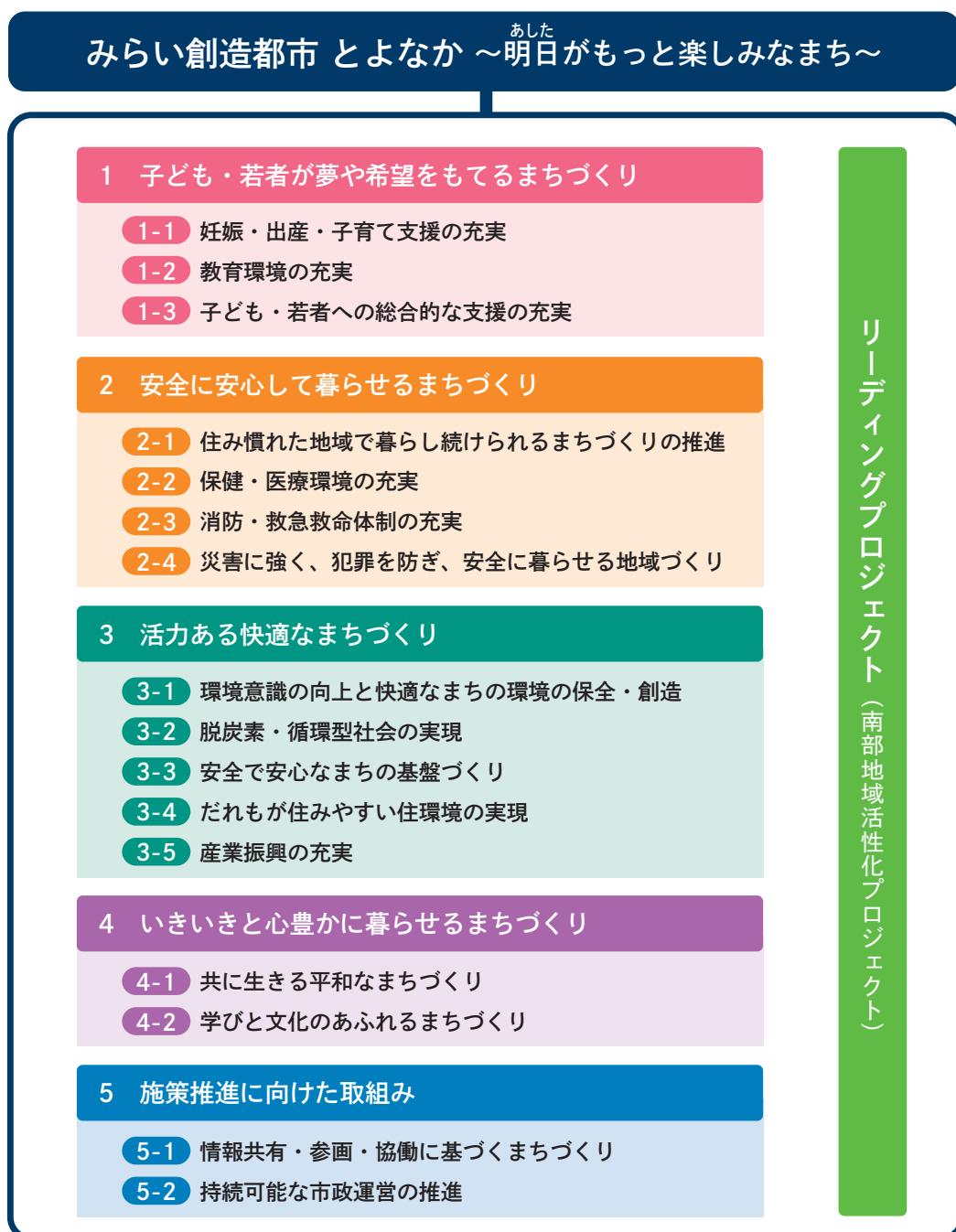


第4次豊中市総合計画後期基本計画

1 第4次豊中市総合計画後期基本計画について

1 施策体系

後期基本計画の5年間において取り組む16施策とともに、特に重点的かつ先導的に取り組む事業として「リーディングプロジェクト」を位置づけます。

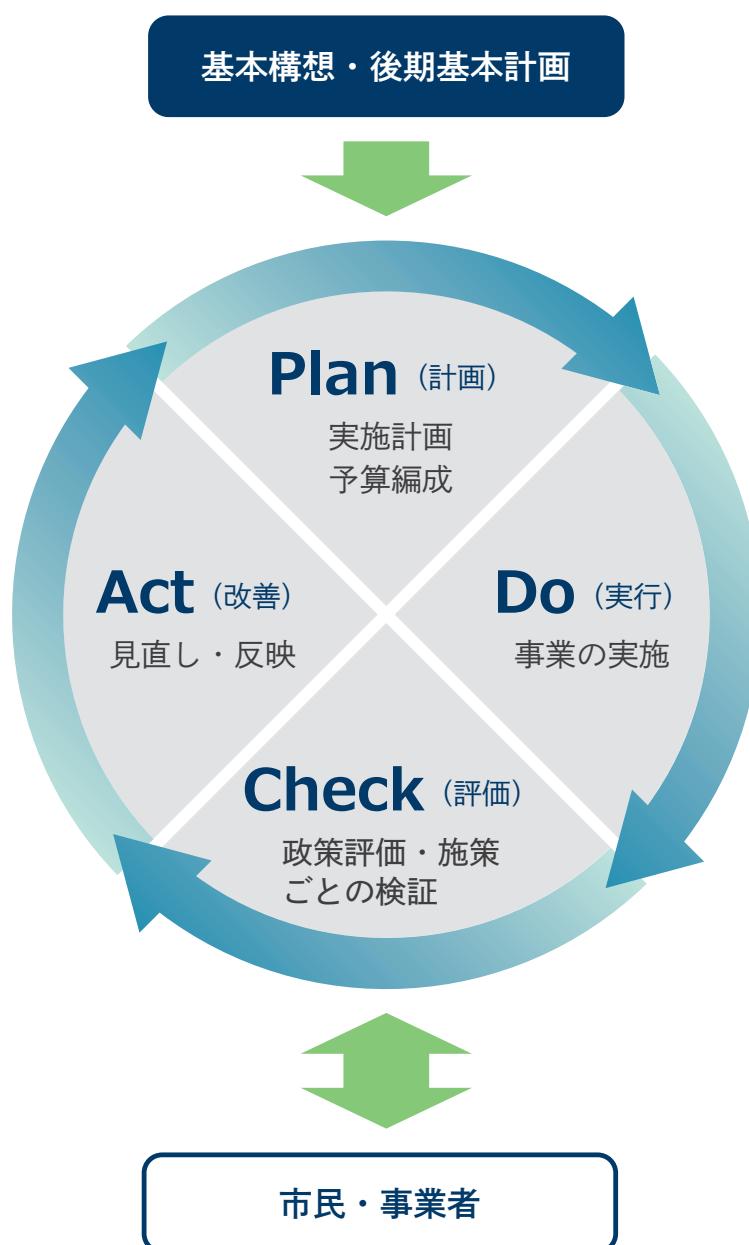


2 計画の進め方

基本構想の「まちの将来像の実現に向けた基本的考え方」（資料編P115）のもと、各施策の連携を図りながら計画を進めます。

施策を実現するための事業について実施計画を策定し、指標を活用して毎年度事業の実施状況を把握し、政策評価で検証します。検証によって必要に応じた事業の見直しを行い、P D C Aサイクルによって効果的な事業推進を図ります。

また、各施策の5年後の「令和9年度（2027年度）末に実現したい状態」およびそれを測る重要目標達成指標（K G I）を設定します。



3 市民の意識の対応表

前期基本計画では、施策ごとに「市民の意識」を掲載していました。これは第4次総合計画の計画期間中、経年的にとっていくものです。

今回、後期基本計画を策定するにあたり、前期基本計画から施策体系の一部を変更したものがあるため、前期基本計画の「市民の意識」が後期基本計画のどの施策に主に関連するのかを下記のとおり整理しました。

市民の意識（項目）		令和3年度 (2021年度) (単位：%)	後期基本計画の主に関連する施策	該当 ページ
1	子育てがしやすいまち	48.6	第1章 子ども・若者が夢や希望をもてる まちづくり 1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実 1-2 教育環境の充実 1-3 子ども・若者への総合的な支援の充実	P 35 ～42
2	教育・保育環境が充実しているまち	46.5		
3	子どもや若者が地域の中で、いきいきと 活動できているまち	46.0		
4	誰もが安全に安心して暮らせる環境が 整っているまち	65.3	第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり 2-1 住み慣れた地域で暮らし続けられる まちづくりの推進 2-2 保健・医療環境の充実 2-3 消防・救急救命体制の充実 2-4 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に 暮らせる地域づくり	P 43 ～54
5	保健・医療体制が充実しているまち	67.6		
6	消防・救急救命体制が充実しているまち	63.2		
7	防犯や防災、交通安全への対策が充実 しているまち	60.5		
8	良好な環境が保全され、快適な都市環境 づくりが進んでいるまち	70.6	第3章 活力ある快適なまちづくり 3-1 環境意識の向上と快適なまちの環境の 保全・創造 3-2 脱炭素・循環型社会*の実現 3-3 安全で安心なまちの基盤づくり 3-4 だれもが住みやすい住環境の実現 3-5 産業振興の充実	P 55 ～66
9	環境にやさしいまち	62.5		
10	道路・上下水道などが充実しているまち	71.2		
11	住環境が魅力的なまち	73.3		
12	地域産業が活性化しているまち	27.9		
13	人権が尊重されているまち	52.3	第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり 4-1 共に生きる平和なまちづくり 4-2 学びと文化のあふれるまちづくり	P 67 ～74
14	文化的なまち	64.2		
15	生きがいをもって心豊かに暮らせるまち	59.3		

2 施策

章扉と施策の見方

章扉の見方

基本構想の「施策大綱」に位置づける施策体系を示しています。

関連するSDGs*のゴールのアイコンを示しています。

第1章

子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

また、次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。

さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支えるしくみづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進めます。



第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

- 1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実
- 1-2 教育環境の充実
- 1-3 子ども・若者への総合的な支援の充実

施策の見方

施策について、5年後の令和9年度（2027年度）末に実現したい状態およびそれを測る重要目標達成指標（KGI）※を示しています。

※後期基本計画における重要目標達成指標（KGI）は、アウトカム・アウトプット両方の視点から総合的に実現したい状態を測る主な指標を設定しています。
(進捗管理を行ううえで、今後変更になる可能性があります。)

施策を取り巻く現状と課題について、社会情勢や全国の動き、本市における現状、本市における今後の課題を示しています。

施策の名称を示しています。

第4次豊中市総合計画 後期基本計画

Ⅲ 後期基本計画

第一章

関連SDGs

コール1

コール2

コール3

コール4

コール5

コール8

コール10

コール17

施策 1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実

令和9年度（2027年度）末に実現したい状態

妊娠、出産および子育てに関する個別の状況に応じた情報が提供され、適切で切れめない支援を受けることで、安心して子育てができている。

重要目標達成指標（KGI）		現状	目標
①出生数	3,184人	維持	
②妊娠出産について満足している者の割合	79.4%	85%	
③健康診査受診率（4か月児）	97.1%	100%	
④保育所待機児童数*	0人	維持	
⑤幼保こ小連絡協議会*への就学前施設加入率	84.1%	100%	

現状と課題

社会情勢や全国の動き

核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子育ての孤立化や負担感が増大し、子育てを困難に感じる保護者が増加しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、妊娠婦や子育て家庭の孤立化の進行や、精神的負担の増大などの状況もみられます。

就学前児童の減少が見込まれる一方、共働き世帯の増加などにより保育ニーズが高まっています。就学前教育・保育について、必要な定員を確保するとともに、質を確保する取組みが必要となっています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子育ち・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進
- 多様な方策により保育定員の確保を進め、待機児童ゼロを維持するなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう取組みを推進
- 質の確保のために必要な環境などの評価基準を定めた「豊中市教育保育環境ガイドライン*」の周知・活用の推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 子育て家庭のニーズの変化に対応した取組みの推進
- 妊娠前から乳幼児期、小学校就学へと切れめない支援の推進
- 子育てに必要な情報提供の充実

現状と課題をふまえた施策の方向性と、それに伴う主な取組みとその内容を示しています。

III後期基本計画 第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

III
後期基本計画
第1章

施策の方向性

(1) 安心して産み育てられる環境づくりを進めます

① 妊娠前からの知識の習得や支援を受けられる環境づくり

保健師や助産師などの専門職による、妊娠に関する相談対応などきめ細かい支援を進めます。また、妊娠前からの妊娠・出産・子育てに関する知識を習得する機会の充実を図るとともに、不妊症治療*および不育症治療*等への支援を進めます。

② 妊娠期からの切れ目のない妊娠婦・子育て支援の充実

出産後、育児などの支援が必要な産婦・乳児へのケアや、乳児家庭全戸訪問、育児支援家庭訪問、多胎児家庭への支援など、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減に向けた支援の充実を図ります。また、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、地域社会全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めるとともに、地域の多様な人材が主体的に参加して、地域ぐるみで子育ち・子育て支援に取り組めるよう、人材の育成・支援および連携を強化します。

③ 妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊娠婦健康診査・乳幼児健康診査の受診により、妊娠婦の心身の不調や新生児・乳幼児の疾病や障害を早期に発見し、医療機関等と連携した支援に取り組みます。

④ 親子の居場所や外出しやすい環境づくり

SNS*を活用するなどの工夫をしながら、相談できる場や子どもと一緒に出かけられる場の情報発信などに取り組みます。また、子育てを応援する事業者・活動団体と協働で授乳やおむつ交換ができる施設の充実など子育て世帯が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、子育てが楽しいまちのPRを強化します。

(2) 就学前教育・保育の充実を進めます

① 幼児教育・保育の質の確保・向上

就学前教育・保育における質の確保のため、必要な環境や子どもとの関わりなどについての評価基準を定めた「豊中市教育保育環境ガイドライン*」の一層の周知・活用を進めます。また、保育の担い手確保への支援に取り組みます。

② 子育てと仕事の両立のための多様な保育サービスの提供と保育環境の整備

保育ニーズや就学前教育児童数を見据ながら、多様な方策により保育定員の確保に取り組むとともに、病児保育や休日保育、一時保育、子育て相談の充実を図ります。また、安全・安心な教育・保育環境を整えるため、公立こども園*再整備の取組みを進めます。

③ 乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進

乳幼児期から義務教育まで発達段階に応じた連続性のある教育・保育の充実に向けて、各小学校区の実情に応じた幼保こいの連携を進めます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 妊娠前からの知識を習得し、検査、検診、治療などを受けています。
- 妊産婦やその家族への見守り、手助けを行っています。
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や親子の居場所づくりに取り組んでいます。
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力体制づくりに取り組んでいます。

施策の章立てを示しています。

関連する S D G s * の ゴールの番号を示しています。



この施策を進めるにあたって、市民・事業者の主な取組みイメージを示しています。

第1章

子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れのない支援を進めます。

また、次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。

さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支えるしくみづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進めます。



第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実

1-2 教育環境の充実

1-3 子ども・若者への総合的な支援の充実

施策
1-1

妊娠・出産・子育て支援の充実

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

妊娠、出産および子育てに関する個別の状況に応じた情報が提供され、適切で切れめない支援を受けることで、安心して子育てができている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①出生数	3,184人	維持
②妊娠出産について満足している者の割合	79.4%	85%
③健康診査受診率（4か月児）	97.1%	100%
④保育所等待機児童数*	0人	維持
⑤幼保こ小連絡協議会*への就学前施設加入率	84.1%	100%

現状と課題

社会情勢や全国の動き

核家族*化や地域の関わりの希薄化などにより、子育ての孤立化や負担感が増大し、子育てを困難に感じる保護者が増加しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、妊産婦や子育て家庭の孤立化の進行や、精神的負担の増大などの状況もみられます。

就学前児童の減少が見込まれる一方、共働き世帯の増加などにより保育ニーズが高まっています。就学前教育・保育について、必要な定員を確保するとともに、質を確保する取組みが必要となっています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子育ち・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進
- 多様な方策により保育定員の確保を進め、待機児童ゼロを維持するなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう取組みを推進
- 質の確保のために必要な環境などの評価基準を定めた「豊中市教育保育環境ガイドライン*」の周知・活用の推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 子育て家庭のニーズの変化に対応した取組みの推進
- 妊娠前から乳幼児期、小学校就学へと切れめない支援の推進
- 子育てに必要な情報提供の充実

施策の方向性

(1) 安心して産み育てられる環境づくりを進めます

① 妊娠前からの知識の習得や支援を受けられる環境づくり

保健師や助産師などの専門職による、妊娠に関する相談対応などきめ細かい支援を進めます。また、妊娠前からの妊娠・出産・子育てに関する知識を習得する機会の充実を図るとともに、不妊症治療*および不育症治療*等への支援を進めます。

② 妊娠期からの切れめない妊娠婦・子育て支援の充実

出産後、育児などの支援が必要な産婦・乳児へのケアや、乳児家庭全戸訪問、育児支援家庭訪問、多胎児家庭への支援など、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減に向けた支援の充実を図ります。また、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、地域社会全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めるとともに、地域の多様な人材が主体的に参加して、地域ぐるみで子育ち・子育て支援に取り組めるよう、人材の育成・支援および連携を強化します。

③ 妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊娠婦健康診査・乳幼児健康診査の受診により、妊娠婦の心身の不調や新生児、乳幼児の疾病や障害を早期に発見し、医療機関等と連携した支援に取り組みます。

④ 親子の居場所や外出しやすい環境づくり

SNS*を活用するなどの工夫をしながら、相談できる場や子どもと一緒に出かけられる場の情報発信などに取り組みます。また、子育てを応援する事業者・活動団体と協働で授乳やおむつ交換ができる施設の充実など子育て世帯が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、子育てが楽しいまちのPRを強化します。

(2) 就学前教育・保育の充実を進めます

① 幼児教育・保育の質の確保・向上

就学前教育・保育における質の確保のため、必要な環境や子どもとの関わりなどについての評価基準を定めた「豊中市教育保育環境ガイドライン*」の一層の周知・活用を進めます。また、保育の担い手確保への支援に取り組みます。

② 子育てと仕事の両立のための多様な保育サービスの提供と保育環境の整備

保育ニーズや就学前教育児童数を見据えながら、多様な方策により保育定員の確保に取り組むとともに、病児保育や休日保育、一時保育、子育て相談の充実を図ります。また、安全・安心な教育・保育環境を整えるため、公立こども園*再整備の取組みを進めます。

③ 乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進

乳幼児期から義務教育まで発達段階に応じた連続性のある教育・保育の充実に向けて、各小学校区の実情に応じた幼保こ小の連携を進めます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 妊娠前からの知識を習得し、検査、検診、治療などを受けています。
- 妊産婦やその家族への見守り、手助けを行っています。
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や親子の居場所づくりに取り組んでいます。
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力体制づくりに取り組んでいます。

施策
1-2

教育環境の充実

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

「確かな学力」を身につけ、将来の目標に向かって自ら課題を見つけ、学び、考え、判断する児童・生徒になっている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①「全国学力・学習状況調査」の教科に関する調査で、正答率が全国平均を上回った設問の割合	児童：53.2% 生徒：83.7%	前年度より増加
②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の質問紙調査で、「運動やスポーツが好き」と答えた児童・生徒の割合	児童：86.7% 生徒：82.2%	前年度より増加
③「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査で、「人の役に立つ人間になりたい」と答えた児童・生徒の割合	児童：93.3% 生徒：93.6%	前年度より増加
④医療的ケアが必要な児童・生徒への看護師派遣率	100%	100%
⑤不登校児童・生徒の出現率	児童：1.43% 生徒：4.79%	児童：0.57% 生徒：2.5%

現状と課題

社会情勢や全国の動き

グローバル化*やICT*技術の進展がめまぐるしく、次世代に求められる資質や能力の変化に対応した教育のあり方、新たな学び方が求められるようになりました。社会情勢の変化により子どもたちが抱える問題が多様化・複雑化していることに伴い、教育現場における課題も多様化しています。全国的に教員の不足や長時間勤務といった厳しい勤務実態になっており、教職員の負担軽減に向けた学校における働き方改革の推進も課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育現場においても感染対策の徹底が求められ、さまざまな工夫をしながら教育活動を継続する状況となりました。

「子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育める学びの場の実現」をめざす「GIGAスクール構想*」の取組みが始動するなか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育のICT化*が急速に求められる状況となっています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 児童・生徒に一人一台のタブレット端末を導入し、オンライン授業*や家庭学習などでの活用を推進
- 3人学級や小学校高学年教科担任制の導入など子どもたちの学びを高める環境づくりの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- これからの予測困難な時代に対応していくための「生きる力」を育む取組みの推進
- 教職員がゆとりをもって児童・生徒と向きあう時間を確保するための、学校における働き方改革の推進
- 児童・生徒数が減少していく中での教育関連施設のあり方の検討
- 自然災害や犯罪、感染症などの危機事象に対する教育現場の安全確保の推進

施策の方向性

(1) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

① 確かな学力・体力の向上を育む教育の推進

子どもたちの学習に対する興味関心を高め、ICT*を活用した学びの充実などにより、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう互いにつながり、学びあい、高めあう教育を一層進めます。また、英語教育の一層の充実などグローバル*な視点や外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図ります。あわせて、運動に対する興味関心を高めるなど、体力向上のための取組みを進めます。加えて、教科担任制の導入を含め、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進を図ります。

中学校における全員給食が円滑に運営されるよう取り組むとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

② 豊かな人間性を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進し、現存する差別や人権問題をなくすべく実践行動で生きる力や自他の人権を尊重できる人権感覚の育成に取り組みます。また、道徳教育に取り組み、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むとともに、学校図書館を一層活用するなど読書に親しむ環境づくりを進めます。

③ 子どもたちの学びを支えるための時間の確保

教員一人ひとりの児童・生徒に向きあう時間を確保するために、業務の明確化・適正化、市独自事業による講師の追加配置やスクール・サポート・スタッフ*等の配置拡充など、ICT*や外部人材等を有効に活用しながら、教職員の負担軽減に向けた取組みを行います。

(2) 快適で安心して学べる教育環境を充実します

① 学校施設等の整備・充実

小・中学校の学校規模の適正化および通学区域の見直しを引き続き進めます。また、通学路の安全対策に取り組みます。

学校施設等の適切な改修・更新等の維持管理に取り組むとともに、危機管理体制の強化を図り、学校内の安全性の確保に取り組みます。

② 共に学ぶ教育の推進

障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学び、共に育つ」教育を推進します。また、帰国・渡日、外国籍および外国にルーツをもつ子どもへの支援を関係団体と連携して進めるとともに、互いの文化を尊重し、学びあう多文化共生*教育の取組みをより一層進めます。さらにLGBT*等の子どもが安心して学校生活を送れるよう、適切な対応や相談支援に取り組みます。

③ いじめや不登校に悩んでいる子どもへの支援

スクールソーシャルワーカー*の全小学校への配置および中学校への事案対応派遣やスクールカウンセラーによる相談体制の充実など、多職種の専門職が連携することにより、いじめや不登校につながる課題の早期発見や支援の取組みを進めます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 学ぶことへの関心をもち、主体的に友達と学びあい、互いに高めあう学校生活を過ごしています。
- コミュニケーションを大切にし、友達やまわりの人へ、分け隔てなく思いやりをもって生活をしています。
- 外国にルーツをもつ子どもの学校生活に関する支援を行っています。

施策
1-3

子ども・若者への総合的な支援の充実

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

子ども・若者が個別の状況に応じた適切な支援を受けることにより、自分らしく安全・安心に過ごせる環境整備が進んでいる。また、将来の社会参画に向けた主体的な学びや多様な体験をしている子ども・若者が増えている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①子ども総合相談窓口相談件数	3,242件	維持
②子ども療育相談対応件数	1,904件	900件
③子どもの社会参加事業数	40事業	45事業
④若者支援総合相談窓口の新規相談件数	123件	150件
⑤子ども食堂や無料・低額の学習支援などの子どもの居場所がある小学校区数	16校区	全小学校区
⑥コミュニティ・スクール*（学校運営協議会制度）の学校数	4校	52校

現状と課題

社会情勢や全国の動き

家族形態の変化や生活課題の複雑化、地域のつながりの希薄化などにより、児童虐待相談・通告件数は年々増加傾向にあります。また、高校中途退学、ひきこもり、若年無業者（ニート）、ヤングケアラー*など、子ども・若者が社会生活を営むうえでの課題が深刻化・複合化しています。

「子どもの貧困」は、経済的な困窮に加えて、複合的な困難や社会的孤立から子どもの将来を狭め、さらに、将来再び経済的困窮家庭を形成する「貧困の連鎖」が課題となっています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 訪問支援などによる早期発見・予防の取組みの推進
- 若者支援総合相談窓口の機能拡充、「豊中市子ども・若者支援協議会」の設置など、相談しやすい環境づくりの推進
- 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークによる支援の推進
- 子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所づくりの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 子どもの権利を守り、子育てに関する問題・不安を抱える家庭に対して、迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える支援体制の強化
- 障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる環境づくりの推進
- 生活・社会・職業的自立を視野に入れ、多職種・多機関での包括的な支援体制の充実
- 子ども・若者が担い手として自立して社会に関わっていくことができる環境づくりの推進
- 学校・家庭・地域が連携した、子どもたちの成長の支援

施策の方向性

(1) さまざまな困難を抱える子ども・家庭への支援を充実します

① 児童虐待などから子どもを守る体制の強化

豊中市子どもを守る地域ネットワークの活用など関係機関の連携、体制の充実を図り、児童虐待相談へのきめ細かな支援を進めるとともに、子どもの見守りや保護者の不安・負担の軽減に向けて地域社会全体で取り組めるようなしくみづくり、啓発等を進めます。また、児童相談所開設準備および開設後の取組みやヤングケアラー*支援の取組みを進めます。

② 発達の特性に応じた支援、障害のある子どもへの支援

子育て発達支援プログラムの実施など保護者支援の充実を図るとともに、義務教育終了後の発達障害児の支援について、関係機関と連携するためのしくみづくりなど、切れめない支援を進めます。

③ ひとり親家庭への支援

日常生活支援、養育費確保支援、医療費助成、就労支援、相談対応など、ひとり親家庭への総合的な支援を進めます。

(2) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します

① 活動や交流ができる機会の充実

子ども・若者が主体的に参加し、多様な人との交流により、コミュニケーション力や豊かな感性を育む機会の充実を図ります。

② 社会参加の促進

子ども・若者が意見を表明する機会づくりや職場体験・社会体験をする機会づくりなど、子ども・若者が社会の一員として関わることができる取組みを進めます。

③ 子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり

若者支援総合相談窓口の更なる機能充実、継続的な当事者活動の情報提供などを進めるとともに、豊中市子ども・若者支援協議会を中心に関係機関と連携しながら、子ども・若者の自立に向けて総合的・包括的な支援を進めます。

(3) 学校・家庭・地域と連携し、子どもたちの健やかな成長を支援します

① 地域と連携した子どもの居場所づくり

小学校における放課後の子どもの居場所づくりに加えて、誰もが集まる多様な居場所の充実を図り、「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを公民連携*で進めます。

② 家庭・地域と連携した教育力の向上

親学習の講座実施などによる家庭教育支援を進めます。また、学校支援コーディネーター*による放課後の活動や地域活動等も含めた学校支援活動の推進など、学校・家庭・地域の連携、協力の取組みの充実を図るとともに、保護者や地域住民等の参加・参画により、学校運営を行う体制を構築し、特色ある学校づくりを進めていくために、コミュニティ・スクール*を導入します。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 地域の活動や交流の場に参加しています。
- 子どもたちとの交流の場づくりに取り組んでいます。
- 子ども・若者の居場所や職場体験・社会体験の場を創出しています。
- 学校の教育活動に協力しています。
- 家庭における学習環境づくりを行っています。
- 登下校見守り活動や地域での声かけなどを実施しています。

施策1-1



医療職による健康・発育チェック

施策1-2



タブレット端末を利用した子どもたちの学習の様子

施策1-3



高校生ダンスフェスタ

施策1-3



子ども食堂

第2章

安全に安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、健康や福祉のセーフティネットを整えます。さらに、社会的自立や経済的自立に向け、個々のもつ力を活かしながら活躍できるよう支援します。

また、誰もが支えあい、自ら守る、地域で守るという意識を高めることで防災力・防犯力の向上を図るとともに、医療体制・救急救命体制・消防体制の充実を図ります。



第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

- 2-1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進
- 2-2 保健・医療環境の充実
- 2-3 消防・救急救命体制の充実
- 2-4 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり

施策
2-1

住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

社会的孤立のない「誰一人取り残さない社会」をめざして、市民・事業者・行政が一体となって、地域で支えあい、課題を解決できる地域づくりに取り組んでいる。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①地域福祉ネットワーク会議*の参加団体数	845団体	850団体
②多機関協働推進会議対応件数	4件	20件
③地域包括支援センター*への相談件数	51,000件	57,000件
④福祉施設から一般就労への移行者数	116人	170人
⑤就労支援プランの就労・増収達成率	49.5%	55%

現状と課題

社会情勢や全国の動き

人口減少・少子高齢化社会を迎え、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上に、さらに令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、ますます高齢化が進行します。

また、一人暮らし世帯の増加、地域や家庭でのつながりの希薄化などに伴う、社会的孤立が大きな課題となっているとともに、課題やニーズが複雑化・複合化しています。さらに新型コロナウィルス感染症の影響による交流機会の減少などにより、孤立の深刻化などの状況も見られます。

このようななか、地域共生社会*の実現をめざして取組みを進めています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 重層的支援体制*整備事業の開始により、各分野間の連携を一層強化し、包括的な支援体制を整備
- 地域福祉活動の拠点の整備や各団体への支援を通して、地域福祉活動活性化のための基盤づくりを推進
- 総合相談窓口を通じた高齢者の生活支援の充実を推進
- 関係機関との連携強化等により、障害のある人の企業への就労や社会参加の促進
- 就労困難者への各種支援、就労定着支援など就労支援の推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 地域福祉活動に参加できる場・機会の充実と、市民一人ひとりの地域や福祉への意識・関心の高まり
- 関係機関の連携による、重層的支援体制*整備事業の推進
- 支える側、支えられる側の区別なく、高齢者を地域全体で支えられる持続可能な環境づくりの推進
- 障害特性を考慮した支援、生涯を通じた支援の充実
- 就労困難者の状況に応じた支援メニューの開発

施策の方向性

(1) 多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティ*の実現に取り組みます

① 多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築

市民が抱える複雑化・複合化する課題に対して包括的な支援体制を充実させるため、関係者間の連携強化や人材育成を行い、重層的支援体制*整備事業をさらに推進します。福祉との分野間連携が必要な課題がある場合、地域共生推進員*を中心に分野間が連携し、課題を解決するしくみづくりに取り組みます。また、地域福祉ネットワーク会議*や地域包括ケアシステム*推進総合会議において、福祉・保健・医療の関係機関等が、課題共有や連携を引き続き行います。

② 地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進

多世代・多分野の人々が交流できる環境づくりに取り組むとともに、市民一人ひとりの地域や福祉への意識・関心を高め、地域で支えあい「共に生きる」文化を醸成します。また、民生委員・児童委員や校区福祉委員会等の地域福祉活動を支援するとともに、引き続き担い手の確保に取り組みます。

(2) 介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます

① 介護・高齢者福祉サービスの充実

関係機関等との連携によるサービスの質の向上とともに、積極的な情報提供・相談体制の充実を図るなど、質の高い介護保険サービスが適切に提供されるよう取り組みます。

また、日常生活での不安・困りごとに対応する多様なサービス・支援が提供されるよう、地域の実情に応じた生活支援体制を重層的に整備・強化し、住み慣れた地域で安心して日常生活を継続できるよう、関係機関と協働・連携し、取り組みます。

② 認知症高齢者支援の充実

認知症サポーター*やキャラバン・メイト*の養成および活動支援、「認知症カフェ*」の立ち上げ支援・普及啓発、「チームオレンジ*」の構築など、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく、介護者とともに安心して日常生活を過ごせるよう、「共生」と「予防」を両輪とした認知症の支援に取り組みます。

③ 高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みの推進

成年後見制度*の普及啓発・利用促進や利用支援のための地域連携ネットワークの構築、高齢者虐待の防止・早期発見のための周知啓発、事業者等への研修や監査など、高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みを進めます。

④ 高齢者が社会参加しやすい環境づくり

高齢者が地域社会とつながり、活躍できるよう、一人ひとりの状況に応じ、地域での多様な生きがいづくり、ボランティア・社会貢献活動等への参加促進、就労支援の充実など、社会参加につながる魅力ある機会を提供します。

(3) 障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を推進します

① 総合的な障害者生活支援体制の充実

福祉・保健・医療その他関係分野の総合的な連携のもと、利用者が主体的にサービスを選択できる支援を充実させていくとともに、質の向上および量の確保を図ります。また、多様な障害や相談内容への的確な対応、成年後見制度*の利用促進等の権利擁護の推進、障害者虐待の防止等への適切な対応などに取り組みます。あわせて、地域移行を希望する人が、適切な支援を受けられるよう、グループホームの整備や、住まい、生活をはじめとした各種相談窓口の充実に取り組みます。

② 障害者の就労支援の充実

各種制度の活用により民間企業・事業所での積極的な雇用を促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害特性を考慮した就労や就労後の職場定着を支援します。また、市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。あわせて、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする、福祉的就労など多様な形態の日中活動の場の充実に努めるとともに、福祉的就労についた人の工賃向上に努めていきます。

③ 障害者が社会参加しやすい環境づくり

文化・スポーツなどあらゆる場面での活動発表の機会づくりなど、主体的な社会参加のしくみを推進します。また、さまざまな人との交流の機会づくりに取り組むとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重される社会をめざして、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。あわせて、政策決定の場への参画等を通じて、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。

(4) 一人ひとりに応じた自立と就労を支援します

① 生活困窮者への自立支援

「くらし再建パーソナルサポートセンター*」を中心に、更なる支援ネットワークの充実・強化を図ります。一人ひとりの家庭環境や健康状態にも配慮した支援プランの作成による自立に向けた支援、家計の立て直し等の生活再生支援、就労に向けた支援等を引き続き進めます。生活保護においては、就労支援対象者の状況を的確に把握して就労支援を行うとともに、健診受診勧奨等の健康管理支援に関する取組みを継続することにより、生活保護受給者の生活の質の向上と健康寿命*の延伸を図ります。

② 個々の特性に応じた就労支援

社会経済状況の変化による影響も含め、就労困難の背景はさまざまあるため、就労困難者の状況に応じた支援メニューの開発を多機関連携により進めるとともに、雇用の受け皿の充実、採用企業への支援策や新たな企業等へのアプローチによる雇用に向けたトレーニングの場の開拓を進めます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 地域で共に暮らす人への理解を深め、支えあう環境づくりに取り組んでいます。
- 地域住民が交流できる機会を創出しています。
- 地域福祉活動に参加しています。
- 地域包括ケアシステム*に基づく介護サービスの提供を行っています。
- 高齢者や障害者が社会参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 就労支援に向けた情報提供を行い、雇用機会を創出しています。
- 就労困難者の実習受入れや個々の状況に応じた支援を行っています。

ゴール
1ゴール
2ゴール
3ゴール
4ゴール
8ゴール
10ゴール
11ゴール
16ゴール
17

施策
2-2

保健・医療環境の充実

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

すべての市民が、自身の健康について正しい知識を得る
機会が充実しており、ハード・ソフト両面で新型コロナ
ウイルス感染症対策などの社会情勢を考慮した医療体制
の整備・更新が進んでいる。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①健康寿命*と平均寿命の差	男性：2.0歳 女性：3.9歳	差の縮小
②特定健診*受診率	25.5%	60%
③こころのサポーター*とよなか研修 延べ受講者数（初級～上級）	令和5年度（2023年 度）より通年実施	10,000人
④かかりつけ医*をもつ割合	76.2%	90%
⑤在宅療養支援診療所数	87施設	維持

現状と課題

社会情勢や全国の動き

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、感染拡大防止対策、保健所や医療機関での対応など、これまでに経験したことのない事態となり、医療提供体制がひっ迫する状況も発生しました。また流行が長引くなか、こころの不調が生じたり、自殺者数が増加するなどのさまざまな影響が出ています。

令和2年（2020年）人口動態統計によると、死因について、悪性新生物（がん）、心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患など生活習慣病といわれるものが変わらず上位を占めている状況で、引き続き対策に取り組むことが重要となっています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 市民が生涯にわたり健康に暮らせるよう、また必要な医療サービスが受けられるよう、取組みの推進
- 「虹ねっとcom*」の運用開始など保健・医療の充実に向けた健康管理・予防対策の推進
- こころと体の健康づくりの推進
- 市立豊中病院を中心とした医療体制づくりの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 引き続き新型コロナウイルス感染症への対応
- コロナ禍に起因するフレイル*予防やコロナ後遺症支援の強化
- 健康づくりの促進や地域医療体制の充実の推進
- 健診受診率が低い年代の健康意識の向上
- 市立豊中病院と医療関係団体等との連携強化の更なる充実

施策の方向性

(1) こころと体の健康管理・予防対策を進めます

① 健康に関心をもつ機会の充実

健康づくり情報の発信、健康講座や健康イベントの実施など、市民一人ひとりが自身の健康に関心をもつ機会の充実を図ります。

② 健康づくりを継続できる環境の充実

けんしん*の重要性の啓発や健診受診勧奨、大阪府提供の『健活アプリ「アスマイル*」』の活用促進等とともに、徒歩や自転車で移動しやすい空間整備や地域の交流機会の充実等の健康につながるまちづくりなど、継続的な取組みを進めます。また、若年層を含めたフレイル*予防の普及啓発とあわせて、新型コロナウィルス感染症対策をふまえながら、身近な場所で取り組める住民主体の介護予防の更なる拡充などに取り組みます。

③ 幼年期からの望ましい食習慣と運動習慣の定着の推進

講座やSNS*等による啓発や健診時等における保健指導、学校給食を通じた食育などを通じて、ライフステージ*やライフスタイルに応じた正しい知識の習得と具体的な実践につながるよう取組みを進めます。また、保健指導・生活支援などの健診受診者へのフォローなど、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組みます。

④ メンタルヘルス*、自殺予防対策の推進

さまざまな世代がメンタルヘルス*に関する正しい知識や情報を身につけられるような取組みを推進します。また、多機関・多職種と連携・協働した取組みや、こころの不調に気づき支援につなぐゲートキーパー*の育成など、支援体制の充実を図ります。

(2) 生活衛生の確保を図ります

① 感染症対策の推進

感染症の流行状況の把握や予防接種に関する情報発信、予防啓発など感染症予防対策を実施します。また、今後の新たな感染症等の発生動向についても把握に努めるとともに、感染症発生時の体制を強化し、感染拡大防止に努めます。

② 食の安全確保

食品衛生に関する監視指導とともに、食中毒に関する情報や食の安全・安心に関する情報の普及啓発を図り、食品による危害発生防止に努めます。

(3) 地域医療の充実を図ります

① 医療連携の推進と市立豊中病院の診療体制の充実

「市立豊中病院ネット*」への地域医療機関の参加拡大を図り、診療情報の共有による共同診療を推進するなど、市立豊中病院と地域医療機関の役割分担と連携による医療体制をより一層進めます。また、市立豊中病院においては地域の中核病院として診療体制を強化し、地域医療の安定に努めます。

② 在宅医療の推進

在宅医療に参画する医療機関を拡充することで、負担軽減を図り、提供体制を強化します。また、今後需要量が増えると予測されるため、医療・介護連携の強化、患者の急変時等の対応の後方支援体制構築などにより、在宅医療の推進を図ります。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- けんしん*を受診し、自らの健康管理に取り組んでいます。
- 適切な食習慣と運動習慣を実践し、健康づくりに取り組んでいます。
- こころの健康、感染症、食の安全等に関する正しい知識の習得と実践に取り組んでいます。
- 介護と連携した在宅医療などの医療サービスを提供しています。

施策
2-3

消防・救急救命体制の充実

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

市の消防・救急救命体制が強化され、市民の防火・救急救命に対する意識が高まっている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①救命講習受講者数	13,810人	20,000人
②救急現場に居合わせた人により心肺蘇生が実施される割合	52.5%	70%
③火災発生件数	65件	0件
④消防団訓練件数	315件	350件
⑤一声訪問*実施率	100%	100%

現状と課題

社会情勢や全国の動き

現在も新型コロナウイルス感染症に対する対応が求められる状況であり、南海トラフ地震などの大規模災害への対策、高齢化等による今後ますます増加が見込まれる救急需要への対応など、消防を取り巻く環境を注視し、常に時代のニーズにあった施策を展開していくことが求められます。

本市における現状（取り組んできていること）

- 「救命力世界一宣言」（平成22年（2010年））を行い、市民や事業者と「救命力」を高める取り組みの推進
- 消防・救急救命体制の強化による災害・救急対応力の向上
- 消防業務の広域連携推進による、消防資源の効率的な運用
- 火災予防体制の充実と自主救護能力の向上による災害に強いまちづくりの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 大規模災害や感染症等に対応する消防・救急救命体制の強化
- 高齢化等、社会情勢に応じた救急救命体制の強化と防火対策の推進
- 地震等の大規模災害に備えた自主救護能力の更なる向上

施策の方向性

(1) 救急救命体制および防火安全対策を強化します

① 救命力世界一の推進

市民・事業者の救命意識の向上と救急隊員等の教育体制の充実を図り、「救命力世界一」の取組みをより一層進めます。

② 防火対策の強化

住宅防火対策の推進や防火対象物等の違反是正の強化など、火災予防に関する取組みを継続的に推進し、火災の未然防止および火災による被害の軽減を図ります。

③ 自主救護能力の向上

自主防災組織*、女性防火クラブ、消防防災協力事業所などへの消火・救急・救助の訓練指導を継続的に実施し、「市民力」、「地域力」を消防資源として取り込み、自主救護能力の向上を図ります。

(2) 消防体制を充実強化します

① 警防体制の強化

消防庁舎、消防車両および消防水利などの防災基盤の整備を進めるとともに、大規模災害や感染症等の発生時でも災害・救急対応に支障が出ないよう、消防体制の強化を図ります。また、地域に密着した災害活動を実施する消防団の活動を継続的に支援します。

② 避難・救出体制の強化

一人暮らしの高齢者や重度障害者の日常の状況を把握するとともに、避難の方法や防火指導を行うなど、日常生活における防火対策や災害発生時の避難・救出体制の強化を図ります。

③ 消防の広域連携の推進

「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会」において、消防指令業務の共同運用についての具体的な検討・調整を進めるとともに、消防資源の効率的な運用を図るため、消防の広域連携を推進します。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 応急手当の習得など救命力の向上に取り組んでいます。
- 住宅・事業所などの火災予防に取り組んでいます。
- 大規模災害等に備えた自主救護能力の向上に取り組んでいます。

施策
2-4

災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

防災・防犯の取組みが進み、安全・安心に暮らせるまちの意識が高まっている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①とよなか防災アドバイザー*の派遣件数	3件	前年度より増加
②校区自主防災組織*の組織率	73.2%	80%
③市内刑法犯認知件数	1,614件	前年度より減少
④公式LINE「くらし」分野のセグメント配信者数	令和5年度（2023年度）より通年実施	5,000人
⑤消費生活相談件数	2,914件	2,500件

現状と課題

社会情勢や全国の動き

全国各地で地震や豪雨災害などの自然災害が頻発し、また、南海トラフ地震の発生確率が高まっていることから、国土強靭化*の取組みが進められています。また、感染症やテロなどの危機事象への対応とあわせて、平時の備えと発生時の被害抑制に取り組む必要があります。これらの対策には、自助・共助が重要であり、感染症流行下で災害が発生した場合などにおいては、特に自助の取組みが重要となっています。

市民生活においては、犯罪や消費者被害など、暮らしの安全を脅かす事象が発生しており、消費者被害は未成年者にも及んでいます。

本市における現状（取り組んできていること）

- 「豊中市強靭化地域計画」の策定や防災公園*の整備など、災害への対策強化の推進
- ICT*を活用した地域の見守り機能の強化など、防犯対策の推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 体制強化や事前の備えの推進など、災害に強いまちづくりや日ごろの安全対策の取組みの推進
- 自助対策の促進や地域における防災力・防犯力向上の取組みのより一層の推進

施策の方向性

(1) 防災力の充実強化を図ります

① 防災対策の充実強化

大規模災害の危機事態に対応するため、職員一人ひとりの災害対応力の強化や関係機関・事業者との連携による体制強化、防災備蓄倉庫の設置など強靭化の取組みをより一層進め、市の防災力の強化を図ります。

② 地域防災力の充実強化

防災出前講座や防災の専門家による講演でのマイ・タイムライン*の普及啓発や、地域が主体となった防災訓練の実施などにより、自助・共助の取組みを促進するとともに、校区自主防災組織*の結成・活動の促進、地区防災計画やコミュニティタイムライン*策定の促進等により、自らの命を守るためにの防災意識の向上と地域防災力の強化を図ります。また、関係部局が連携し、個別避難計画の作成促進など避難行動要支援者対策の充実を図ります。

(2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります

① 地域の防犯活動への支援

防犯カメラの設置・更新を促進するとともに、青色回転灯パトロール活動*や見守り活動など地域で自ら的に行われる防犯活動を支援します。

② 防犯対策の充実

地域で行われる防犯活動と連携し、ICT*を活用した見守りサービスの拡大、こども110番の家*の協力拡大、防犯巡回活動の継続など防犯対策の充実を図ります。また、通学路を中心に設置した見守りカメラ*の維持管理・更新を行うことで校区における街頭犯罪、侵入盗等を未然に抑止し、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進します。

③ 消費者被害対策の充実

年々巧妙化する特殊詐欺*の手口などについて、被害防止のための啓発、成年年齢引下げに伴う若年層に向けた啓発を強化するとともに、消費者被害に対する相談対応に関係団体と連携して継続的に取り組みます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 家庭・地域・事業所で地震や風水害への備えに取り組んでいます。
- 自主防災組織*や防犯活動に参加しています。
- 防災、防犯に関する啓発活動を行っています。
- 地域や事業所で防災、防犯等の研修を実施しています。

施策2-1



豊中はつらつ教室
(通所訪問型短期集中サービス)

施策2-2



消化器センターのカンファレンス

施策2-3



高度救助隊の精鋭隊員

第3章

活力ある快適なまちづくり

低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、環境にやさしい快適なまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークのさらなる充実や土地利用の適切な配置などによる拠点づくりをはじめ、道路・橋梁・上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、地域社会を支える産業のさらなる振興により、活力あるまちづくりを進めます。



第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

3-1 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造

3-2 脱炭素・循環型社会の実現

3-3 安全で安心なまちの基盤づくり

3-4 だれもが住みやすい住環境の実現

3-5 産業振興の充実

施策
3-1

環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

環境を意識し、行動する市民、事業者が増え、みどり等
環境に配慮したまちづくりが進んでいる。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①「環境交流センター」の利用者数	12,423人	23,000人
②市民一人当たりの公園緑地面積	7.11m ²	7.17m ²
③みどり率*	24.1%	27%
④アダプト制度*による美化活動の協定数	24団体	30団体
⑤大気の環境基準達成状況	88%	100%

現状と課題

社会情勢や全国の動き

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進および環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が平成30年（2018年）に変更され、環境教育等の取組みにおいても、SDGs*との関連をふんだんにしていく必要があること、協働で取り組むパートナーシップ*の推進が必要であることなどが盛り込まれ、その基本方針に基づいて環境教育や環境パートナーシップ*の取組みが進められています。

また、令和元年（2019年）に「グリーンインフラ*推進戦略」が策定され、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラ*に関する取組みが推進されています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」と、行政計画である「豊中市環境基本計画」が両輪となって、環境に関する取組みを推進
- 「環境交流センター」での環境情報の提供・環境学習の推進
- 緑化活動への助成などによる民有地の緑化の促進
- 地域住民や市民団体との協働による、都市の良好な自然環境を形成する緑地の保全・啓発に関する取組みの推進
- 大規模公園での民間活力を活用した魅力ある公園づくりの推進
- 建築物等の解体等工事におけるアスベスト（石綿）飛散防止対策の推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 特に次世代の担い手となる子育て世代や若年層の環境行動への関心の向上
- 「環境交流センター」におけるSDGs*を意識した事業展開
- よりうるおいのある都市環境・景観の形成や生物多様性*への配慮など多面向的な視点から、自然環境や都市のみどりを守り育てる・つくる・活かす取組みの推進
- 農業者の高齢化や後継者不足により減少が懸念される農地の保全・活用
- 公園の魅力向上を目的とした公園の利活用の推進
- 航空機騒音、アスベスト（石綿）などの有害化学物質への引き続きの対応

施策の方向性

(1) さまざまなステークホルダー*と連携して環境教育を推進します

① 環境教育・学習の推進

市民・市民団体・事業者・学校と連携し、地球温暖化*対策に関するエネルギーの利用、ごみ減量につながる3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進、みどりの保全・創造などについての環境教育・学習に取り組みます。

② 環境に関する啓発活動の推進

「環境交流センター」の効果的・効率的な運用を図り、環境活動に関心をもって活動を始めるきっかけとなるよう環境に関する意識の醸成・向上をより一層進めます。

(2) 自然環境や都市のみどりを身边に感じられる取組みを進めます

① 公園緑地の整備・充実

既存の公園緑地を有効活用しながら、都市景観形成、生物多様性*の保全、レクリエーション・市民交流、防災・減災に資するみどりを配置し、適正な維持管理・更新を進めます。千里中央公園やふれあい緑地などでは、民間活力を活用した魅力ある公園づくりを進めます。

② 都市緑化の推進

市民がより一層みどりを感じられるよう、緑化樹配付や生垣緑化助成などによる自主的な緑化活動を啓発・支援するとともに、市民・市民団体・事業者等との協働による草花緑化やみどりのカーテンづくりなど緑化推進に取り組みます。

③ 農地の保全・活用

農業者の営農活動を支援するとともに、農業者と市民が共存することで将来にわたり都市農業が安定的に継続できるよう、市民農業体験の充実、市民農園の増設などを行い、農地・農業のもつ多様な機能を発揮していくことで、農地の保全および活用を図ります。

④ 多様な生物の生息空間の保全・創造

ヒメボタルの生息地や島熊山緑地の保全に努めるなど、希少な生物をはじめ、多様な生物の生息空間の保全・創造を図ります。また、自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性*の保全に対する理解や関心を深めます。

⑤ 環境美化活動の促進

地域の公園・道路・河川・水路の清掃活動など市民・事業者の自発的な取組みを啓発・支援し、環境美化活動を進めます。

(3) 環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます

① 環境汚染防止対策の充実・推進

アスベスト（石綿）の飛散を防止するため、改正大気汚染防止法に基づき、届出の受付や現地パトロールにより規制の強化を図るとともに、事業活動による大気汚染や騒音などを防止するため、工場・事業場などに対して規制基準を遵守するよう届出の指導や立ち入り検査を継続して行います。また、航空機の安全運航の確保をはじめ、騒音対策や周辺対策などを推進するとともに、大気汚染・水質汚濁・航空機騒音等の常時監視、微小粒子状物質（PM2.5）の調査・情報収集などを行い、市民へ情報提供します。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 環境学習の機会を創出しています。
- 身近なみどりの創出や多様な生物の生息空間の保全活動に取り組んでいます。
- 清掃活動など地域の美化活動に取り組んでいます。
- 環境汚染防止対策を実施しています。

施策
3-2

脱炭素・循環型社会*の実現

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

脱炭素・循環型社会*の実現のために、市民・事業者・行政が何をすべきかを理解し、行動できている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①市民一人当たりの温室効果ガス*排出量平成2年度（1990年度）比	-22.4%	-38.3%
②市役所の事務事業から排出される温室効果ガス*排出量平成25年度（2013年度）比	-27.7%	-42%
③ごみの焼却処理量	100,137 t	95,281 t
④家庭系ごみ一人一日当たり量（再生資源を除く）	419 g	394 g
⑤食品ロス*一人一日当たり量	111.5 g	108.8 g

現状と課題

社会情勢や全国の動き

令和2年（2020年）10月、国は令和32年（2050年）までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル*をめざすことを宣言しました。

また、循環型社会*の構築に向けて、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた「第四次循環型社会*形成推進基本計画」（平成30年（2018年））等を策定し、資源生産性・循環利用率の向上や最終処分量の減量化目標、基本方針などを示しています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 令和2年（2020年）8月、地球温暖化*問題の解決に向けて、吹田市と「地球温暖化対策に資する自治体間連携・協力に関する基本協定」を締結し、令和3年（2021年）2月には「気候非常事態共同宣言」を行い、令和32年（2050年）の温室効果ガス*排出量実質ゼロに向けて、「ゼロカーボンシティ*」に取り組むことを表明
- 令和3年（2021年）7月、地球温暖化*問題の解決に向けて、N A T S *で「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結し、近隣自治体と広域的な取組みの推進
- 手つかずのまま廃棄される食品やマイバッグ・マイボトル持参によるワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減、子ども服等のリユースなど、廃棄物の発生抑制・再利用と質の高いリサイクル（再生利用）の実現のために必要な取組みの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 地球温暖化*について近隣自治体との地域間連携への取組み
- 一人ひとりがより一層環境にやさしいライフスタイルを実践し、脱炭素社会*・循環型社会*を実現するため、市民・事業者・行政の協働による取組みの推進
- 市域から排出される温室効果ガス*の排出量実質ゼロに向けて、再生可能エネルギー*への利用促進や地産地消のしくみづくりの推進
- 食品ロス*およびワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた取組みの推進

施策の方向性

(1) 脱炭素社会*の実現に向けた取組みを進めます

① 省エネルギー化・再生可能エネルギー*導入の推進

令和32年度（2050年度）までに温室効果ガス*排出量の実質ゼロをめざすために、省エネルギーと再生可能エネルギー*導入の促進など、市民・事業者・行政が協働して取り組むとともに、CO₂排出量と吸収量の均衡を図るカーボンオフセット*事業を進めていきます。また、市民・事業者・行政が「自分ごと」として問題意識をもち、身近なところから行動し、継続できるよう、動画やSNS*を活用した普及啓発に取り組みます。

② 脱炭素社会*に向けた広域的な連携

吹田市やNAT'S*との協定に基づく、再生可能エネルギー*の導入促進やプラスチックごみ削減等の共同事業など近隣自治体等との広域的な取組みを進めます。

(2) 循環型社会*の実現に向けた取組みを進めます

① 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進

廃棄物の減量に向けた啓発等の取組みに加えて、手つかずのまま廃棄される食品やワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に関する取組みを進めるなど、市民・事業者・行政の協働で、廃棄物の発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）をより一層推進します。

② 廃棄物の適正処理の推進

発生した廃棄物が適正に処理されるよう、収集体制や処理施設の維持・整備に継続的に取り組みます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 建物や機器の省エネルギー化に取り組んでいます。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギー*の導入に取り組んでいます。
- 紙ごみや食品ごみ、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた発生抑制・再利用と質の高いリサイクル（再生利用）活動を実施しています。
- 廃棄物の適正処理に取り組んでいます。
- 充電式電池等の適正な排出に取り組んでいます。

施策
3-3

安全で安心なまちの基盤づくり

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

道路、上下水道、交通環境の計画的な修繕、更新および整備等により、まちの基盤が改善されている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①地震時等に著しく危険な密集市街地地区数（庄内・豊南町地区）	9地区	2地区
②上下水道事業に対するお客さま満足度	上水：82.6% 下水：81.9%	上下水ともに90%以上
③歩道改良整備延長	17.9 km	23 km
④市内の交通事故発生件数	843件	前年度より減少
⑤1か月当たりのシェアサイクル*利用回数	平均7,255回	34,000回

現状と課題

社会情勢や全国の動き

インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための長寿命化の取組みが進められているとともに、Society 5.0*の実現に向け、都市の抱える諸課題をICT*等の新技術を活用して解決し、持続可能な都市を形成していく取組みが進められています。また、市街地整備については、「公民連携*でビジョンを共有し、多様な手法・取組みを組み合わせて、エリアの価値と持続可能性を高める更新」（市街地整備2.0）へと大きく転換を図る必要があると提言されています。

さらに、人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力が低下するなか、都市の魅力を向上させ、まちなかにぎわいを創出することが求められ、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブル*なまちなかの形成）が推進されています。また、新型コロナウイルス感染症流行下における新しい日常に対応するための当面の道路施策の実施や、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会から令和2年（2020年）に向けた道路政策ビジョンが提言されたことを受けて、これから道路施策の検討が始まるなど、将来を見据えた新たな道路施策の展開が進められています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 高度経済成長期に集中的に整備し、老朽化した道路・橋梁・上下水道などの、適正な維持管理・更新および長寿命化の推進
- 密集市街地における不燃化の促進
- 西部・南部のデマンド型乗合タクシー*の運行開始などによる交通空白地*の解消
- 関係機関と連携した交通安全対策の実施

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 不燃化や耐震化促進に関する普及啓発、住環境の改善と防災性の向上に向けた取組みの推進
- バリアフリー化*の推進
- 交通環境の変化をふまえた現状および将来的な市民ニーズの把握

施策の方向性

(1) 安心して暮らせる市街地の形成を進めます

① 密集市街地対策と耐震化の推進

密集市街地では、引き続き、主要生活道路・緑道の整備や木造住宅等の除却費補助等により住環境の改善と防災性の向上を進めるとともに、地域の活性化を図るために取り組みます。また、市全体において、民間住宅などの耐震化に対する普及啓発や支援などにより、既存建築物の耐震化を促進します。

② バリアフリー化*の推進

地域共生社会*の実現、社会的障壁の除去をめざし、バリアフリーマスタートプランや実行計画・基本構想を策定して、多様な個性の人々に配慮し、計画的にハード・ソフトの一体的な取組みを進めていくとともに、定期的な評価・見直しを進めます。

② 上下水道の充実

独立した公営企業として経営基盤の強化を図り、いつでも安心して水が利用され、汚水や雨水が適正に処理できるよう、老朽化した施設の更新や耐震化などを進めます。

(2) 安全・安心なまちづくりを進めます

① 道路整備の推進

平常時だけではなく、災害時には緊急交通路となる災害に強い都市基盤施設として、信頼性が高く、便利な暮らしを支える道づくりとともに、自転車通行空間整備など道路利用者にとって安全・安心な道路環境の実現と、脱炭素社会*の実現などもふんだんに取り組みます。

さらに、地域や関係機関との協働・連携のもと、親しみあふれ、活力ある道づくりを進めます。

② 橋梁等の長寿命化の推進

急速に進行する高齢化橋梁等について、定期的な点検の継続的な実施により損傷状況を的確に把握し、損傷が軽微な段階で修繕する予防保全型の維持管理を行うことにより、長寿命化を図ります。

(3) 安全・安心な交通体系を整備します

① 公共交通の充実

マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の構築をめざし、事業者などと連携しながら、シェアサイクル*など、利用者ニーズに沿った持続可能な公共交通網の維持・改善・サービスの向上に取り組みます。

② 交通安全対策の推進

警察など関係機関と連携し、交通安全教室や街頭啓発、通学路交通安全プログラム*の策定および進捗管理を進め、交通安全対策や自転車をはじめとした交通マナーの啓発に取り組みます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 災害に備え、住宅など既存建築物の耐震化に取り組んでいます。
- 商業施設や事業所などのバリアフリー化*に取り組んでいます。
- 利用者のニーズに沿った安全で利便性の高い公共交通サービスの提供に取り組んでいます。
- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいます。

施策
3-4

だれもが住みやすい住環境の実現

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

鉄道駅周辺や空港などに賑わいがあり、良好な住環境やまちなみが維持されている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①市内各鉄道駅の乗降客数および大阪国際空港旅客数	乗降客数 旅客数	380,000人 16,298,000人
②住宅確保要配慮者*向け賃貸住宅の登録戸数		現状より増加
③管理不全空き家*是正累計件数		1,100件
④まちづくりのルール区域面積	332.93ha	340ha
⑤景観形成に関するルールの策定地区数	9件	10件

現状と課題

社会情勢や全国の動き

人口減少・少子高齢化が進む中、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面および経済面において持続可能な行政運営基盤の構築などを推進するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク（地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり）」の考え方に基づく都市づくりが進められています。これに伴い、効率的な都市機能サービスを維持していく拠点づくりや、事業所集積地での住工混在*防止などの課題に対して居住・都市機能・産業の適切な土地利用誘導などが進められています。

また、高齢化の進行、世帯構成と、ライフスタイルの変化などに対応して、誰もがそれぞれの状況に応じた住まいを柔軟に選択でき、高齢期になっても安心して暮らせるよう、住宅セーフティネット*機能の強化などの住宅・住環境づくりに向けた公民連携*での取組みを進めることができます。

本市における現状（取り組んできていること）

- 千里中央地区再整備に向けた協議・調整、「豊中駅周辺再整備構想」策定、「大阪国際空港周辺地域再整備構想」策定など、まちの再生・発展に係る取組みの推進
- 市内分譲マンションの管理適正化に向け、「豊中市マンション管理適正化推進計画」を策定
- 民間賃貸住宅の活用や制度の周知啓発など住宅セーフティネット*構築の取組みの推進
- 地区計画*や都市景観形成推進地区などの制度を活用した魅力的な住環境や景観づくりの取組みの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 民間事業者との調整により地域特性を活かした都市の拠点づくりの取組みの推進
- 空港周辺地域の活性化等を目的とする魅力スポットの整備
- 将来世代に向けた住宅の性能向上のための取組みや空き家対策、マンションの管理適正化に向けた取組みなどの推進
- 誰もが安心して住み続けられる住宅の確保策の充実
- 住民が主体となった地区計画*や都市景観形成推進地区などの制度の活用についての継続的な支援の実施

施策の方向性

(1) 地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます

① 千里中央地区周辺の活性化

北大阪地域のにぎわいと活力の中心地として、引き続き土地利用の再編や多様な都市機能の誘導など官民協働の取組みを進めます。

② 鉄道駅周辺の活性化

各鉄道駅を中心に、地域の特色を活かし、多様な主体との連携・協働を引き続き図りながら、中心市街地の活性化につながるまちづくりを進めます。

③ 大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

広域的な交通・交流の拠点として、地域の発展に大きく寄与する重要な社会資源である大阪国際空港や周辺の場外用地を活かしながら、周辺地域の活性化に向けた取組みを進めます。

(2) 社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します

① 良質な住宅ストック*形成の促進

多様なライフスタイルや社会ニーズに対応した良質な住宅ストック*の形成や誰もが安心して住み続けられる住まいを確保するための取組みを進めます。

また、分譲マンションの管理適正化や円滑な建替えに向けた取組みを進めるとともに、既存住宅の流通促進、管理不全空き家*の改善・解消など、総合的に空き家対策に取り組みます。

② 安心して住み続けられる住宅の確保

多様な住宅確保要配慮者*に対応する住宅セーフティネット*を構築するため、セーフティネット住宅の活用や居住支援に関する取組みおよび市営住宅の適正な管理運営を進めます。

市営住宅については、民間のノウハウを活用しながら、長期的視点に立った維持修繕および整備を進めます。

(3) まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます

① 良好な住環境の維持・継承

周辺環境と調和した秩序ある良好な市街地形成の誘導を図ります。住民が主体となった地区計画*や都市景観形成推進地区（景観計画*）などの制度を活用した住環境づくりを進めます。

② 適切な規制誘導による土地利用の推進

社会環境の変化に対応しながら、良好な住宅地としてのまちの魅力を維持・継承していくため、引き続いだ市民・事業者の協力のもと、法令を遵守し周辺環境と調和した、秩序ある土地利用を進めます。

③ 良好な都市景観の保全・創造

地域の自然・地形・歴史性・景観特性を活かしながら、心地よく活気のある都市空間の創出や心に響く文化空間の創造、都市・地域の顔づくりをめざし、個性豊かで、魅力あふれる都市景観を創出します。また、周知啓発や表彰の取組みを充実させ、景観の重要性を感じ、自ら良好な景観を大切にする意識の醸成を図ります。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 地域の特色を活かしたにぎわいづくりに取り組んでいます。
- 景観や近隣との調和に配慮し、住まいの管理や良好な住環境の維持・継承に取り組んでいます。
- 地域に関心をもち、地域のまちづくりに参画しています。

施策
3-5

産業振興の充実

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

産業が地域社会を支え、生活を豊かにする好循環に
繋がっている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①市内事業所数	13,205事業所	維持
②企業立地促進条例の奨励金交付件数	26件	維持
③デジタル地域ポイント付与事業の利用ポイント数	令和5年度（2023年度）より通年実施	35,000,000 ポイント
④ITコンシェルジュ*派遣件数	150件	240件
⑤商品高付加価値化応援金*交付件数	16件	30件
⑥無料職業紹介事業での就職件数	238件	220件
⑦起業に関する相談件数	97件	150件

現状と課題

社会情勢や全国の動き

グローバル化*の加速、ICT*の発展・普及などにより産業のあり方が大きく変化し、第4次産業革命の技術革新を取り入れ、さまざまな社会課題を解決するSociety5.0*の実現をめざした取組みが進められています。そのような中、デジタル*技術により人々の生活をより良いものへと変革するDX*の推進や、経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラル*に伴うグリーン成長戦略」（令和2年（2020年））が示されるなど産業のあり方の変革が求められるようになっています。さらに、新型コロナウィルス感染症の世界的流行などの影響により不確実性が高まるなど、経済・産業をとりまく情勢が厳しくなっており、民間の努力だけで対処できる状況ではないとの認識のもと、アフターコロナを見据えた中長期の視点を示した「経済産業政策の新機軸」（令和3年（2021年）6月）が経済産業省から打ち出されました。この新機軸では、コロナ禍の経済情勢に応じた的確な対応とともに、コロナ禍を経て、新たな付加価値を中長期的に獲得し、成長を続けられる産業構造の構築に向けて、経済産業政策全体の新たな方向性が示されています。

また、ICT*の発展・普及で、職場にいなくても仕事をこなすことが可能になり、フレックス勤務*やテレワーク*など柔軟な働き方が普及する可能性が生まれました。アフターコロナを見据え、人手不足の解消と労働生産性の向上が求められる中、今後もデジタル化*の進展、多様な働き方を選択できる働き方改革がより一層進むことが予想されています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 平成30年（2018年）「豊中市企業立地促進計画」の策定、産業誘導区域*の設定に伴う奨励金の拡充による企業立地の促進
- 「とよなか起業・チャレンジセンター*」や「とよなか創業ナビ*」による起業支援の充実や市内産業の活性化に向けた取組みの推進
- 新型コロナウィルス感染症による影響に対し、地域経済の再生・活性化を最優先にした、事業者支援策、消費喚起策の実施

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 新型コロナウィルス感染症収束後を見据え、市内事業者のデジタル化*の推進など、社会・経済情勢の変化に対応した持続可能な発展ができる環境づくり
- 地域の特性や資源を活かした多様な産業集積の推進
- 多様な働き方が選択でき、安心して働き続けられる環境づくりの推進

施策の方向性

(1) 地域産業を支援し、投資・消費・働く場が活性化するための体制をつくります

① 産業振興のための企業立地の促進

大阪都心に隣接し、大阪国際空港や高速道路などをはじめとした広域交通網や、大学・研究機関の所在など、本市の立地特性を活かした企業立地を促進します。また、産業誘導区域*・重点エリア*への企業立地の取組みを推進し、事業所の安定した操業環境の維持・形成を図ります。

② 市内事業者の成長促進の支援および地域の商業活性化の推進

地域経済の好循環を形成し、その流れを太くしていくため、市場ニーズ・動向をふまえた商品開発や販売戦略など中小企業の新たなチャレンジと地域の商業活性化への取組みを支援します。また、働きながらスキルアップができる環境づくりを行い、事業所の人材育成を支援します。さらに、市内事業所の人材確保を支援するため、潜在的労働力を掘り起こすとともに、市内で働いている人が安心して働き続けられる環境づくりを行い、市内事業所への就業を促進します。

③ まちの活力とにぎわいの創出につながるビジネスの支援

まちに活力やにぎわいをもたらし続けるためには、市内外を問わず、「多くの人々を引きつけ、訪れてもらえるまち」であることが重要となるため、起業したい人が起業できるよう起業支援体制を充実します。また、フリーランス*といった多様な働き方の推進等「個が活躍する場づくり」や、「コミュニティビジネス*の推進」「商業集積地の魅力向上」「消費活動の利便性向上」等に向けた支援を行います。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 市内産業の活性化や新たな事業展開に取り組んでいます。
- 新たな事業を展開しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 経営力の向上に取り組んでいます。
- 雇用機会を創出しています。

施策3-1



ヒメボタル

施策3-2



美化啓発行事

施策3-4



岡町北住宅 新棟（宝山住宅）

施策3-3



利倉橋（令和3年（2021年）4月開通）

第4章

いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

年齢や性別、国籍などのちがいにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現を図ります。

また、市民文化の創造をはじめ、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりなど、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をめざします。



第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

4-1 共に生きる平和なまちづくり

4-2 学びと文化のあふれるまちづくり

施策
4-1

共に生きる平和なまちづくり

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

ジェンダー*、障害、人種、国籍などの多様性の理解が進むことにより、一人ひとりの違いを社会が認め、人権を尊重し、平和を大切にする意識が高まっている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①人権・総合生活相談件数	348件	400件
②平和展示室来館者数	2,902人	3,200人
③大阪府「男女いきいき・元気宣言」市内事業所登録数	13事業所	43事業所
④DV*に関する相談件数	1,024件	1,370件
⑤国際交流センターの利用者数	16,085人	65,000人

現状と課題

社会情勢や全国の動き

「障害者差別解消法*」、「ヘイトスピーチ解消法*」、「部落差別解消推進法*」などの法律に基づいた差別を解消するための取組みが進められていますが、同和問題、ジェンダー*・障害者・外国人・高齢者・子どもなどに関わるさまざまな人権問題は依然として存在しています。また、今日では、性的マイノリティ*、新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別や情報化社会の進展に伴ったインターネット上の新たな問題も生じています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 「非核平和都市宣言」（昭和58年（1983年））や「人権擁護都市宣言」（昭和59年（1984年））、「人権文化*のまちづくりをすすめる条例」（平成11年（1999年））に基づき、人権文化*のまちづくりの取組みの推進
- 拠点施設として「人権平和センター」を令和2年（2020年）に開設し、啓発事業等の充実
- 「日本非核宣言自治体協議会」や「平和首長会議」への加盟、核実験等実施報道に接して抗議文を送付するなど、非核平和の実現に向けた取組みの推進
- 同和問題や男女共同参画*、多文化共生*等の啓発事業などの取組みの推進
- 虐待やDV*・性暴力等に関する相談、被害者の安全確保等の対応、予防対策等の実施

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 市民・事業者・関係機関などとの連携の強化に努め、より一層、人権と平和が尊重されるまちの実現に向けた取組みの推進
- 新たな人権課題に対応した啓発等の推進
- 相談窓口の周知強化、関係機関との連携による潜在的ケースの掘り起こしなどの強化

施策の方向性

(1) 非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取り組みます

① 非核平和意識の高揚

次世代に平和の大切さが継続的に継承されるよう、平和月間の取組みをはじめ、教育・啓発活動の内容・手法を充実し、非核平和意識の高揚を図ります。

② 人権教育・啓発の推進

同和問題、ジェンダー*・障害者・外国人・性的マイノリティ*などの人権問題、SNS*上や新型コロナウイルス感染症で生じた人権問題など、多様化・複合化する人権課題や差別の解消を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、効果的な学習会の開催など人権教育・啓発活動を進めます。

③ 相談・支援体制の充実

相談窓口の周知強化や研修による相談員のスキルアップなど、人権平和センターを拠点とし、相談・支援体制の充実を図ります。

④ 虐待や差別などの人権をめぐる諸課題への予防・防止対策の充実

虐待や差別などを受けた被害者を支援するため、大阪府、民間支援団体等の関係機関との連携を深めるとともに、市民などへの普及啓発や相談、被害者の安全確保、自立した生活の援助など支援体制の充実に取り組みます。

(2) 男女共同参画社会*の実現に向けた取組みを進めます

① すべての人へのエンパワーメント*の支援

とよなか男女共同参画*推進センターすてっぷを中心として、性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、それぞれの状況や課題、目標に応じて、自立への力を育むためのエンパワーメント*支援に取り組みます。

② あらゆる分野での女性活躍の推進

政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大、すべての人が希望に応じたさまざまな働き方、学び方、生き方を選択できるよう、多様な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組みを通じて、あらゆる分野での女性の活躍を推進します。

③ DV*・性暴力の予防・防止対策の充実

DV*・性暴力に関する周知啓発を行い、暴力に対する認識・意識の向上を通じて、予防に向けて取り組むとともに、相談窓口の周知強化、大阪府や警察等の関係機関・民間団体との連携を深め、緊急時における安全の確保、自立支援の充実などに取り組みます。

(3) 多文化共生*のまちづくりを進めます

① 多文化共生*施策の充実

国籍や年齢、さまざまな文化的背景などの多様性を大切に、あらゆる人々が、地域社会の構成員として共に暮らせるよう、関係団体との連携により、外国人市民の状況を把握し、学習・社会参画の促進や適切な相談・支援の強化に取り組みます。

② 国際交流・国際協力活動の推進

国際交流センターを中心として、社会経済状況をふまえながら、留学生支援等の国際交流や協力活動を行っている市民団体などとの連携に取り組みます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 平和や人権に関する学習会などに参加・参画しています。
- 一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるための取組みをしています。
- 地域・職場・学校・家庭などすべての場においての人権意識の高揚を図り、人権の尊重に取り組んでいます。
- 男女共同参画*を促進する事業に参加・参画しています。
- 雇用・就労の場における機会の均等や働き続けやすい労働環境づくりに取り組んでいます。
- 多文化共生*を促進する啓発事業や交流事業などに参加・参画しています。

施策4-2



ホールでオーケストラ

施策4-1



人権平和センター豊中

施策4-2



豊中まつり：沖縄音舞台

施策4-2



国指定名勝西山氏庭園

施策4-2



こども向け野球教室

施策4-2



グリスボピア2021（キック d e スピードガン）

施策
4-2

学びと文化のあふれるまちづくり

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

市民が、文化芸術・生涯学習・スポーツなどの活動に親しむための機会が増加しており、すべての人にとって人生を豊かにするための環境が作られていることで、まちの活力と賑わいが創出されている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①社会増加数*	5年間で6,814人増加 (平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）)	5年間で7,400人増加 (令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）)
②市民ホールの利用率	79.2%	85%
③レファレンスサービス*の受付件数	1,230件	1,300件
④公民館主催事業の開催回数	357回	412回
⑤市内スポーツ施設の利用者数	764,960人	1,160,814人

現状と課題

社会情勢や全国の動き

「文化芸術基本法」（平成29年（2017年））、「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることで「文化芸術立国」の実現をめざしています。

また、教育基本法の精神に基づき、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」をめざして生涯学習の振興に取り組んでいます。

本市における現状（取り組んできていること）

- 「豊中ブランド戦略」に基づく、都市イメージの向上、市民が音楽等の地域資源にふれる場の創出などの取組みの推進
- 拠点施設として「文化芸術センター」をオープン（平成29年（2017年））するなど、市民が文化芸術に触れる機会の充実
- 「豊中市文化芸術推進基本計画」（令和3年（2021年））の策定
- 地域や関係機関などとの連携により、公民館や図書館等での、あらゆる年代の市民が学び、社会参加できる場や機会・情報の提供
- 「スポーツ推進計画」に基づいた市民の健康の保持・増進の取組みの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 多様な分野・切り口での魅力創造・発信の取組みの展開
- 「豊中市文化芸術推進基本計画」に基づいた南部地域でのイベントの実施や子どもの感性を育む事業などの積極的な展開
- 図書館施設の老朽化等に対し、今後を見据えた戦略的な施設配置等についての検討、「（仮称）中央図書館基本構想」に基づく事業推進
- 引き続き誰もが取り組める身近なスポーツの普及啓発

施策の方向性

(1) 都市の魅力と文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます

① 魅力創造・発信の推進

本市が「暮らしの舞台」として選ばれるよう、各分野の取組みと連携しながら、地域資源や地域特性を活かした都市の魅力を創造し、多様な媒体を活用して発信します。また、市と団体、団体同士の交流を深め、音楽やアートなど多様な分野を切り口とした都市ブランド*を向上させる取組みを展開します。

② 文化芸術にふれる機会や活動の場の提供

年齢や障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、あらゆる市民が多様な文化芸術の機会を享受できるよう、文化芸術にふれられる機会の充実を図ります。

③ 文化芸術の担い手の育成と市民の文化芸術活動への支援

文化芸術振興をより一層進めるため、子どもたちの豊かな感性・創造性を育む取組みの充実や、文化芸術を担う人材の育成を推進するとともに、助成金の支給など、市民の自主的な文化芸術活動を支援・顕彰する取組みを推進します。

④ “音楽あふれるまち豊中” の推進

「とよなか音楽月間」の取組みをはじめとし、市民が身近に音楽に親しむことができるよう、本市の貴重な音楽資源である日本センチュリー交響楽団、大阪音楽大学、市内の多様な主体との取組みを、新たな魅力を加えながら多彩に展開し、音楽に親しむことのできる場と機会の充実を図ります。

⑤ 歴史・文化遺産の保存と活用

本市の歴史・文化遺産を次世代に継承していくため、郷土資料館を拠点に周知啓発を図り、市民の生涯学習や学校での郷土学習の場として活用します。また、一元的に文化財を保存活用できる施設を周辺の施設再編にあわせて確保します。

⑥ 姉妹都市・兄弟都市との交流促進

姉妹都市のサンマテオ市（アメリカ、カリフォルニア州）と兄弟都市の沖縄市とは、オンライン*の活用や相互訪問などにより交流を継続するとともに、市民間での交流促進を支援します。

(2) 生涯を通した学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

① 学びの支援と学習機会の充実

生涯を通して学ぶことができるよう、市民の多様な学習意欲や知的好奇心を高める支援、さまざまな学習機会・学び直しの場や機会の充実、情報の提供とともに、ICT化*の促進等により、いつでも、どこでも、何度でも学べる環境の整備を進めます。また、（仮称）中央図書館の整備など生涯学習の推進に取り組みます。

また、公民分館をはじめとする地域活動団体、市民、高校、大学、関係機関などとの連携・協働をさらに促進させ、新たな事業の創出や幅広い分野での学習機会の充実を図ります。

② 地域における学習活動などの推進

多世代の交流を促進し、学習を通して得た知識や成果を生活課題や地域課題の解決に向けた取組みにつなげるための場や機会づくりを進めます。また、多様な主体間の相互連携を促進させるとともに、地域における主体的な学習や社会教育などの活動が活発に行われるよう、担い手となる人々の出会いの場づくりと育成・交流の支援を行います。

(3) スポーツにふれる機会の創出とスポーツ施設の環境整備を進めます

① 市民がスポーツにふれる機会の創出

子どもから高齢者まで、ライフステージ*に応じた生涯スポーツ活動を支援するとともに、スポーツ大会やイベント等、スポーツにふれることができる多様な機会の創出に取り組みます。

② 安心して利用できるスポーツ施設の環境整備

市民のスポーツ活動等の機運を醸成するため、スポーツ施設の利用促進を図り、安心して身近なところでスポーツに親しめる環境の整備に取り組みます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 文化芸術活動に参加し、発信しています。
- 文化芸術活動を支援しています。
- 歴史・文化遺産の保存・活用の取組みに参加・参画・支援しています。
- 歴史・文化資源の魅力発信を行っています。
- 姉妹都市・兄弟都市との交流に取り組んでいます。
- 生涯学習の場や機会を創出しています。
- 生涯学習での成果を地域に還元しています。
- スポーツの場や機会を創出しています。

第5章

施策推進に向けた取組み

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域の課題を共有しながら、「まちの将来像」の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。

また、人と人、人と地域が支えあいながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。

今後想定される社会環境の変化においても、持続可能な行財政運営を推進していくために、未来志向型の改革をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランドの向上、広域・都市間連携の推進など、多様な主体の力を活用して施策を推進します。



第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

5-1 情報共有・参画・協働に基づく
まちづくり

5-2 持続可能な市政運営の推進

施策
5-1

情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

市民・事業者がニーズに応じた市政情報を受信できており、市政に参画できる機会が充実し、地域活動や市民公益活動*への参加が進んでいる。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①市ホームページの年度アクセス数	34,443,774件	38,000,000件
②市民の声の件数	1,059件	1,200件
③地域自治組織*の数	8団体	10団体
④協働の取組み件数	458件	500件
⑤市民公益活動*支援センター利用者数（オンライン*参加等含む）	4,568人	10,000人

現状と課題

社会情勢や全国の動き

全国的にまちづくりへの市民参加、協働、公民連携*が進んでいるなか、国の令和22年（2040年）を見据えた「自治体戦略2040構想研究会」では、「公共私によるくらしの維持」として、新しい公共私の協力関係や暮らしを支える担い手の確保が必要とされており、多様な主体の連携、協働によるまちづくりが一層重視されています。

本市における現状（取り組んできていること）

- ホームページやソーシャルメディア*など多様なツールを活用した市政情報の発信、市政参画機会の拡大
- 市民公益活動*団体、地域自治組織*、自治会活動等への支援による教育・福祉・環境・防犯などさまざまな分野での協働によるまちづくりの推進
- 新型コロナウイルス感染症流行下での地域活動実施に関する相談対応、活動再開支援

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 協働によるまちづくりをより一層進展させていくため、デジタル*技術を活用した効果的な情報発信、市民参画機会の拡大
- 協働への理解促進・意識の浸透、地域課題の共有・対応など、情報共有・参画・協働のしくみの更なる充実
- これまで以上に多様な人たちが関わるよう、地域コミュニティ*の活性化の推進
- 地域活動における新型コロナウイルス感染症の影響等による新たな課題への対応

施策の方向性

(1) 市政情報の発信・提供・公開を推進します

① 多様なツールを活用した広報・情報発信の充実

広報誌やホームページ、ソーシャルメディア*など多様なツールを効果的・効率的に活用し、ツールの特性を活かした取組みを進め、市政情報が市民に広く伝わり共有されるよう、より一層の発信・提供・公開を推進します。

(2) 市民が参画できる機会の充実を図ります

① 多様な広聴機会を活用した市民ニーズの把握

従来からのアンケートや意見交換会などとあわせて、インターネット（オンライン*）やソーシャルメディア*の活用など多様なツールを活用した機会づくりや、市民や事業者が市長と直接対話する機会の充実など、市民意識・意見を把握する機会を充実させ、その成果が市政へ活かされるよう取り組みます。

② 市政への市民参画の機会の充実

課題の把握・計画・実施・評価など市政を進めていく各段階において、インターネット（オンライン*）やソーシャルメディア*などを活用し、多様な立場の人が参画できる機会の充実を図ります。

(3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します

① 地域活動の担い手の確保と活動支援

情報発信や機会の提供などを一層進めることで、地域活動への理解を深め、地域の人のつながりづくりや地域への愛着・地域へ主体的に関わろうとする意識の醸成を図り、地域を知り、関心をもつききっかけづくりにつながるよう支援します。あわせて、地域で活動するさまざまな市民や団体が地域課題に協働で取り組む地域自治組織*の形成や自治会加入の促進など、地域活動への支援を行い、地域コミュニティ*の活性化を進めます。

② 多様な主体による協働の推進

新型コロナウイルス感染症の影響で新たに発生した課題など、さまざまな地域課題の共有を図り、多様な視点から、課題の解決に向けた取組みが推進できるよう、市民・事業者など多様な主体との協働をより一層推進します。

③ 市民が主役のまちづくりの推進

多様な分野で継続的に市民・事業者が市民公益活動*に取り組めるよう、支援の制度やしくみの充実を図ります。また、活動などの情報発信や交流事業などによる活動間の連携促進を図ります。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 多様なツールを活用して市政情報を入手しています。
- 市政への多様な市民参画の機会に参加しています。
- 地域活動に関心をもって取り組んでいます。
- 地域課題を共有しながら、多様な分野で市民公益活動*に取り組んでいます。

施策
5-2

持続可能な市政運営の推進

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態

社会環境の変化に柔軟に対応しながら、安定した税収入と支出のバランスのもと、市民サービスが向上し、行政サービスに満足している市民が増えている。

重要目標達成指標（KGI）		現状	目標
①経常収支比率*		84.9%	中核市平均以下
②市税収入		70,522,289千円	74,494,000千円
③オンライン*サービスの利用件数	手続き等案内 L I N E 友だち数	5,940件 38,405人	100,000件 100,000人
④事業者・大学との連携協定の数		41協定	前年度より増加
⑤災害時相互支援協定の数		97協定	前年度より増加

現状と課題

社会情勢や全国の動き

地方分権改革により、地方自治体においては、限られた資源のなかで、地域の特色を活かした創意工夫のもと、自己決定と自己責任による自治体運営が進められています。

また、「統合イノベーション戦略2021」や「デジタル田園都市国家構想」が打ち出されており、持続的な生活基盤を有する社会の実現に向けて、都市や地域が抱える課題をデジタル実装等を通じて解決を図り、誰一人取り残されずすべての人が新たな技術やデジタル化*のメリットを享受できる豊かな暮らしを実装する「スマートシティ*」を全国に展開し、「S o c i e t y 5.0*」を実現することをめざしています。そのようななか、新型コロナウイルス感染症の影響等により、デジタル化*や働き方改革の動きが加速しています。

本市における現状（取り組んできていること）

- 令和2年（2020年）8月、「とよなかデジタル・ガバメント宣言」を発出
- デジタル*技術を活用した行政サービスの提供による市民の利便性・快適性の向上
- 紙の使用削減、ウェブ会議やテレワーク*の推進によるワークスタイル*の変革
- ふるさと納税を活用した歳入確保等、持続可能な財政運営の継続
- 新型コロナウイルス感染症対策による歳出増に対し、国の臨時交付金の活用や事業の見直し等による財源の創出で実質収支黒字を達成
- 「公共施設等総合管理計画」をふまえた市有施設の更新および長寿命化の取組みの推進

本市における今後の課題（取り組むべきこと）

- 市民が暮らしやすさを実感・共感できるデジタル*活用の高度化・充実およびデジタルデバイド*対策の拡充
- デジタル*を活用したワークスタイル*の変革による生産性の向上
- デジタル化*の取組みを軸としながら、より一層効果的・効率的で持続可能な市政運営の推進
- 社会保障関係経費の増大や、市有施設の老朽化対策費用の増加を見込んだ財政運営
- 新型コロナウイルス感染症への対応など、新たに発生する行政をとりまく事象へ対応できる市政運営体制づくり

施策の方向性

(1) 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます

① 適正性・公正性・公平性を確保した業務執行

法令に基づき業務を適正に執行するとともに、内部統制*制度・監査制度（監査委員監査・包括外部監査）などを引き続き的確に実施します。また、行政不服審査制度・苦情処理制度などにより、市民の権利利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保します。

② 行政評価制度*に基づく総合的な施策推進

成果重視の行政評価制度*に基づき、政策評価を毎年度行うなど、職員間で施策や事務事業の目的や課題を共有するとともに、市民への説明責任を果たすことで、引き続き市民と目的や課題などの情報を共有し、成果と効果を重視した総合的な施策推進を図ります。

③ 人材育成の推進

時代の変化に対応した質の高い市民サービスを提供するため、職場と人事制度の連携による総合的・計画的な取組みを進め、地域や市民とつながりながら、これまでの価値観にとらわれず自律的に行動する職員の育成に取り組みます。

④ 財源の確保および健全な財政運営の推進

公正・公平な課税の推進や債権回収整理の高度化と同時に、ふるさと納税制度を活用した寄附文化の醸成や市有財産の有効活用、国・府制度や各種地方債の活用、税データをはじめとした行政データを活用した税収向上に資する施策の構築など、引き続き財源の確保に取り組みます。また、新たな発想による既存事業の見直しや公共施設の維持管理経費および社会保障関係経費の伸びの抑制など、健全な財政運営に取り組みます。

⑤ 公共施設の計画的な管理・運営

将来にわたって安全・安心な公共施設を維持できるよう、公共施設等総合管理計画に基づいて、引き続き市有施設の更新や長寿命化などの対策を進めるとともに、公共施設総量の枠組みに沿った施設の統合や複合化による施設再編を進めることなどにより関係経費の抑制に努め、計画的な管理・運営を図ります。

⑥ 安定した社会保障制度の運用

社会保障サービスの提供を持続可能なものにするために、保険制度の適切な運用に取り組みます。

(2) デジタル*技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます

① 行政のデジタル化*の推進

行政手続き等のオンライン*サービスの拡充や電子決済（キャッシュレス*）の推進、A I *やX R *などの先進技術の実装など、デジタル*技術によって社会課題を解決しつつ、サービスやしくみ、仕事のあり方を変革します。

② 地域社会のデジタル化*の推進

先進技術の活用により都市の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題解決と新たな価値の創出をめざすスマートシティ*の実現に向け、実証実験などのこれまでの取組みをふまえ、実装・運用を推進します。

(3) 多角的な連携に取り組みます

① 事業者や大学などとの連携の推進

よりよい市民サービスを提供するため、公民学連携プラットフォーム*の充実と活用などにより、事業者や大学など多様な主体との連携・協働による効果的・効率的な事業手法の検討を進めます。また、協定・提携を拡大するなど、連携の取組みをより一層推進します。

② 都市間連携の推進

広域的な住民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、共通の特徴があり、中核市として同等の権限をもつN A T S *や中核市市長会等を活用し、近隣市町などとの水平的・相互補完的な役割分担による連携を進めます。また、有事の際に円滑な連携が図れ、実効性が担保できる体制づくりを進めます。

(4) 感染症や大規模災害等に対応できる体制づくりを進めます

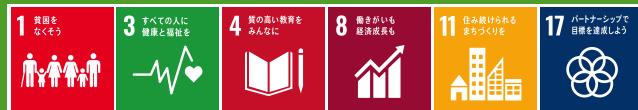
① 危機管理体制の充実

感染症や大規模災害の発生時に市民の生命・身体・財産への被害を最小限に押さえ、速やかに回復するため、危機が生じた際に迅速かつ的確に対応できるための取組みを進めます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- オンライン*サービスや電子決済（キャッシュレス*）を活用して行政手続き等を行っています。
- 多様な主体との連携・協働の取組みに参画しています。
- 生活の中でデジタル*を使いこなしている実感をもつ人が増えています。

リーディングプロジェクト (南部地域活性化プロジェクト)





リーディングプロジェクト（南部地域活性化プロジェクト）

南部地域の現状と課題

（現状）

南部地域は、名神高速道路以南をエリアとする地域です。高度経済成長の時代には、木造賃貸住宅や小規模戸建住宅などが集中的に建設されました。一方、神崎川沿いの地区や三国塚口線・大阪南池田線の周辺には企業も立地しています。庄内駅周辺には、にぎわいのある商業地のほか、大阪音楽大学・文化ホール・社寺など文化的環境が形成されています。

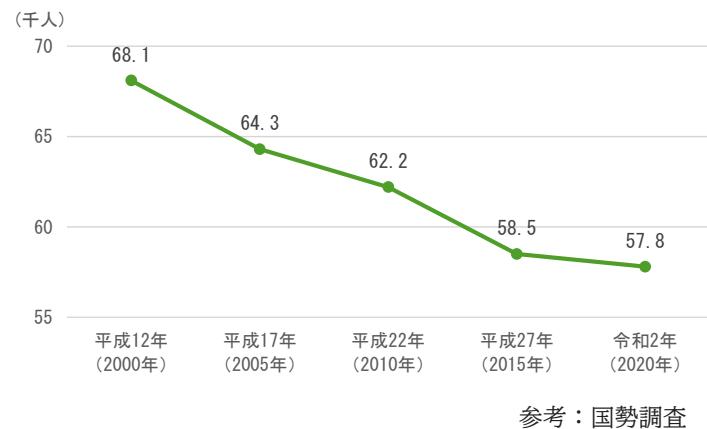
（課題）

南部地域の人口は、他の地域に比べて減少傾向が顕著となっており、少子化も進んでいます。また、教育環境では、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒がみられます。

住環境では、狭あいな道路をはじめ、年数の経過した長屋住宅や文化住宅などが多く集積しており、防災上の課題となっています。

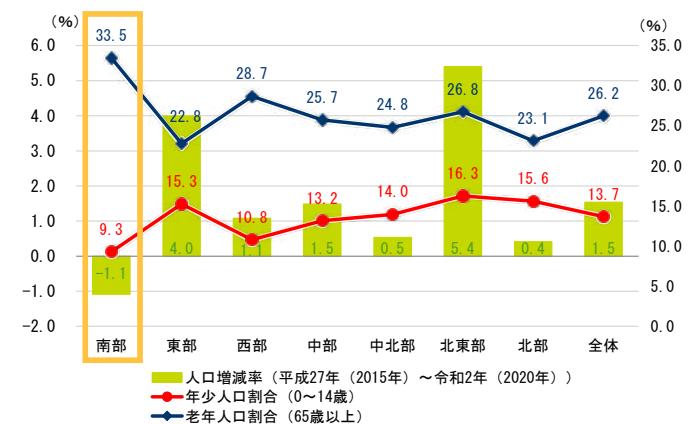
今後、立地特性を活かし魅力を高めながら、地域の活性化を図ることが求められています。

南部地域の人口推移



参考：国勢調査

地域別人口増減率・年少人口*割合・老人人口割合



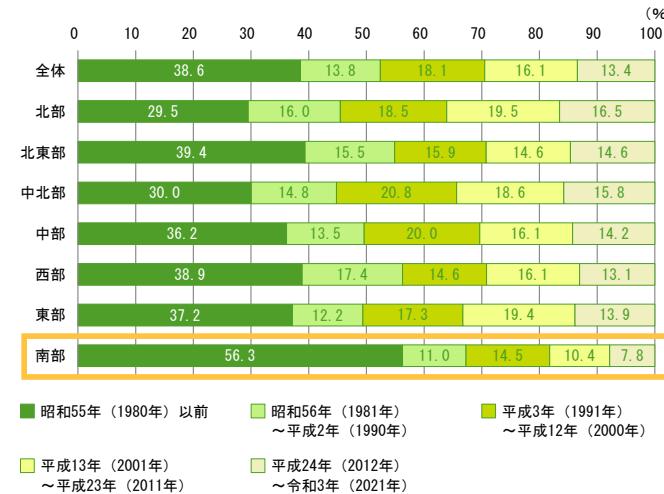
参考：国勢調査

プロジェクトの位置づけ

南部地域が抱える緊急的な課題を乗り越え、もてる力を活かした魅力あふれるまちへと発展していくことが市全体の活性化にも寄与していくことから、リーディングプロジェクトに位置づけるものです。

リーディングプロジェクトの推進にあたっては、多様な主体との連携や民間活力の効果的な活用を図りながら、経営資源を重点的に配分します。

建物の建築時期別件数割合



参考：担当課調査

プロジェクトの方向性と目標

南部地域から“みらい”を

南部地域に暮らしたい、訪れたいと思う人を増やし、
 南部地域に暮らす人々がより一層、
 愛着と誇りをもてるまちづくりを進めながら、
 “みらいのとよなか”につながるまちづくりを進めます。

令和9年度（2027年度）末に
実現したい状態♪

義務教育学校*、庄内コラボセンターが南部地域の新しい拠点となり、学校跡地の活用などにより、まちに活気が出ている。

重要目標達成指標（KGI）	現状	目標
①南部地域の人口	57,828人	58,462人
②全年少人口*に対する南部地域の年少人口*の割合	9.8%	11.2%
③南部地域における社会増加数*	-502人	増加に転じる
④こども・教育総合相談窓口の相談件数	令和5年度（2023年度）より通年実施	2,000件
⑤豊中しごと・くらしセンターの相談件数	令和5年度（2023年度）より通年実施	650件
⑥住み続けたいと思っている市民の割合（南部地域）	81.8%	前回より増加

現状（取り組んできていること）

- 南部地域活性化基本計画策定、整備推進
- 令和5年（2023年）の庄内さくら学園および庄内コラボセンターの開設に向けた取組みの推進
- 学校再編により生じる学校跡地についての個別活用計画策定、活用の方向性明確化
- 義務教育学校*2校の具体的な教育カリキュラムの検討
- 庄内地域の商店街での多彩な事業の展開、「音楽あふれるまち」の推進や地域活性化の推進

課題（取り組むべきこと）

- （仮称）南校の令和8年（2026年）開設に向けたスケジュール管理の推進
- 令和5年度（2023年度）から廃校となる学校跡地活用に向けた、事業公募の推進
- 義務教育学校*2校の具体的な教育カリキュラム作りの推進
- オンライン*手法も活用しながら、音楽、アートなどを切り口とした南部地域活性化に資する事業の展開

主な取組み

(1) 子どもたちの元気があふれるまちづくり

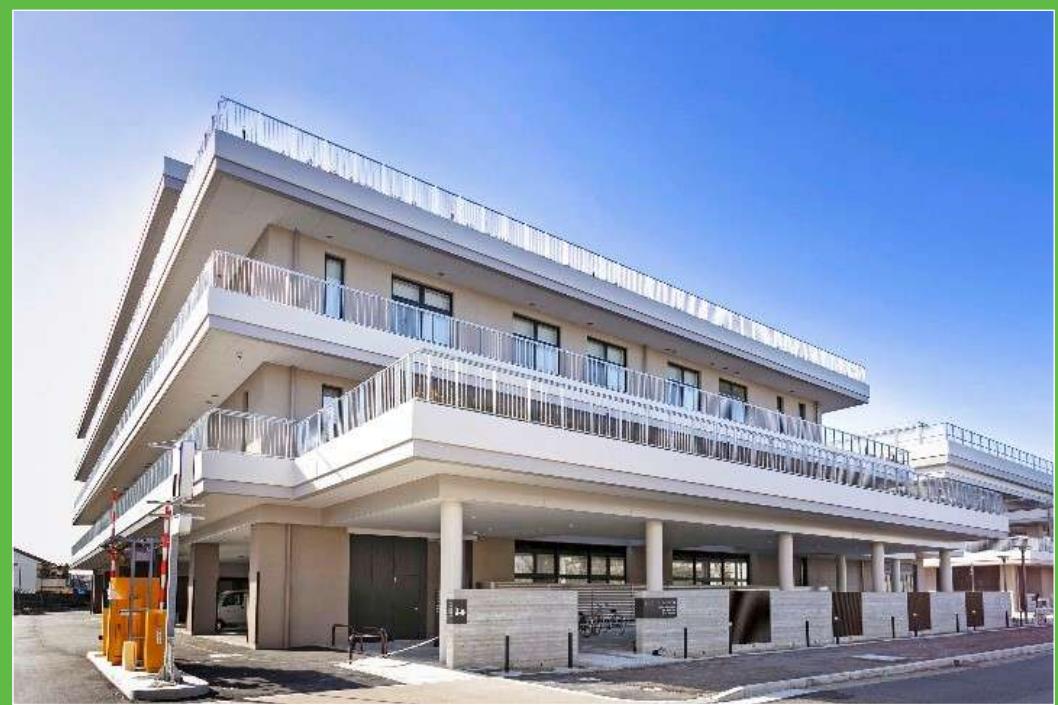
- 子どもが育ち、夢を育むことができるよう、不安を抱え込まず、安心して子育てができる環境や子どもの居場所づくりを進めます。
- 9年間を見通した具体的な教育カリキュラムづくりなど、庄内さくら学園、（仮称）南校を中心に、学校再編による小中一貫教育の推進による魅力ある学校づくりを進めます。
- 子どもたちが多様な関わりあいや体験を通じて、互いに尊重しあえる豊かな人間性を育めるよう、学びの機会・生活環境の充実を図ります。

(2) 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

- まちの不燃化や耐震化の促進など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害や犯罪などに対する安全対策を高められるよう、地域の防災力・防犯力の向上を図ります。
- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、多分野で連携する地域福祉ネットワークの充実、重層的支援体制*の強化を図ります。

(3) にぎわいとゆとりのあるまちづくり

- 地域拠点やにぎわい拠点を形成するため、庄内コラボセンターの整備に続き、学校跡地の活用など、公民連携*で公共施設の再編を引き続き進めます。
- 南部地域に関わる市民や団体が集い、つながる拠点となる庄内コラボセンターを活用し、市民相互および世代間の交流を促進し、南部地域のにぎわい創出、地域課題解決を進めます。
- 地域に暮らす人々や訪れる人々が快適さやゆとりを感じられるよう、緑化の推進や「音楽あふれるまち」を感じられる景観整備など、良好な都市景観の形成を図ります。
- 事業活動の下支えと、新型コロナウイルス感染症収束後の円滑な経済再開を見据えた環境づくりを支援するなど、産業振興を図ります。
- 音楽・歴史・アートなどを切り口にした多彩な取組みを展開するとともに、自分たちのまちの魅力を再発見し、地域交流を深めるとともに、マイクロツーリズム*の視点も取り入れ、南部固有の資源や大都市に隣接する立地特性を活かしながら、まちの更なる魅力向上を図ります。



庄内コラボセンター（外観）



庄内コラボセンター（中の様子）



庄内バル



スケートボードパーク（グリーンスポーツセンター）

資料編

[1] 第4次豊中市総合計画基本構想

[2] 第4次豊中市総合計画後期基本計画関連資料

- 1 総合計画策定にかかる根拠条例
- 2 策定体制
- 3 策定経過
- 4 市民への取組み
- 5 総合計画審議会
- 6 庁内組織
- 7 施策・施策の方向性とSDGsの対応表
- 8 重要目標達成指標（KGI）一覧
- 9 用語集

[1] 第4次豊中市総合計画基本構想

1 策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

総合計画は、豊中市自治基本条例（平成19年（2007年）4月施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。

本市では、昭和44年（1969年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。

平成13年度（2001年度）からは、「第3次豊中市総合計画（目標年度：平成32年度（2020年度））」のもと、市民・事業者・行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和62年（1987年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替えなどにより、平成17年度（2005年度）以降は増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育ち・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの保全、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域では、鉄道や高速道路などの整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、第3次豊中市総合計画の目標年度を前倒しして「第4次豊中市総合計画」を策定するものです。

2. 総合計画の構成と期間

(1) 構成

基本構想

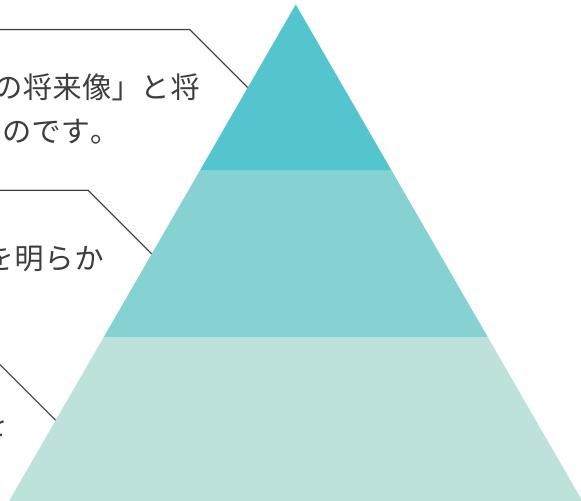
これまでのあゆみや現況課題を整理し、「まちの将来像」と将来像を実現するための「施策の大綱」を示すものです。

基本計画

まちの将来像の実現に向けて、体系別の施策を明らかにするものです。

実施計画

基本計画で示した施策を実現するための事業を明らかにするものです。



(2) 計画期間



基本構想

10年 | 平成30年度（2018年度）～平成39年度（2027年度）

基本計画

前期5年 | 平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）
後期5年 | 平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度）

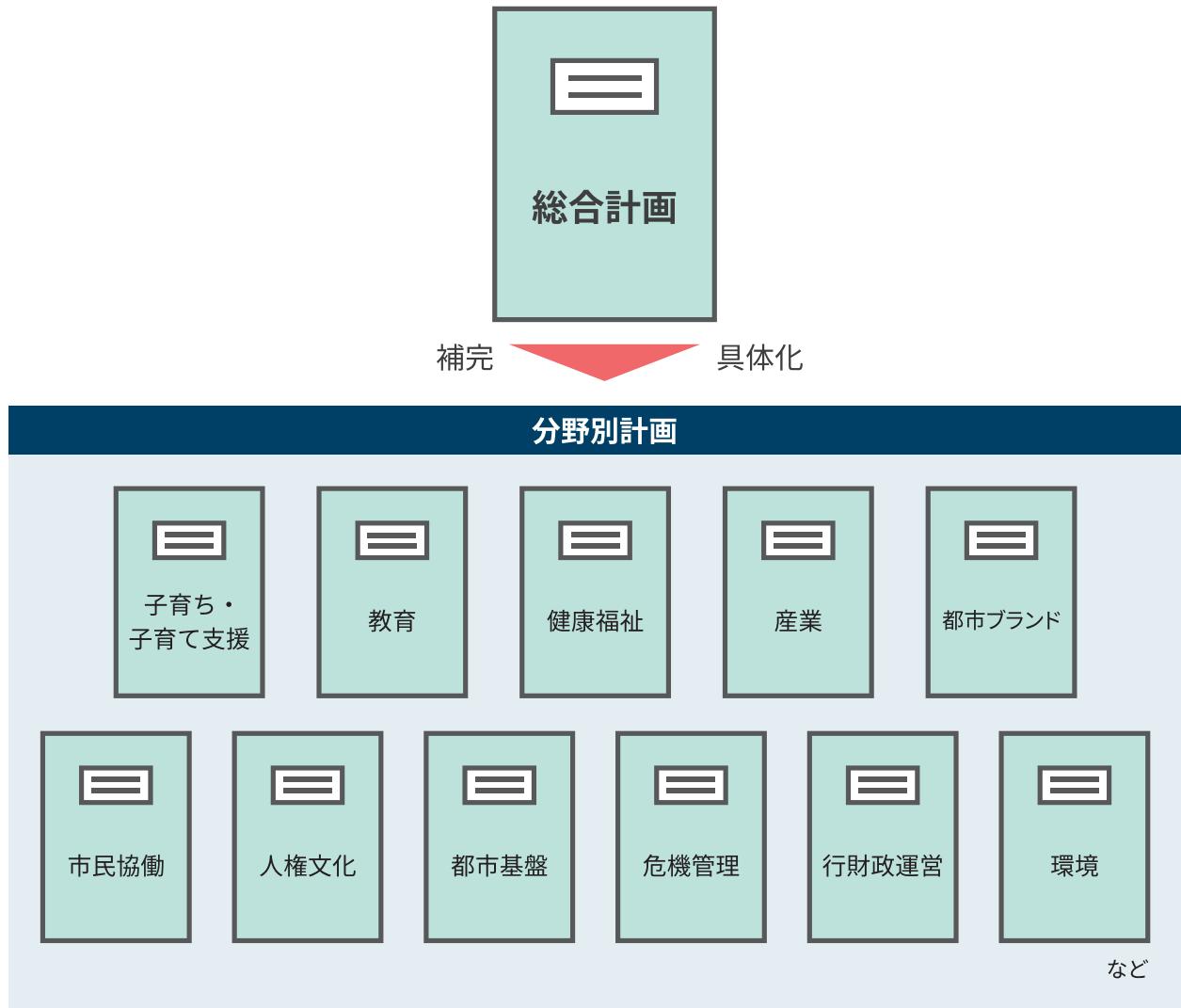
実施計画

前期5年 | 平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）
後期5年 | 平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度）

3. 分野別計画との関係

行政の各分野では、社会環境の変化や、多様化するさまざまな市民ニーズに対応していくための分野別計画を策定しています。

分野別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域・期間・性格も異なりますが、それぞれの行政分野がめざすべき方向性や事業の体系を示し、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。



2 豊中市のあゆみと社会環境の変化

1. 豊中市のあゆみ

(1) 市制施行と市街化の進行

明治43年（1910年）に開設された箕面有馬電気軌道（現阪急宝塚線）沿線に、電鉄資本などによる郊外住宅地の開発が進められたことなどにより、本市は、大阪都市圏内の近郊都市のなかでも早くから住宅市街地の形成が進み、戦前には優良な郊外住宅地となりました。

昭和11年（1936年）10月、豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、豊中市となりました。その後、2度の合併を経て、昭和30年（1955年）に豊能郡庄内町を編入し、現市域になりました。大阪市に近い地の利と起伏に富んだ丘陵地帯は、早くから絶好の住宅地として選ばれ、文教都市の名声が高まるにつれ、人口は急激に増えました。

人口急増にあわせて、住宅の建設や学校・道路・上下水道などの都市施設の整備が行われました。さらに、「千里ニュータウン」の開発、千里丘陵での「日本万国博覧会」の開催による北大阪急行電鉄の整備、名神高速道路・阪神高速道路・新御堂筋・府道大阪中央環状線などの開通に伴い急速に市街化が進行しました。

(2) 総合計画と都市宣言

① 総合計画

■豊中市総合計画（昭和44年（1969年））

当時、本市は、大阪市の外縁都市として飛躍的な発展を遂げていましたが、都市行政の複雑多様化と都市のスプロール化*に対処するため、長期的な視野に立った総合計画の策定が必要となっていました。そこで、「豊能3市総合計画」（昭和43年（1968年）9月策定）を基本構想とした市独自のまちづくり計画となる「豊中市総合計画」を昭和44年（1969年）に策定しました。本計画は、社会経済の発展に伴い、均衡のとれた都市としての発展を保ちつつ、豊能地方での本市の都市的役割を明らかにして、住民の福祉向上と住みよい地域社会の建設、積極的な生活環境の整備、次代の担い手である青少年の教育と健全な育成、文化の振興、健康の増進など、市民生活の向上を目的としたものがありました。

■豊中市総合計画（昭和54年（1979年））

日本経済が安定成長期に移行し、市の人口の増加や市街地の拡大が沈静化するなど、まちづくりの諸条件が大きく変化したことから、時代背景をとらえた新たな都市発展の方向性を示す計画として、新たに「豊中市総合計画」を昭和54年（1979年）に策定しました。

この計画は、本市が充実期にさしかかった段階における計画ともいべきもので、「みんなでとりくむ緑の郷土づくり」をスローガンとし、豊中市民のふるさととなるまちをつくっていくことを目標に、これまでの急速な市街化に伴う諸問題の解決と都市基盤の充実、緑化の推進、社会福祉や教育の充実などを中心とした施策を展開しました。

■新豊中市総合計画（昭和61年（1986年））

急速な高齢化の進行や女性の社会参加の促進などをはじめ、都市構造や土地利用の変化、市民のまちづくりへの関心の高まり、市民ニーズの多様化など、さまざまな面で変化がみられるようになりました。こうした変化に対応するため、「緑豊かな生活文化創造都市、豊中一うるおいのある快適な都市づくりを目指して—」を将来像に掲げた「新豊中市総合計画」を昭和61年（1986年）に策定しました。都市機能の整備水準を一層高めていくとともに、市民の心の豊かさを満たすこと目的に、「平和で平等な社会づくり」をはじめとする7つの施策を展開しました。

その間、社会経済環境は、バブル経済*の崩壊や阪神・淡路大震災の発生などにより大きく変化し、ゆとりやうるおい、心の豊かさに対する人々の志向、新たなコミュニティ意識やまちづくりへの参加意識などが高まってきました。また、地方分権の流れのなかで地域の果たす役割も変化してきました。

用語解説

スプロール化 | 市街地が無秩序に拡大してゆく現象のこと。計画的な街路が形成されず、虫食い的に宅地開発が進んで行く様子をさす。

バブル経済 | おおむね不動産や株式をはじめとした時価資産価格が、投機によって経済成長以上のペースで高騰して実体経済から大幅にかけ離れ、しかしそれ以上は投機によっても支えきれなくなるまでの経済状態のこと。

■第3次豊中市総合計画（平成13年（2001年））

少子高齢化の進行や環境問題への新たな展開、情報化・国際化・グローバル化^{*}の進展など、本市を取り巻く社会環境が多様化するなか、新豊中市総合計画が目標年次を迎えるにあたり、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念とした「第3次豊中市総合計画」を平成13年度（2001年度）に策定しました。一人ひとりの人権を尊重するという考え方を根幹とし、市民・事業者・行政がよりよいパートナーシップ^{*}を形成した協働でのまちづくりの推進を基本姿勢として、「人と文化を育む創造性あふれるまち」「安心してすこやかな生活のできるまち」「活力あふれる個性的・自律的なまち」「環境と調和し共生するまち」を将来像に掲げ、各施策を推進してきました。

この間、本市は、平成13年（2001年）に特例市に移行し、平成24年（2012年）には、市民サービスのさらなる向上や地域の保健衛生の推進など、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うために、中核市に移行しました。

② 都市宣言

■安全都市宣言（昭和36年（1961年）10月15日）

産業経済の高度な成長に伴い生活文化の向上は飛躍的である。わが豊中市は市制施行以来25周年、大都市大阪に隣接する住宅、文化教育都市としての特異性もいよいよ顕著となり、市勢も驚異的な発展を遂げつつある。反面、これに伴う産業災害・交通事故・火災などの発生は真に寒心にたえないところである。

われわれの日常生活におけるこのような災害防止の措置は、それぞれの分野において積極的に講ぜられているところであるが、なおあらゆる災害をより効果的に、より強力に防止するため、豊中市各層打って一丸とする全市民運動を強力に展開し安全意識の高揚を図り「国民安全の日」制定の主旨に基づき、産業、労働、交通、消防、教育、文化、福祉、保健、衛生、婦人団体各組織の有機的連携をはかり、市民生活のあらゆる面において安全を確保し、より健康で明るい住みよい文化都市建設を目指して、ここに豊中市を「安全都市」とする。

■平和都市宣言（昭和40年（1965年）2月5日）

わが豊中市は世界の恒久平和と永遠の繁栄を保障する世界連邦建設の趣旨に賛同し、ここに平和都市たることを宣言する。

用語解説

- グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。
- パートナーシップ | まちづくりなどの事業において、市民・事業者・行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

■非核平和都市宣言（昭和 58 年（1983 年）10 月 15 日）

真の恒久平和と安全の願いは人類共通のものである。

しかしながら、核軍備競争は依然として続き、今や人類は自らを破滅させる危機に直面している。

わが国は世界で唯一の被爆国として平和を望む全世界の人々とともに人類の安全と生存のため核兵器廃絶に向けて積極的な役割を果たさなければならない。

豊中市は日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、非核三原則の厳守を求め、核兵器廃絶を訴え、平和と安全のために貢献する決意とともに、市内での核兵器の生産、貯蔵、配備はもちろん、その通過を許さないことを表明し、ここに非核平和都市となることを宣言する。

■人権擁護都市宣言（昭和 59 年（1984 年）3 月 28 日）

私たちは、豊中市民として日本国憲法のもとにすべての人が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るい住みよい社会が一日も早く実現することを願っています。

しかし、今なお存在するさまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護される心豊かな豊中市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるため、ここに豊中市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

■青少年健全育成都市宣言（昭和 60 年（1985 年）10 月 9 日）

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにはすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して、「青少年健全育成都市」を宣言します。

■自治体環境宣言（平成 5 年（1993 年）10 月 4 日）

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住む物に調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証しとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代をはじめ後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざす。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしいまちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言する。

(3) 豊中市の特性

これまでのあゆみのなかで培われてきた本市の特性は次のとおりです。

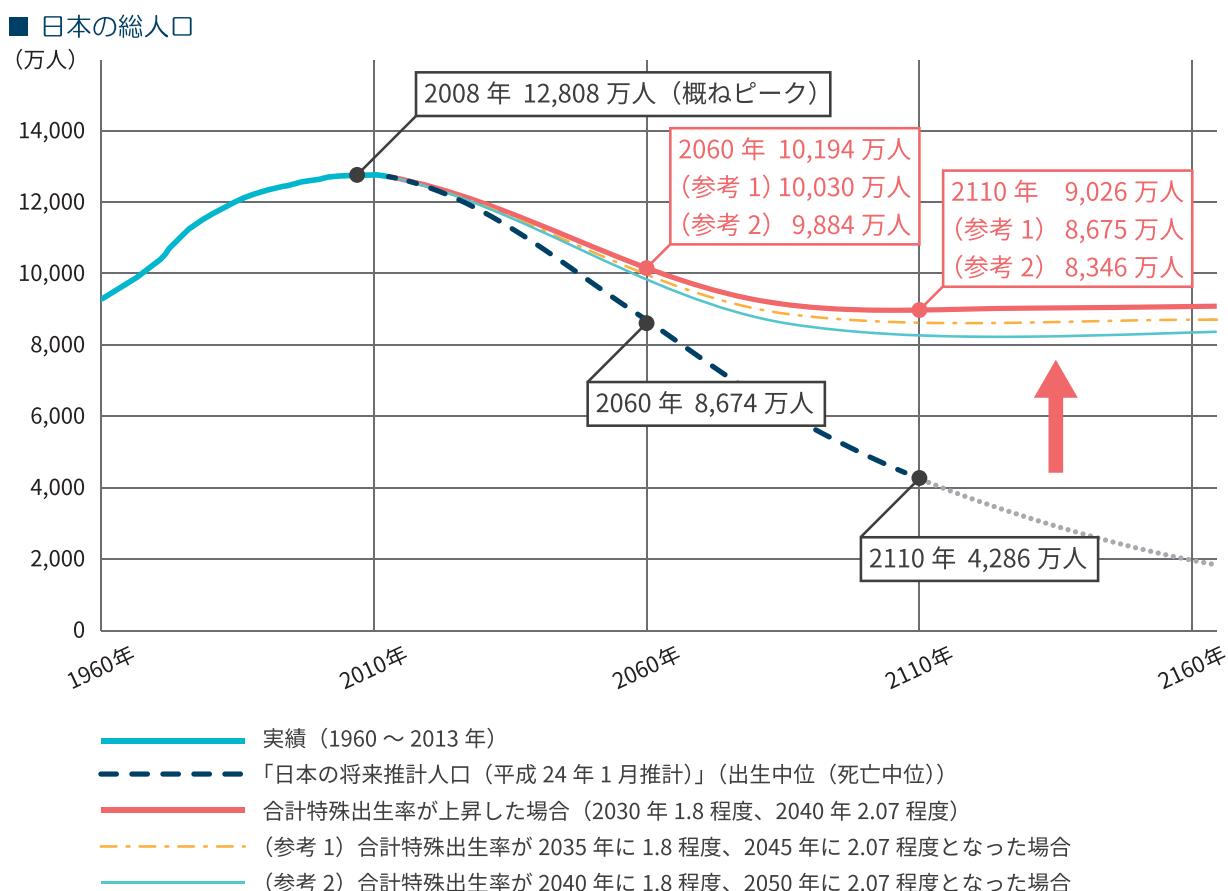
- 教育・文化に対する市民の高い関心
- 良好な住環境
- 優れた交通利便性
- 活発・多様な市民活動



2. 社会環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

人口減少時代を迎える国は、平成26年（2014年）に「人口減少の歯止め」「東京圏への人口の過度な集中の是正」を目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同法に基づく長期ビジョンでは、現状のまま推移すると、日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに平成60年（2048年）には1億人を割って9,913万人になり、65歳以上の高齢者の割合については、現在の4人に1人から平成47年（2035年）には3人に1人になると予想しています。そこで国では、「将来にわたって『活力ある日本社会』を維持する」ことをめざすべき将来の方向とし、少子高齢化に歯止めをかけるため、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現による出生率の向上や、国民一人ひとりが、家庭で、職場で、地域で、活躍できる場所づくりなど、将来の夢や希望に向けて取り組む社会の実現をめざすことで、平成72年（2060年）に1億人程度の人口を確保することとしています。



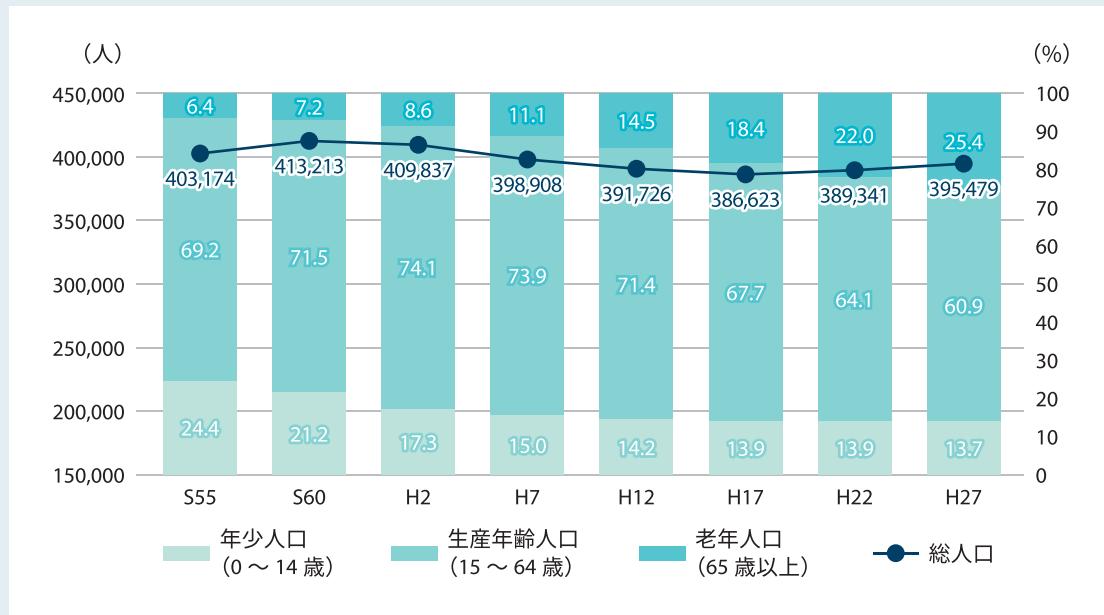
- (注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- (注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となつた場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行つたものである。

参考：国の長期ビジョン

豊中市の現況

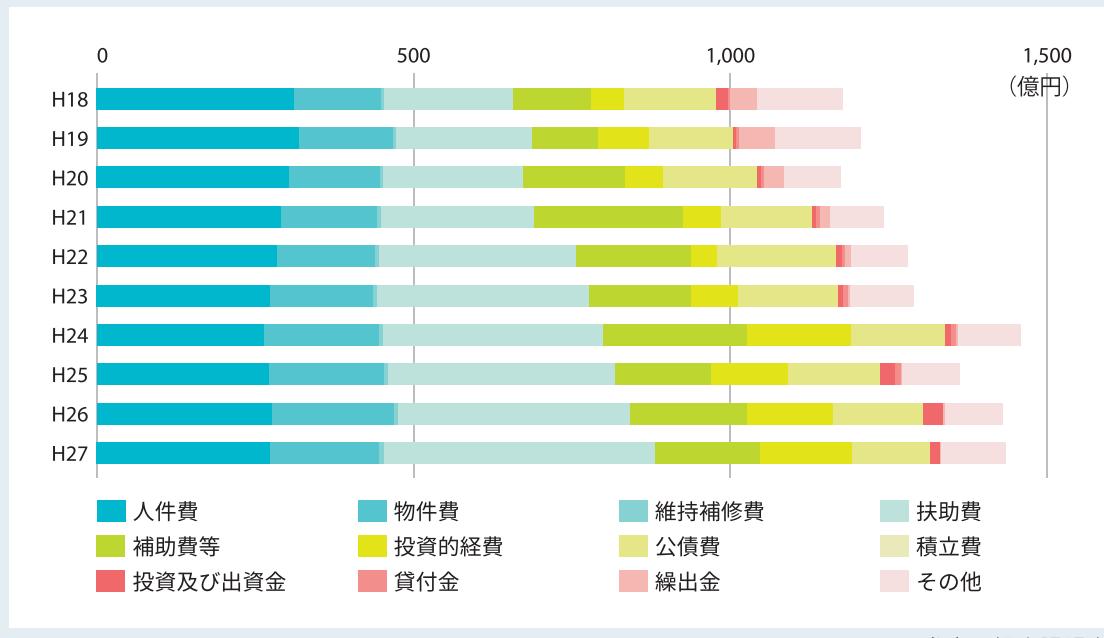
- 人口は、昭和62年（1987年）をピークに減少傾向にありましたが、平成17年（2005年）を起点に増加傾向へと転じており、平成27年（2015年）で395,479人となっています。
- 老年人口（65歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64歳）および年少人口（0～14歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。
- 歳出では、高齢化や子育ち・子育て支援の充実等に伴い、扶助費*などの社会保障関係経費が増大しています。

■ 人口の推移



参考：各年国勢調査

■ 一般会計・歳出決算内訳の推移



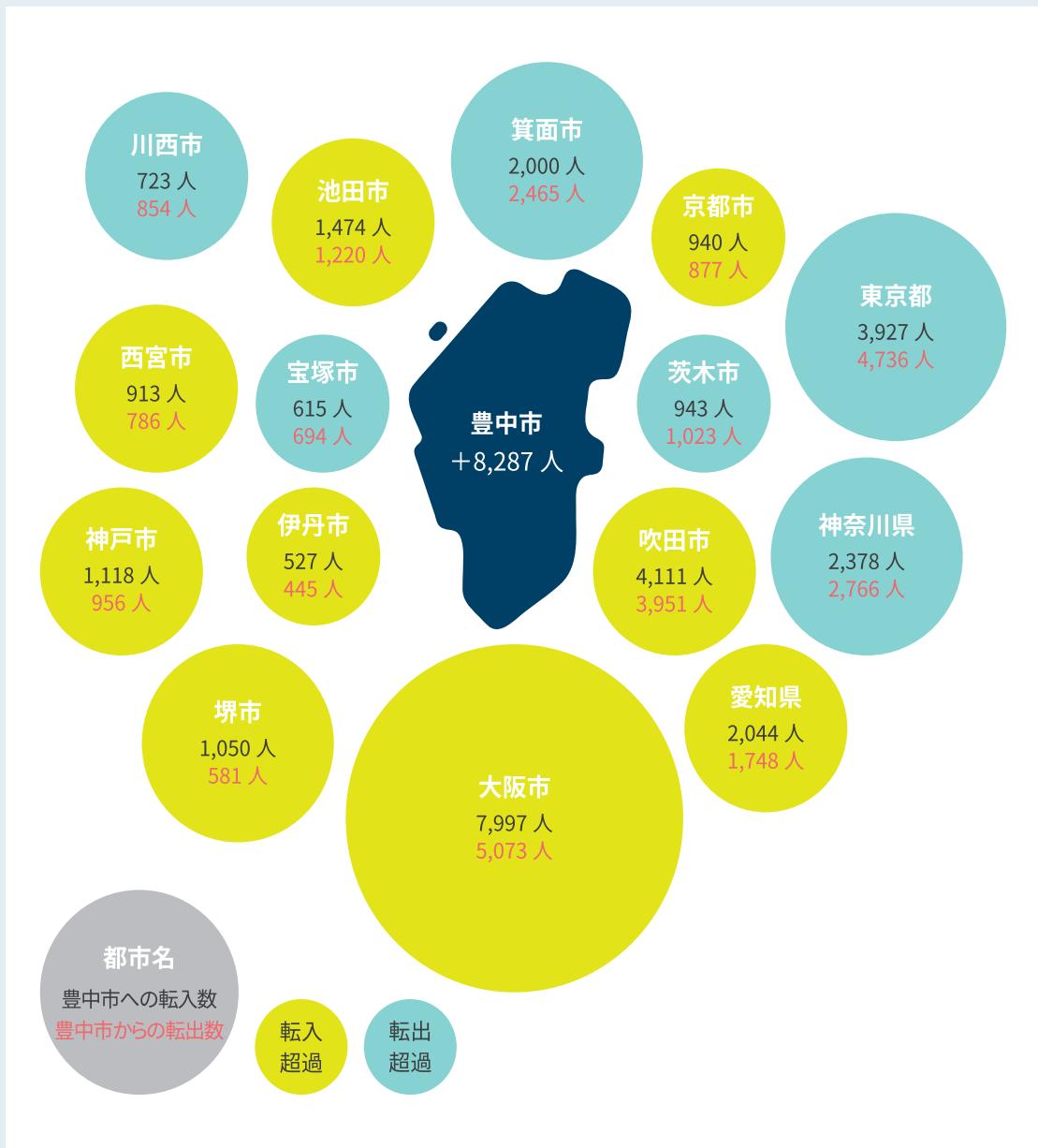
参考：担当課調査

用語解説

扶助費 | 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

- 転入・転出の状況は、全体的に転入超過ですが、東京都、神奈川県など関東圏へは転出超過となっています。

■ 転入・転出の状況（平成 22 年（2010 年）～平成 27 年（2015 年））



参考：平成 27 年国勢調査

(2) 社会経済構造の変化

関西圏の経済は、高齢者の人口増加を背景とした健康・福祉関連サービス業や、ICT*技術の進展に伴うクリエイティブ産業、先端ものづくり産業などの成長がみられ、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、中国やその他アジア地域の新興国の景気減速など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

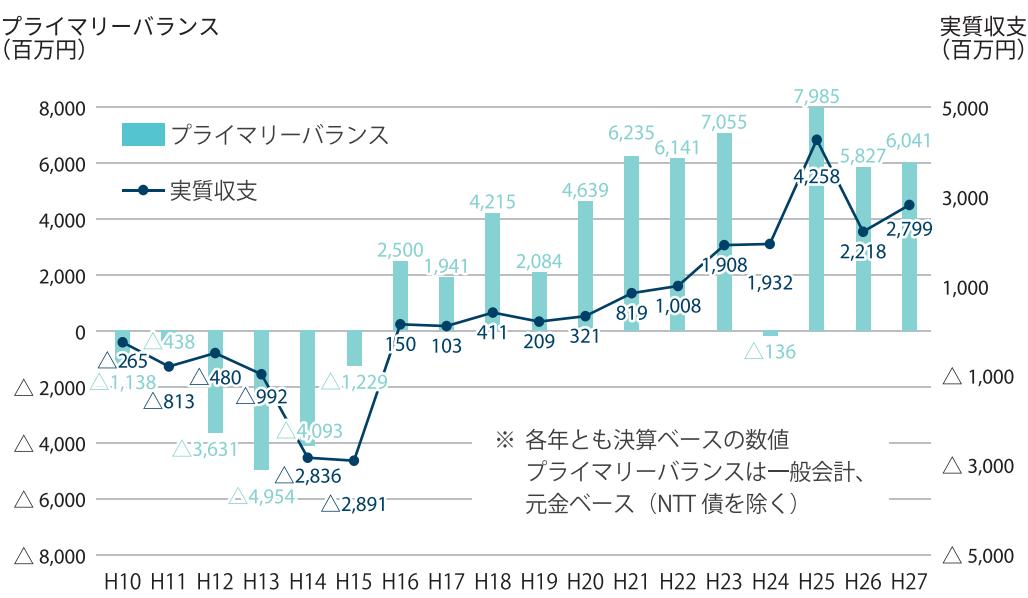
また、グローバル化*の進展などを背景に、大企業と中小企業・小規模事業者間の相互依存関係が希薄化してきており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになっています。

雇用情勢においては、若年者の非正規雇用への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。

豊中市の現況

- 平成10年度（1998年度）に「行財政改革大綱」を策定し、行財政改革について本格的に取組みを始めました。平成11年（1999年）には財政非常事態を宣言せざるを得ない状況に至りましたが、継続した行財政改革の取組みを進めてきた結果、平成25年（2013年）3月に非常事態を脱するなど、着実に成果をあげてきました。

■ プライマリーバランス*・実質収支の推移



参考：担当課調査

用語解説

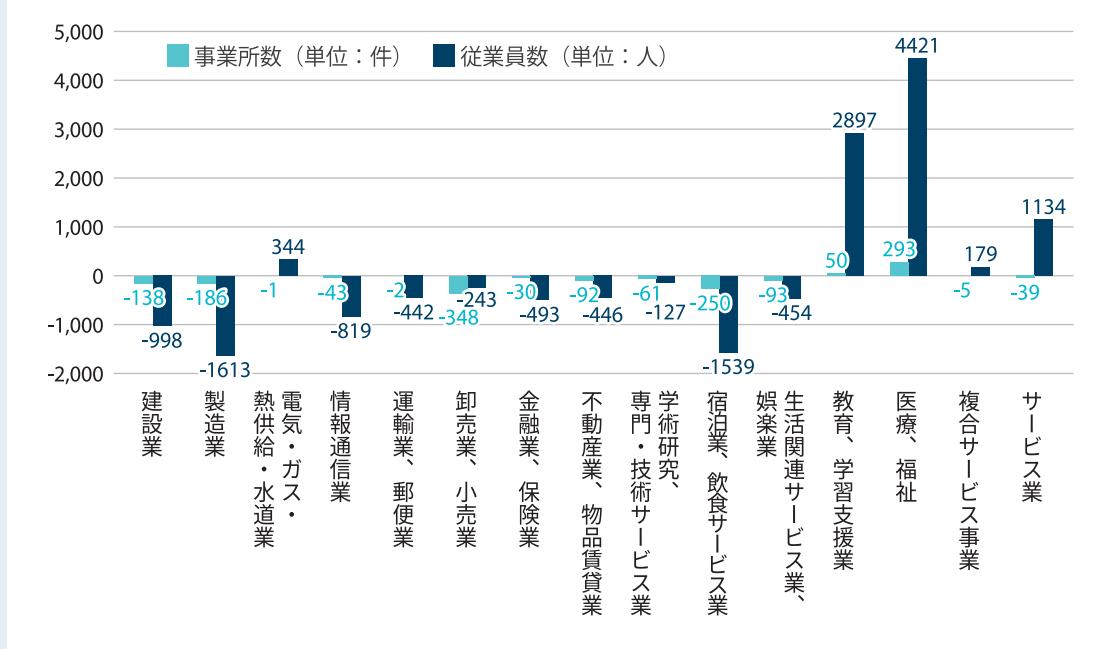
ICT | 情報通信技術のこと。知識やデータといった情報（Information）を適切に他者に伝達（Communication）するための技術（Technology）。これまでIT（Information Technology）が同義で使われていたが、ITにC（Communication）が加えられることによって、ICT（IT）が本来もつ役割が強調された表現となっている。

グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

プライマリーバランス | 財政収支において、借入金を除く税収などの歳入と過去の借入に対する元利払いを除いた歳出の差のこと。そのバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということを表すが、赤字なら後々に借金が増えていくことを示す。

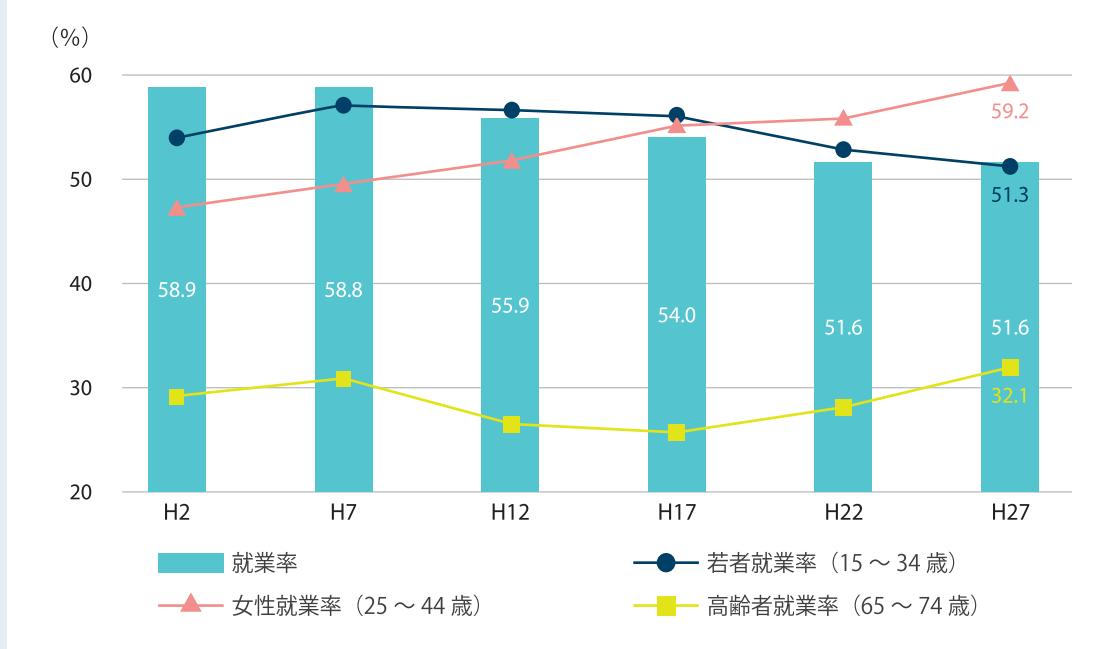
- 北大阪急行電鉄の箕面市方面への延伸、新名神高速道路の建設、大阪モノレールの東大阪市方面への延伸、なにわ筋線等の整備など、本市および周辺都市における交通インフラの整備計画が進められています。
- 事業所数・従業員数ともに減少傾向ですが、教育・学校支援、医療・福祉分野においては増加しています。
- 就業率全体は減少傾向にある一方、女性や高齢者の就業率は増加傾向にあります。

■ 事務所数・従業員数の増減（平成 26 年 - 平成 21 年）



参考：平成 21 年経済センサス基礎調査、平成 26 年経済センサス

■ 就業率の推移



参考：平成 27 年国勢調査

(3) 住宅・公共施設の老朽化

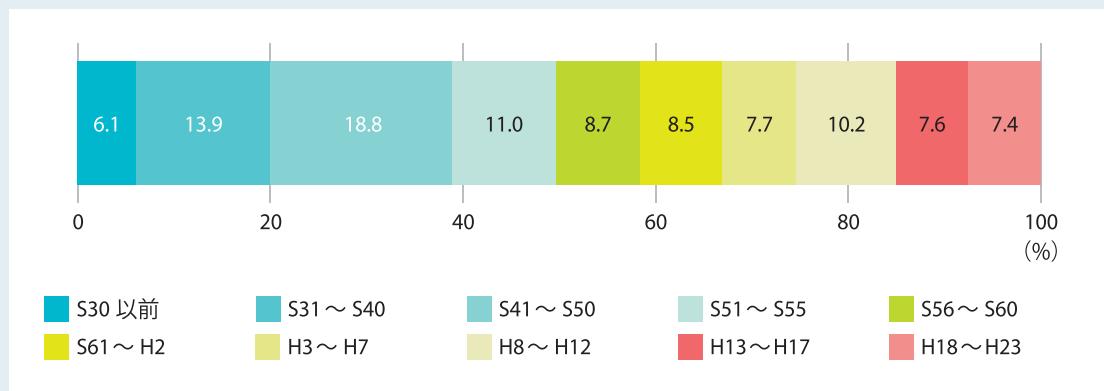
高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また道路・上下水道などの公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。

これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少・少子高齢化を迎えるなか、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

豊中市の現況

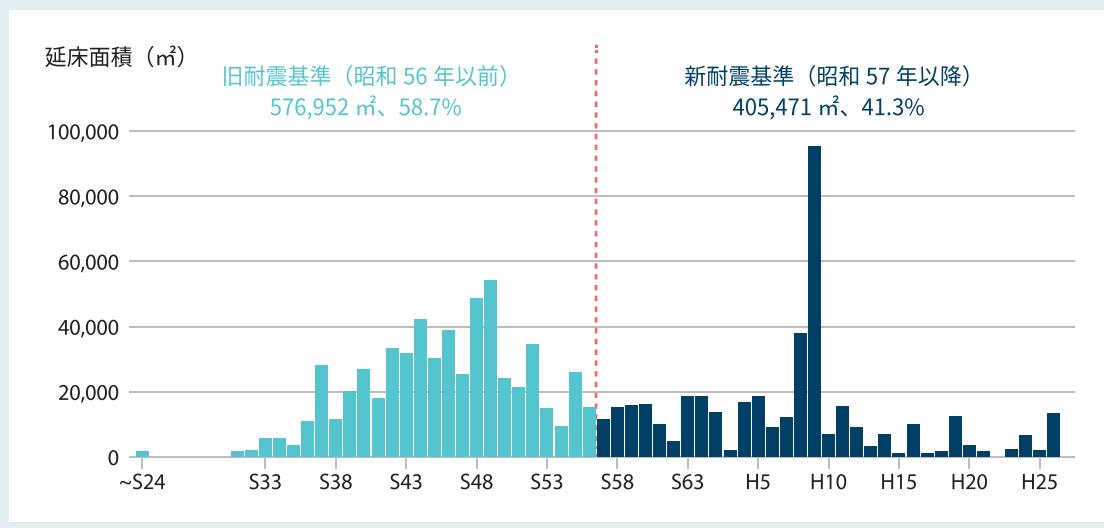
- 建物の建築時期別の割合をみると、新耐震基準（昭和 56 年（1981 年））の導入以前に建てられた建物が全体の約 50% を占めています。
- 昭和 35 年（1960 年）頃から昭和 55 年（1980 年）頃にかけて公共施設が集中して建設されています。
- 世帯数の伸び以上に住宅数が増加していることなどに伴い空き家は増加傾向にあります。

■ 建物建築時別割合



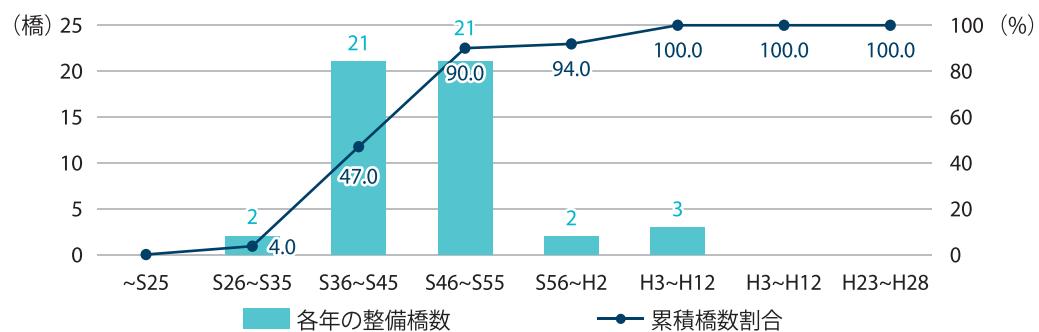
参考：平成 24 年建築年齢別床面積調査

■ 市有施設の建設年度別延床面積



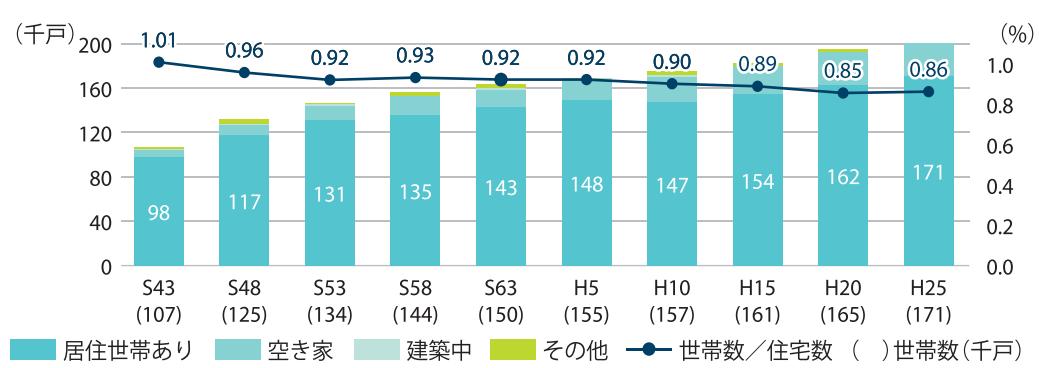
参考：豊中市公共施設等総合管理計画

■ 道路橋整備数の推移（橋長 15m 以上の 49 橋が対象）

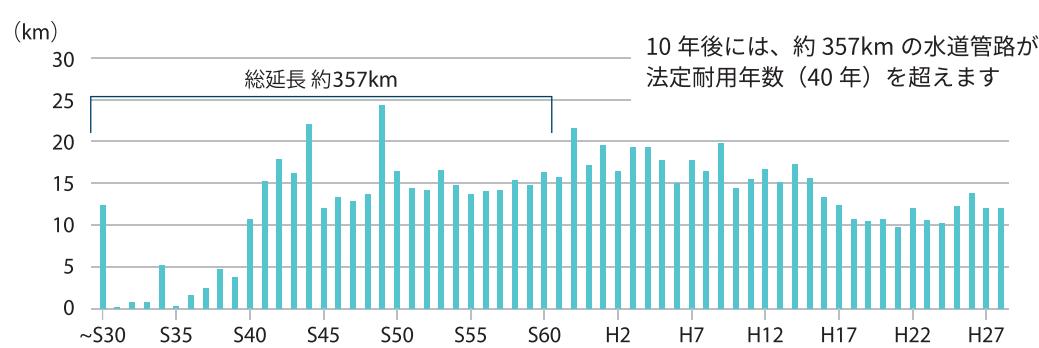


参考：担当課調査

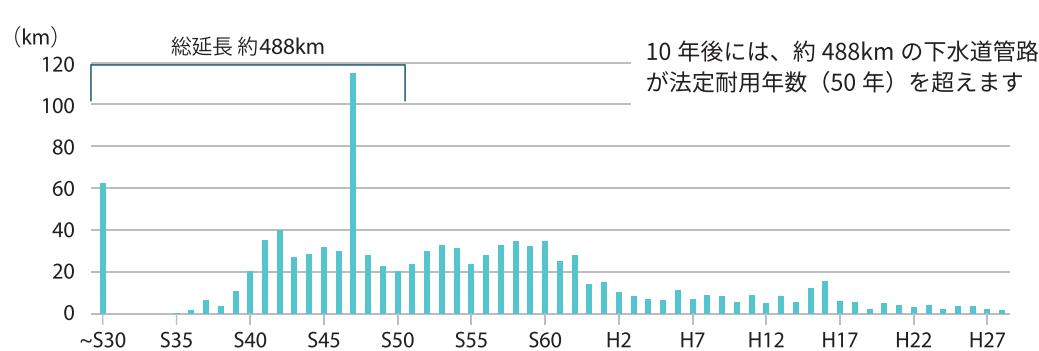
■ 住宅数の推移



■ 敷設年度別水管路延長



■ 敷設年度別下水管路延長



(4) 地球環境問題への対応

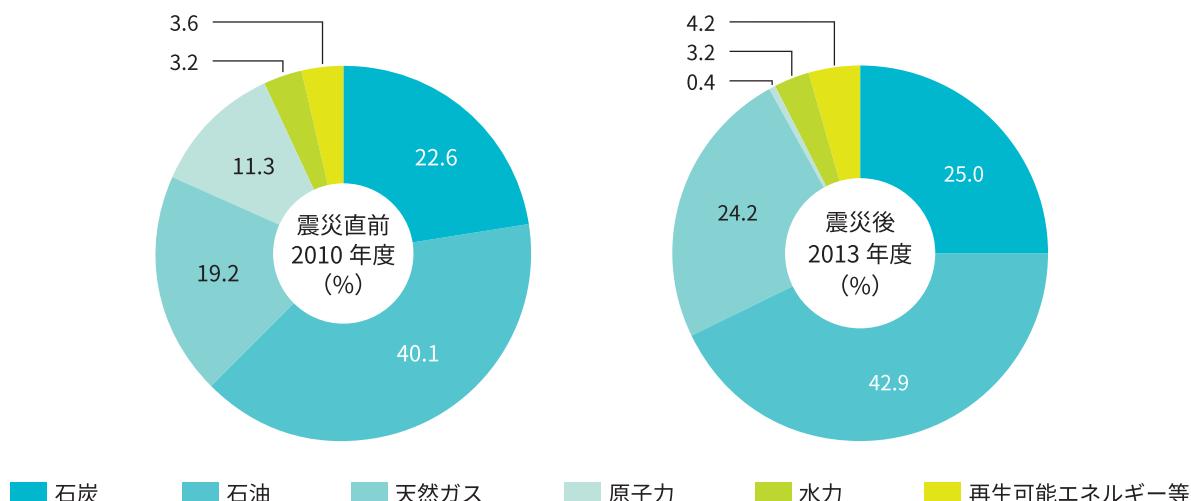
国は、平成26年（2014年）4月に「第4次エネルギー基本計画」を策定し、東日本大震災（平成23年（2011年））の発生および東京電力福島第一原子力発電所の事故をふまえた新たなエネルギー政策の方向性を示しました。

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、平成32年（2020年）以降の地球温暖化^{*}対策の世界的枠組み^{*}が採択されたことをうけ、地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガス^{*}の新たな削減目標（平成25年度（2013年度）比で平成42年度（2030年度）に26%減）を掲げています。また、都市の「みどり」に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現をめざした生物多様性条約に基づく世界目標^{*}が示されました。

環境汚染については、微小粒子状物質（PM2.5）の健康への影響が懸念されています。

このようななか、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギー^{*}の活用による低炭素社会^{*}の実現など、自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

■ 一次エネルギー^{*}供給構造の推移（東日本大震災前後）



参考：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）

用語解説

地球温暖化 | 産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

世界的枠組み | 国際条約として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」などを定めたパリ協定のこと。

温室効果ガス | 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。平成17年（2005年）2月16日に発効された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められた。

生物多様性条約に基づく世界目標 | 生物多様性条約第10回締約国会議（CBD・COP10）で、平成32年（2020年）までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることが合意され、そのために各国に求められる行動が20にまとめられた。

再生可能エネルギー | 「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されており、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。

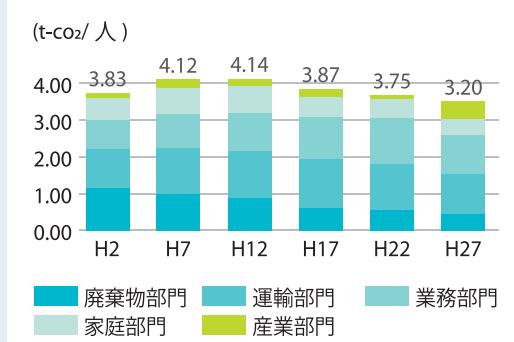
低炭素社会 | 環境・エネルギー技術を活かした製品等の生産および普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造・社会システムおよび生活様式の変革などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

一次エネルギー | エネルギーのうち、変換加工する以前の、自然界に存在する石炭・石油・天然ガスのこと。

豊中市の現況

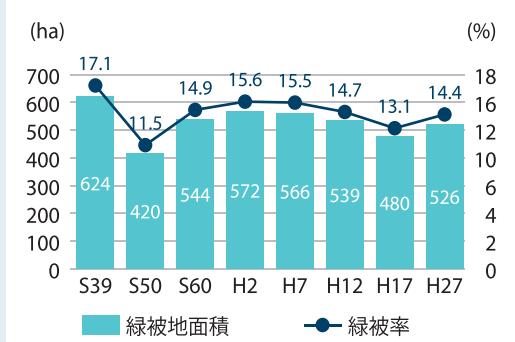
- 市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、平成12年(2000年)から減少傾向にあります。
- 緑被率(樹林・樹木が市域に占める割合)は、昭和39年度(1964年度)以降、千里ニュータウン開発などにより大幅な減少が見られました。その後、植樹などにより一旦増加傾向となったものの、開発などにより再度減少傾向に転じています。

■ 市民一人あたりの温室効果ガス排出量



参考：担当課調査

■ 緑被率の推移



参考：担当課調査

(5) 防災・防犯意識の高まり

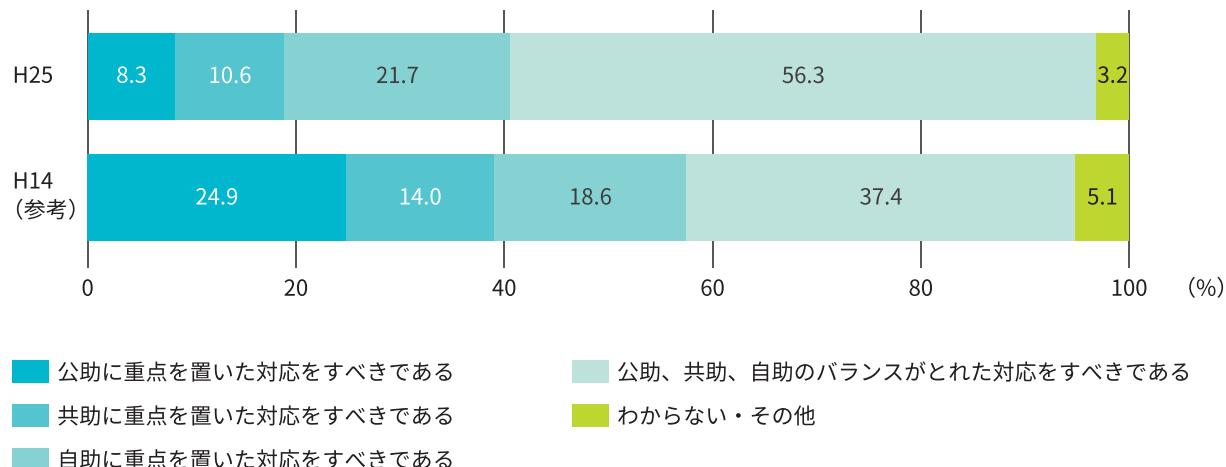
各地で地震や水害などの自然災害が頻発する現在、今後は、南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模地震の発生も懸念されています。国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年(2013年)制定)に基づく「国土強靱化基本計画」を平成26年(2014年)に策定し、対策を進めています。

内閣府が実施した「防災に関する世論調査(平成26年(2014年))」では、災害発生時に取るべき対応として、自助・共助・公助のバランスの取れた対応を求める世論の割合が高くなっています。

また、グローバル化*の進展による新型インフルエンザをはじめ、エボラ出血熱等の新たな感染症の流行やテロ、サイバー攻撃*への対応など、国際的な危機管理体制の整備が求められています。

犯罪については、交通事故・振り込め詐欺・ストーカー・連れ去りなど、子ども・高齢者・女性などが巻き込まれる事案が後を絶たず、関係機関や地域、行政の連携した取組みが重要となっています。

■ 自助・共助・公助の対策に関する意識



参考：防災に関する世論調査(平成26年(2014年)、内閣府)、平成26年(2014年)防災白書

用語解説

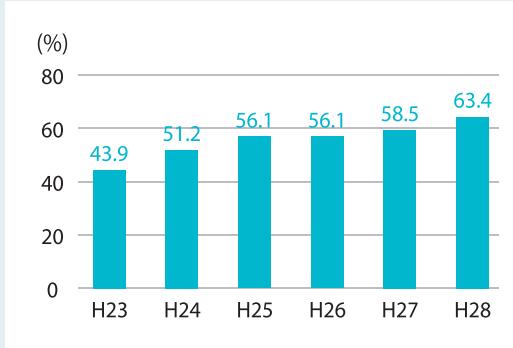
グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

サイバー攻撃 | コンピューターシステムやネットワークを対象に、破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

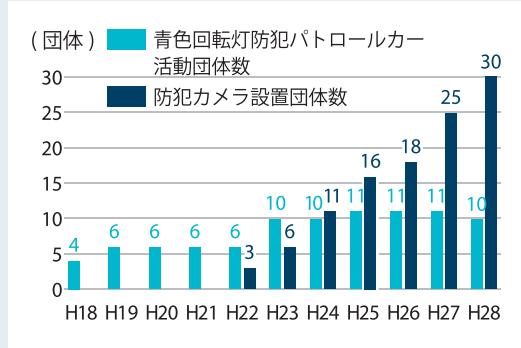
豊中市の現況

- 市民の防災に対する意識の高まりなどにより、校区単位自主防災組織の組織率は、おおむね向上しています。
- 防犯カメラを設置した団体数は増加していますが、青色回転灯防犯パトロールカー活動*を行っている団体数は横ばい傾向です。
- 各小学校校区の通学路などを中心に「暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）」を設置しています。

■ 校区単位自主防災組織の組織率



■ 青色回転灯防犯パトロールカー活動団体数、防犯カメラ設置団体数の推移



用語解説

青色回転灯防犯パトロールカー活動 | 青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動のこと。

(6) コミュニティの変容

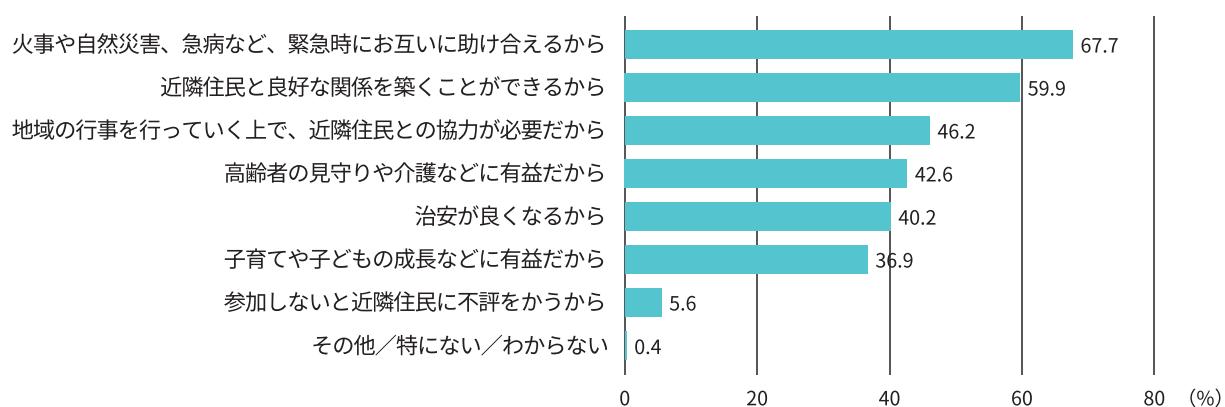
核家族や単独世帯の増加をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭内や地域社会で担ってきた子育て、介護の形態も多様化しています。

また、地域への愛着や帰属意識の低下、従来のコミュニティ活動を志向しない世帯の増加など、地域コミュニティを支える担い手不足が懸念されています。

一方で、すべての人や世代がその背景を問わずに、共にいきいきと生活を送ることができる地域社会の実現が求められており、地域コミュニティの重要性が再認識されています。

特定の目的をもって社会貢献活動に取り組む特定非営利活動法人（NPO 法人）については、平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法が施行されて以降増加しており、住民によるスポーツ・趣味などの自発的なコミュニティ活動、民間主体の社会貢献活動なども活発化しています。

■ 地域との交流・つながりを持ちたいと思う理由

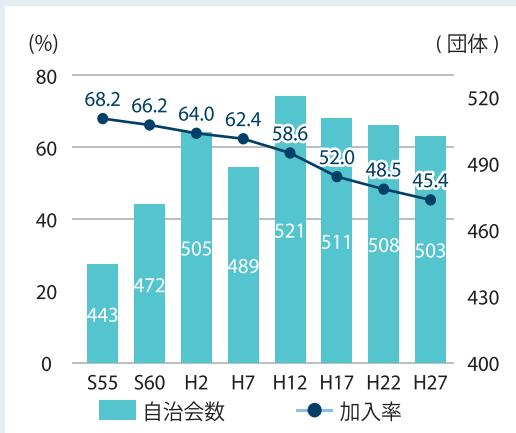


参考：住生活に関する世論調査（平成27年（2015年）、内閣府）

豊中市の現況

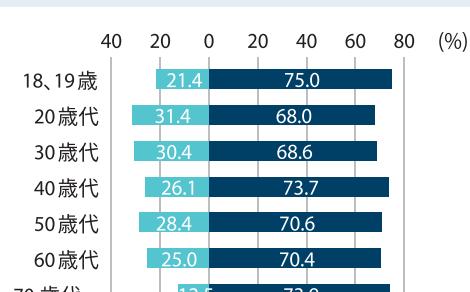
- 自治会の加入率および自治会数は減少傾向にあります。
- 20歳代、30歳代の若い世代は、他の世代に比べると、ご近所との関わりや地域コミュニティをあまり意識しない人が多い傾向にあります。

■ 自治会加入率・自治会数の推移



参考：担当課調査

■ となり近所とのつきあいに関する意識



■ 家庭生活さえ上手くいけば、となり近所とはとくにかかりわりを持ちたいとは思わない
■ 地域の人々は協力しあって生活するものなので、となり近所のつきあいは大切にしたい

参考：市民意識調査報告書

(7) 地方分権の進展と広域連携

「地方分権一括法」(平成12年(2000年)施行)などに基づく地方分権の進展により、行財政運営の自由度は高まり、基礎自治体^{*}は、自立性を確保しながら、これまで以上に地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断と責任において展開することが求められています。

また、高齢化や公共施設の老朽化対策などにより行政コストの増大が想定される一方で、行政サービスを安定的・持続的・効率的に提供するためには、これまでのような基礎自治体が単独で行政区域におけるすべての市民サービスを提供するのではなく、自治体間の連携協力をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めながら、各市町村の有する限られた資源を有効に活用する行政運営が必要となっています。

豊中市の現況

- 平成13年(2001年)
 - 特例市へ移行
- 平成18年(2006年)
 - 地方自治法改正(中核市の面積要件の廃止)
- 平成23年(2011年)
 - 第1次一括法の公布による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - 大阪広域水道企業団設置
- 平成24年(2012年)
 - 中核市へ移行(保健所の設置など)
 - 豊能地区(3市2町)における教職員人事権の移譲
 - 豊能地区(3市2町)での図書館の広域利用の試行実施
(平成27年(2015年)本格実施)
- 平成25年(2013年)
 - パスポートセンター設置
(大阪府から旅券発給事務のうち、一部の事務処理について権限移譲)
- 平成26年(2014年)
 - 地方分権の提案募集方式^{*}開始
 - 地方自治法改正
(中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携など)
- 平成27年(2015年)
 - 池田市と消防指令業務の共同運用開始
 - 能勢町消防事務の受託
- 平成29年(2017年)
 - 北摂地区(7市3町)による図書館の広域利用開始

用語解説

基礎自治体 | 国家の行政区画のなかで最小の単位で、主に首長や地方議会などの自治制度がある団体のこと。

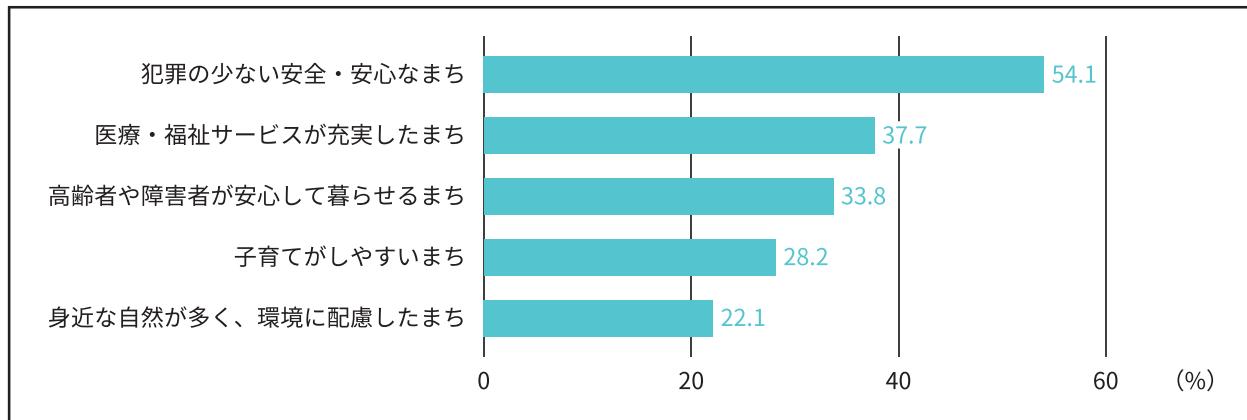
提案募集方式 | 地方分権改革を進めるために、個々の地方公共団体などから地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う手法のこと。

3. 市民・事業者が思うまちの姿

総合計画の検討にあたり実施した「まちづくりのための市民意識調査」をはじめ、「市民ワークショップ」「市民フォーラム」「市内の小学生からの作文」「事業所アンケート・ヒアリング」から見えた市民・事業者が思うまちの姿は次のとおりです。

まちづくりのための市民意識調査

▶ 豊中市に期待するまちづくり [上位5項目]



市の現状や特性の把握、課題の抽出を目的に、市在住満 18 歳以上の男女 8,000 人を対象に実施。調査期間：平成 27 年（2015 年）8 月 6 日～8 月 25 日。

市民ワークショップ

▶ まちの将来像につながるキーワード

- ・子どもが住みやすい
- ・高齢者にとっても住みよい、孤独を感じず豊かに暮らせる
- ・みんなが健康に暮らせる
- ・豊かな人が育つ
- ・みんなが働きやすい
- ・相互が理解しあえる
- ・みんながつながる
- ・すべての世代の人が笑顔で過ごせる
- ・希望・期待・意欲がもてる
- ・緑が美しい
- ・安全に暮らせる
- ・資源が有効に活用される
- ・豊中を選んで暮らす
- ・住みたい、住み続けたいなど

「市民ワークショップ」は市内在住・在勤の方に参加いただき、ファシリテーターを中心に意見交換や作業を行いながら、10 年後の豊中の将来像や都市像を作成。平成 27 年（2015 年）10 月から平成 28 年（2016 年）1 月まで計 6 回開催。

ワークショップにおけるまちの将来像案

（案1）
～住人十色 40万人豊中色～
人とともに歩むまち

（案2）
明日が楽しみなまち
～つながる市民 活きる豊中～

小学生からの作文

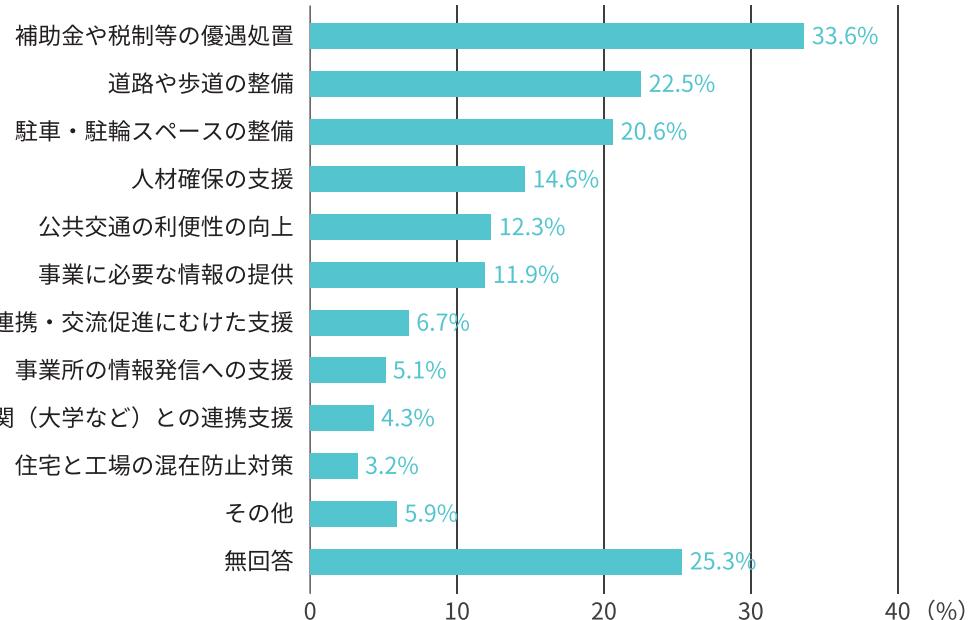
▶「こんなまちがいいな」(作文にみられるキーワード ※記述の多かった順)

- ・平和なまち
- ・安全に暮らせるまち・安心して暮らせるまち
- ・きれいなまち
- ・自然豊かなまち・自然がいっぱい
- ・誰にでもやさしい、みんながやさしい
- ・住みやすいまち
- ・今のままの豊中、豊中のまちが好き、住み続けたい
- ・にぎやかなまち
- ・明るいまち・楽しいまち
- ・笑顔あふれるまち
- ・豊かなまち
- ・たくさん的人が来るまち
- ・住みたいと思われるまち
- ・夢を追いかけることのできる環境があるまち

市内の小学4～6年生を対象に、“10年後のわたし・ぼくと豊中のまち”についての作文を募集。市内37小学校から808作品が応募。

事業所アンケート・ヒアリング

▶事業継続にあたり豊中市に期待すること（事業所アンケート）



市内事業所1000社を対象に、産業立地に関する評価・魅力の把握および課題の抽出を目的に実施。

▶事業所ヒアリング

- ・商業の進出などにはイメージをつくることが重要
- ・ターミナルビル周辺の公有地の開発を期待している
- ・店舗誘致の可能性のある行政の土地が売りに出ることははあるが、出店はタイミングが大事
- ・空物件などの情報収集と発信が大事
- ・行政とのコミュニケーションを図れる場・機会をもちたいなど

産業および住宅の立地に関する評価や企業からの投資を呼び込むための方策を探るために、不動産関係や商業関係の5社に聞き取り。

3 豊中市の課題

本市の特性をはじめ、社会環境の変化や市民・事業者が思うまちの姿をふまえた本市の課題は次のとおりです。

① 子育ち・子育て、教育環境の充実

少子高齢化が進むなか、まちの活力を維持し続けるためには、若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりが重要です。そのためには、子育て世代が働きながら安心して産み育てられる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランス^{*}の実現、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者への適切な支援が必要です。

また、子どもたちが健やかに育ち、学び、未来を切り拓く力を身につけた大人へと成長できるような教育環境の充実や、お互いの存在を理解し尊重しあって生きていくように、子どもたち・若者たちの成長を、家庭・地域が協力しあいながら支援していくしくみづくりが必要です。

② 安全・安心の確保

市民の安全・安心を確保し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしさを育みながら暮らし続けることのできるまちにしていくためには、地域福祉・保健・医療・セーフティネット^{*}の充実などを総合的かつ重点的に進めていくことが必要です。

また、子育て・教育・福祉などの分野においては、課題の複雑化や多様化、ストレス社会における心の健康問題などに対し、包括的な取組みでの対応が求められています。

さらに、交通安全対策や危機管理対策のさらなる充実をはじめ、地域における自発的な防災・防犯への支援、救急救命体制や消防体制の充実など、さまざまな危機事象への対策をより一層強化していくことが求められます。

③ 都市の活力と快適性の向上

本市は交通の利便性が高く、良好な住環境が形成されており、「住みよいまち」として一定の評価を得ています。

これを維持・向上させていくためには、交通ネットワークのさらなる充実、誰もが快適に移動しやすい道づくり、住宅・商業・工業の土地利用の適切な配置、環境にやさしく、ゆとりとにぎわいのあるまちづくり、空き家の活用促進や既存ストックの有効活用が必要です。

また、住環境の保全・継承や道路・上下水道などの都市基盤の老朽化に伴う改築・更新、耐震化といった安全・安心への継続的な取組みも必要です。

さらに、良好な環境の保全、産業の振興、空港を活かしたまちづくりなど、市民・事業者などとともに活力ある快適なまちづくりを進めることができます。

用語解説

ワーク・ライフ・バランス | 働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

④ 健康な暮らしと活躍できる社会の構築

団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる2025年問題に対応するため、これまで以上に、市民・事業者がともに連携し、支えあいながら暮らしていく地域社会の構築が求められています。特に、高齢者に対しては、これまで培ってきた経験やノウハウを活かしながら活躍できる環境づくりが必要です。

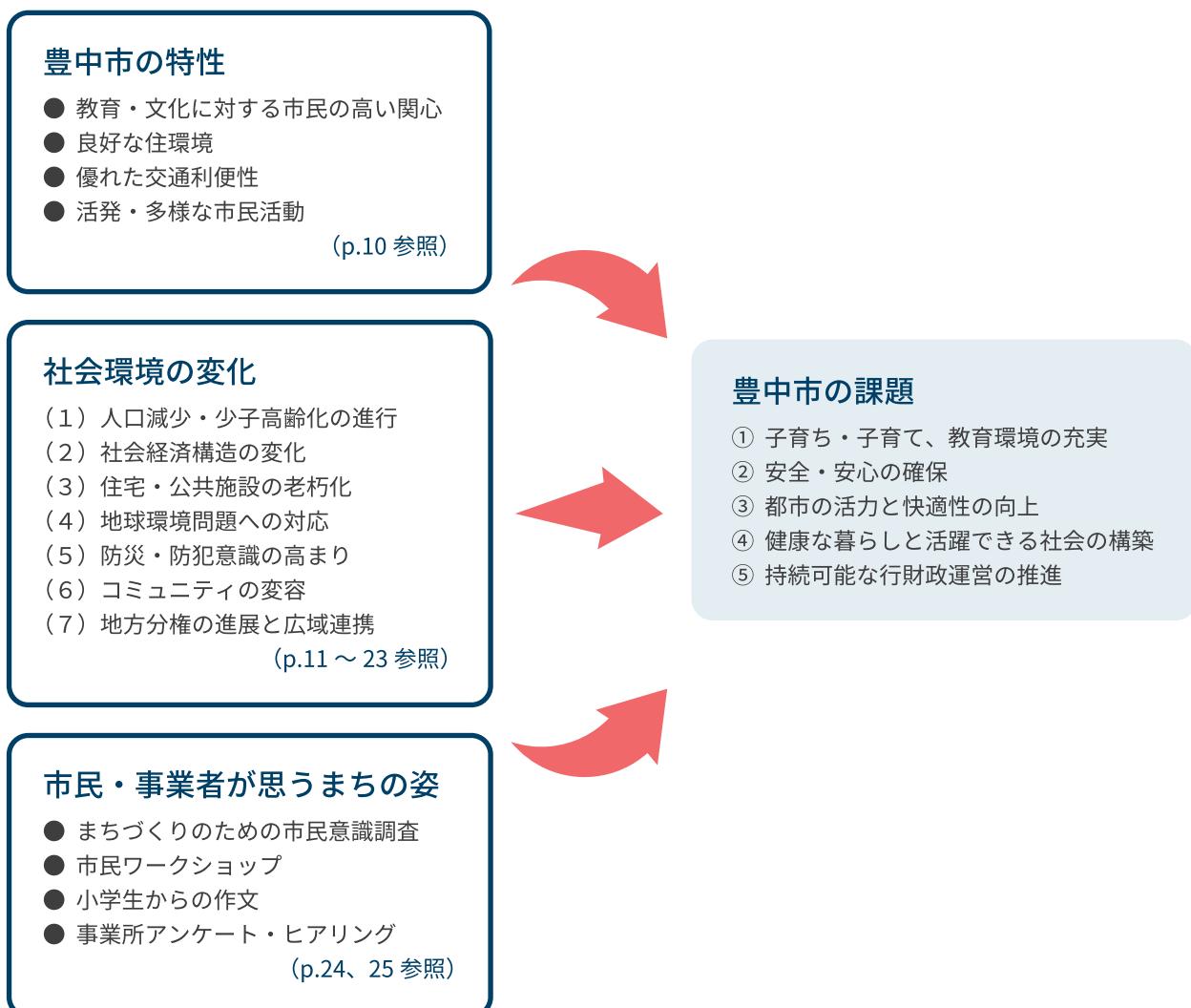
また、文化・スポーツ環境の充実や市民文化の創造、生涯を通じて学ぶことのできる機会の創出など、誰もが健康かつ心豊かに暮らせるまちづくりが必要です。

⑤ 持続可能な行財政運営の推進

子ども・子育て支援の充実や高齢化に伴う介護・医療分野における給付の増加などにより、社会保障関係経費は更に増大していくことが見込まれます。また、公共施設の老朽化対策のための改修、更新費用の財源確保なども見込まれるなど、今後、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが想定されます。

のことから、限られた資源のもと、効果的・効率的な市政運営の推進をはじめ、市民・事業者との協働、都市の価値の向上、広域連携の促進など、持続可能な行財政運営の推進が必要です。

■ 課題整理のイメージ



4 まちの将来像

基本構想の目標年度である平成39年度（2027年度）に実現する「まちの将来像」を次のとおり設定します。

みらい創造都市 とよなか あした ～明日がもっと楽しみなまち～



本市は、大都市に隣接し交通利便性に優れた立地特性を背景に、快適な暮らしに必要な都市の基盤を築いてきました。

その一方、少子高齢化やライフスタイルの多様化をはじめ、子育ち・子育て環境の充実、地域コミュニティの活性化、施設の老朽化対策、社会保障関係経費等の財政需要への対応など、本市は、社会環境の変化や、さまざまな課題に直面しています。

こうした局面を乗り越え、本市の強みである教育・文化に対する市民の高い関心や、良好な住環境、優れた交通利便性、活発・多様な市民活動といった特性を更に発展させること、そして、まち全体で子どもたちを育み、その子どもたちが愛着と誇りをもってまちを創っていくこと、これが“みらいのよなか”の礎になると考えます。

そのためには、行政をはじめ、市民や地域の各種団体、事業者である企業やNPO、大学などの多様な主体による協働のもと、お互いを認め合い、創意工夫し、新たな課題や長期的視点に立った改革に果敢に取り組む創造性あふれるまちづくりを進めます。

そして、まちの変化やみんなの幸せを日々の暮らしのなかで感じとりながら、“明日がもっと楽しみ”と思えるまちにしていきます。



5 施策大綱

まちの将来像を実現するための基本的考え方、施策体系および施策推進に向けた取組みを「施策大綱」とします。

<まちの将来像>

みらい創造都市 とよなか あした ~明日がもっと楽しみなまち~

施策大綱

まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

施策体系

- 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり
- 安全に安心して暮らせるまちづくり
- 活力ある快適なまちづくり
- いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

施策推進に向けた取組み

1. まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

まちの将来像の実現にあたっては、日本国憲法にうたわれている国民主権、平和主義、基本的人権の尊重のもと、本市の非核平和都市宣言、人権擁護都市宣言の理念に基づき、多様な個性をもった人々がお互いの人権を尊重しあい、一人ひとりがもてる力を十分に発揮し、平和に共存・共生できる持続可能な地域社会の構築をめざします。

また、市民・事業者・行政が本市の課題を共有するとともに、自治の基本原則のもと、それぞれの役割を意識しながら、その課題解決に向け、協働して取り組みます。

さらに、施策の推進を通じて、人とのつながり・出会い・交流・学びの機会を充実させながら本市の価値を高めるとともに、それを市内外に発信し、市内外の人たちに選ばれるまちにしていきます。

2. 施策体系

■ 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れのない支援を進めます。

また、次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。

さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支えるしくみづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進めます。

■ 安全に安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、健康や福祉のセーフティネット*を整えます。さらに、社会的自立や経済的自立に向け、個々のもつ力を活かしながら活躍できるよう支援します。

また、誰もが支えあい、自ら守る、地域で守るという意識を高めることで防災力・防犯力の向上を図るとともに、医療体制・救急救命体制・消防体制の充実を図ります。

■ 活力ある快適なまちづくり

低炭素社会*・循環型社会・自然共生社会の構築や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、環境にやさしい快適なまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークのさらなる充実や土地利用の適切な配置などによる拠点づくりをはじめ、道路・橋梁・上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、地域社会を支える産業のさらなる振興により、活力あるまちづくりを進めます。

■ いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

年齢や性別、国籍などのちがいにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現を図ります。

また、市民文化の創造をはじめ、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりなど、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をめざします。

用語解説

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

低炭素社会 | 環境・エネルギー技術を活かした製品等の生産および普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造・社会システムおよび生活様式の変革などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

3. 施策推進に向けた取組み

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域の課題を共有しながら、「まちの将来像」の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。

また、人と人、人と地域が支えあいながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。

今後想定される社会環境の変化においても、持続可能な行財政運営を推進していくために、未来志向型の改革*をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランド*の向上、広域・都市間連携の推進など、多様な主体の力を活用して施策を推進します。

用語解説

未来志向型の改革 | 未来を見据えて絶えずチャレンジと変革を追求し、新たな創造により多様なニーズに応える改革のこと。

都市ブランド | 都市そのものの魅力や個別資源の価値を高め、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージのこと。

[2] 第4次豊中市総合計画後期基本計画関連資料

1 総合計画策定にかかる根拠条例

豊中市自治基本条例（抜粋）

（総合計画）

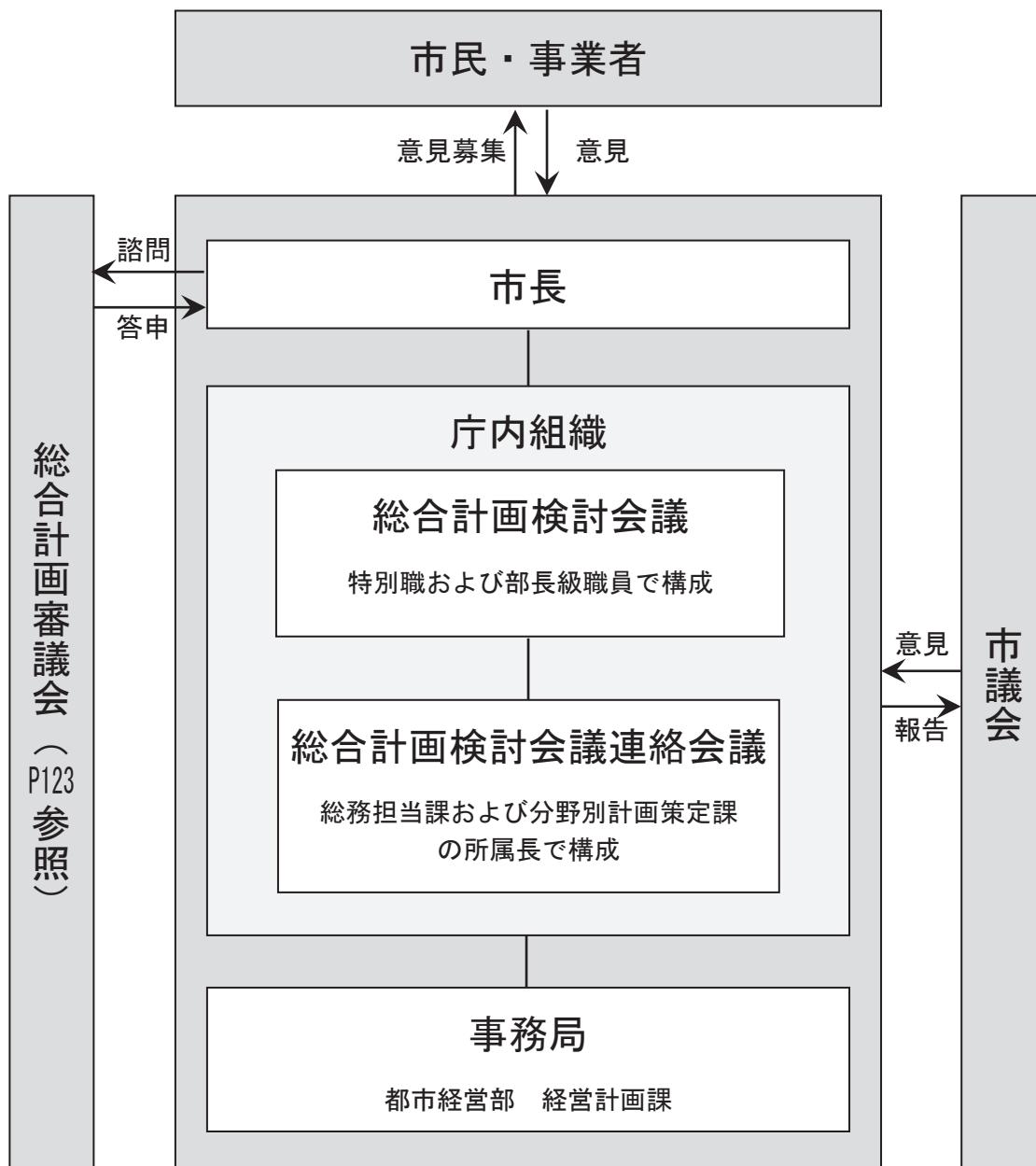
第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。

豊中市総合計画の基本構想の議決に関する条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、総合計画の基本構想（豊中市自治基本条例（平成19年豊中市条例第4号）第14条第1項の基本構想をいう。）の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件とする。

2 策定体制



3 策定経過

[令和3年度（2021年度）]

◆市民会議等

▲府内会議

開催日	会議等の内容
8月8日～ 10月3日	◆SDGsまちづくり政策コンテスト ・39歳以下の若者がチームを作り、ワークショップやフィールドワークを通じて「理想のまちのすがたとまちづくり」を発表
11月29日	▲第1回 第4次豊中市総合計画検討会議連絡会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）骨子案について ・策定スケジュールについて
12月24日	▲第1回 第4次豊中市総合計画検討会議（書面会議） ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）骨子案について ・策定スケジュールについて
1月21日	▲第2回 第4次豊中市総合計画検討会議連絡会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の施策、施策の方向性、主な取組みの体系について
2月16日	▲第2回 第4次豊中市総合計画検討会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の施策、施策の方向性、主な取組みの体系の確定
2月22日	▲第3回 第4次豊中市総合計画検討会議連絡会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の主な取組みの説明文、令和9年度末に実現したい状態について
3月18日	▲第3回 第4次豊中市総合計画検討会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の主な取組みの説明文、令和9年度末に実現したい状態の確定

[令和4年度（2022年度）]

■審議会 ◆市民会議等 ●市議会 ▲庁内会議

開催日	会議等の内容
5月13日	▲第1回 第4次豊中市総合計画検討会議連絡会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の序論、人口ビジョン、後期基本計画、第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
5月27日	▲第1回 第4次豊中市総合計画検討会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の序論、人口ビジョン、後期基本計画、第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の確定
6月23日	●市議会への報告 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）について
7月8日	■第1回 豊中市総合計画審議会 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の諮問 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の構成と序論の審議
7月15日	■第1回 豊中市総合計画審議会部会（第一部会） ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の第1章、第2章、第5章の審議
7月21日	■第1回 豊中市総合計画審議会部会（第二部会） ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の第3章、第4章の審議
8月9日	■第2回 豊中市総合計画審議会 ・部会からの審議結果の報告 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）のリーディングプロジェクト審議
8月27日	◆SDGsで考える豊中のみらいづくりワークショップ ・「理想とするまち」「それを実現するために、自分にできること」の意見出し
9月13日	■第3回 豊中市総合計画審議会 ・答申案の審議
9月26日	■豊中市総合計画審議会から第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）についての答申
10月25日	▲第2回 第4次豊中市総合計画検討会議連絡会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の修正の考え方について
11月14日	▲第2回 第4次豊中市総合計画検討会議 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の修正の考え方について
11月24日	●市議会への報告 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（素案）について
11月30日～12月20日	◆第4次豊中市総合計画後期基本計画（素案）への意見募集（パブリックコメント）
2月3日	▲第3回 第4次豊中市総合計画検討会議（書面会議） ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（素案）、人口ビジョン（素案）、第3期豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に関する意見募集の結果について ・国の動きをふまえたデジタル田園都市国家構想の実現に向けた豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の策定について

4 市民への取組み

取組み	開催時期	概 要
市民意識調査	令和3年（2021年） 7月30日～8月23日	「第4次豊中市総合計画」に基づく施策について、市民の関心の現状を把握するために実施。8,000人に配布し、3,530件回収。 なお、同様の調査は平成29年度（2017年度）（3,568件回収）、令和元年度（2019年度）（3,718件回収）にも実施。
S D G s まちづくり政策 コンテスト	令和3年（2021年） 8月8日～10月3日	<small>あした</small> 明日がもっと楽しみなまちをつくるため、次代を担う若者がS D G s（持続可能な開発目標）の視点で「2030年の豊中市のすがた」を考えるイベント。39歳以下の若者がチームを作り、ワークショップやフィールドワークを通じて「理想のまちのすがたとまちづくり」を発表。
S D G sで考える 豊中のみらいづくり ワークショップ	令和4年（2022年） 8月27日	豊中のみらいづくりについて、S D G s ゴールをからめて「理想とするまち」「それを実現するに、自分にできること」を意見出し。
パブリックコメント	令和4年（2022年） 11月30日～12月20日	「第4次豊中市総合計画後期基本計画（素案）」への意見募集を実施。22件の意見。

5 | 総合計画審議会

執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
市長	豊中市総合計画審議会	総合計画に関する重要事項の調査審議に関する事務

（委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

豊中市総合計画審議会規則（抜粋）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画に関する重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第10条 審議会の庶務は、都市経営部経営計画課において処理する。

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

審議経過

回	開催日	概 要
第1回総合計画審議会	令和4年（2022年） 7月8日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の諮問 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の構成と序論の審議
第1回第一部会	7月15日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の第1章、第2章、第5章の審議
第1回第二部会	7月21日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）の第3章、第4章の審議
第2回総合計画審議会	8月9日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・部会からの審議結果の報告 ・第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）のリーディングプロジェクト審議
第3回総合計画審議会	9月13日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案の審議

豊中市総合計画審議会委員

区分	名前	役職等	部会
学識経験者 (8名)	有川 友子	大阪大学 国際教育交流センター センター長・教授	第二
	大野 まどか	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授	第一
	◎ 加藤 晃規	関西学院大学 名誉教授	第二 部会長
	宗前 清貞	関西学院大学 総合政策学部 教授	第一
	○ 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授	第一 部会長
	水上 英雄	豊中商工会議所 会頭	第二
	壬生 裕子	同志社大学 政策学部 嘴託講師 京都地方自治総合研究所 研究員	第二
	森 由香	帝塚山大学 非常勤講師 近畿大学 非常勤講師	第一
市民 (3名)	石井 達也	公募市民	第一
	森山 孝彰	公募市民	第一
	八木 三郎	公募市民	第二

◎は会長、○は会長職務代理者

※区分ごとに五十音順、敬称略、役職等は令和4年（2022年）6月1日現在のもの

後期基本計画（行政素案）についての諮問

豊都經第554号
令和4年(2022年)7月8日

豊中市総合計画審議会
会長 様

豊中市長 長内繁樹

第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）について（諮問）

別添の第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）について、
豊中市総合計画審議会規則第2条の規定により、貴審議会の意見を
求めます。

後期基本計画（行政素案）についての答申

令和4年(2022年)9月26日

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市総合計画審議会
会長 加藤 晃規

第4次豊中市総合計画後期基本計画（行政素案）について（答申）

令和4年(2022年)7月8日に本審議会に諮問された、第4次豊中市総合計画
後期基本計画（行政素案）について、審議結果を別紙のとおり答申します。

I. 答申にあたって

豊中市は、第4次豊中市総合計画基本構想にまちの将来像「みらい創造都市とよなか～明日がもっと樂しみなまち～」を掲げ、その実現のために平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）を計画期間とする第4次豊中市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）の推進に取り組まれています。

現在、豊中市では前期基本計画の計画期間の満了に伴い、第4次豊中市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）の策定を進めており、当審議会では、令和4年（2022年）7月8日に、長内市長から「後期基本計画（行政素案）」の諮問を受けました。

基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現にあたっては、とりわけ府内各部局の連携や市民・事業者など多様な主体との協働と、さらには限られた資源配分で効果的・効率的に施策を展開することが必要です。

そうした点をふまえ、当審議会では、「後期基本計画（行政素案）」について、「市民にとってわかりやすいものになっているか」や「昨今の社会情勢をふまえた内容になっているか」について、多角的な視点から集中的かつ精力的に審議を行いました。

また、後期基本計画から新たに設定する「施策ごとの令和9年度末にめざす理想の状態とそれを測るための指標」についても、前期基本計画の政策評価結果をふまえて審議をすすめ、意見を取りまとめました。

後期基本計画の策定にあたっては、当審議会の意見を十分に踏まえて策定していただくことをお願いします。

II. 第4次豊中市総合計画 後期基本計画（行政素案）への意見

後期基本計画（行政素案）は、前期基本計画から引き継ぎ、重点的に取り組むリーディングプロジェクトを置くとともに、新型コロナウィルス感染症など、昨今の社会情勢をふまえた施策展開を行うなど、時代の変化に対応した計画となっています。

当審議会では、前期基本計画で取り組んだ成果と残された課題をふまえ、令和5年度（2023年度）から5年間で取組む後期基本計画（行政素案）の施策と、リーディングプロジェクトが「まちの将来像」の実現につながる内容になっているかという視点で審議を行いました。

その他の内容について、以下のとおり、審議した結果をとりまとめましたので、意見として申し述べます。

◆序論について

【社会環境の変化について】

- ・基本構想で記載している社会環境の変化の7項目と後期基本計画で記載している6項目が異なるが、どういう観点で記載しているのかを整理した方がいい。
- ・社会環境の変化の①～⑥のタイトルのつけ方を統一する必要がある。

【前期基本計画の総括について】

- ・市民意識調査の結果について、「前期基本計画の総括」というタイトルをついているが、成果や課題を後期基本計画の施策ごとに「本市における現状」と「本市における今後の課題」としてまとめているので、当該部分のタイトルは「前期基本計画の総括」より、「市民の意識の変化」としてはどうか。

【市民意識調査の結果について】

- ・市民意識調査は、選択肢や調査のやり方が変わると結果の数字が変わることがある。調査方法について記述したほうがいい。

◆後期基本計画（施策）について

後期基本計画（施策）に関する意見については、全体に係る内容を中心にまとめていますが、リーディングプロジェクトについては、後期基本計画の中でも特に重点的かつ総合的に取り組む観点から、個別にまとめるものです。

【全体を通した書きぶりについて】

- ・第2章－1のように専門用語が出ていてわかりにくい部分があるので、専門以外の方にもわかるように、日常で使っている言葉に置き換えたり、用語集をつけるなど、全体的に調整してほしい。

【章ごとのめざす姿について】

- ・前期基本計画で記載されているのと同様に、各章の鑑のページに基本構想の施策体系で示されている文章を入れたほうがいい。

【KG Iについて】

- ・KG Iは市民になじみのない言葉だと思うので、「施策目標に関する主要な指標」などタイトルを変更してはどうか。

【令和9年度末に実現したい状態とKG Iについて】

- ・行政素案でKG Iに設定している指標は主観的なものが多いが、KG Iは令和9年度末に実現したい状態を客観的に測れる定量的な指標が望ましい。主観的な指標は、補足指標として用いられたい。

【指標について】

- ・指標の数と施策の方向性の数が一致していないものが見受けられる。指標と施策の方向性が対応するよう検討されたい。

【主な取組みの説明文について】

- ・「支援」という言葉が多用されているが、市がNPOなどと協働する場合、市がNPOなどに補助金等で支援をする場合など、状況に応じたより適切な言葉を使い分けてほしい。
- ・総合計画なので総花的になるのは仕方ないが、産業振興やスポーツなど、前期基本計画から施策の構成が変わったところについては、主な取組みの説明文などもう少し具体的に書ける部分があれば記載してほしい。

【市民・事業者の取組みイメージについて】

- ・市民・事業者の主な取組みイメージは、市民目線でどういうことを認識したらいいのかが書いてあり、わかりやすい。第5章にもその記述を追記してほしい。
- ・市として積極的に取り組んでほしいこと、今後のトレンドになりそうなことは、市民・事業者の主な取組みイメージにもわかるよう記述してほしい。

【リーディングプロジェクトについて】

- ・プロジェクトを進めることでいろいろなことの変化が出るはずなので、令和9年度末に実現したい状態は「～まちに変化が出ている。」ではなく、3つの主要プロジェクトを通じて、まちがより魅力的になっていくのか、活気づいていくのか、方向性がわかる言葉で、どういう状態にしたいかの目標を書いたほうがよい。
- ・現在の「現状と課題」の説明文では、南部地域の特性や課題がわかりづらい。初めて見た人でもなぜ南部地域がリーディングプロジェクトに選ばれているかがわかるような説明をはじめ、これまでの取組みやデジタル化の推進など今後の動向もふまえ追記した方がよいのではないか。
- ・市として重点的に取り組むのであれば、先進的な取組みなどを全市的に展開していくことをどこかに記載すると、他の地域の方もこのプロジェクトに期待を寄せるのではないか。

6 | 庁内組織

第4次豊中市総合計画検討会議設置規則（抜粋）

（設置）

第1条 第4次豊中市総合計画（以下「総合計画」という。）及び豊中市SDGs未来都市計画（以下「SDGs未来都市計画」という。）に関し必要な事項について調査審議等を行うため、第4次豊中市総合計画検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画に関し必要な調査審議を行うこと。
- (2) SDGs未来都市計画に関し必要な調査審議を行うこと。
- (3) その他総合計画及びSDGs未来都市計画に関し必要な事項

（組織）

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は市長、副会長は副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、検討会議の事務を総理し、検討会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（連絡会議）

第6条 総合計画及びSDGs未来都市計画に係る連絡調整等を行わせるため、検討会議に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、議長及び委員で組織する。
- 3 議長は、都市経営部長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議の委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要があると認めるときは、委員を追加又は変更することができる。
- 5 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。
- 7 議長は、総合計画及びSDGs未来都市計画に係る連絡調整に關し、課題別かつ機動的に意見を聴く必要があるときは、部会を置くことができる。
- 8 部会の部会長及び部会員は、議長及び連絡会議の委員のうちから、議長が指名する。
- 9 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。ただし、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 10 部会長は、部会における意見聴取状況及び結果を連絡会議に報告しなければならない。

（関係者の出席等）

第7条 検討会議及び連絡会議（部会を含む。）（以下「検討会議等」という。）は、所掌事務の調査審議等のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 検討会議等の庶務は、都市経営部経営計画課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議等の運営について必要な事項は、会長が定める。

別表第1（検討会議委員構成）

(1) 市長部局	危機管理監、人権文化政策監、総務部長、都市経営部長、都市活力部長、環境部長、財務部長、市民協働部長、福祉部長、健康医療部長、健康医療部理事、こども未来部長、都市計画推進部長、都市基盤部長、会計管理者及び消防局長
(2) 市立豊中病院	病院事業管理者、看護部長及び事務局長
(3) 上下水道局	上下水道事業管理者、経営部長及び技術部長
(4) 教育委員会	教育長、事務局長、教育政策監及び事務局理事
(5) 市議会事務局	事務局長
(6) 豊中市伊丹市クリーンランド	事務局長

別表第2（連絡会議委員構成）

(1) 危機管理課	危機管理課長
(2) 人権政策課	人権政策課長
(3) 総務部	行政総務課長、デジタル戦略課長及び人事課長
(4) 都市経営部	経営計画課長、創造改革課長及び広報戦略課長
(5) 都市活力部	魅力文化創造課長、スポーツ振興課長、空港課長及び産業振興課長
(6) 環境部	環境政策課長、公園みどり推進課長及び減量計画課長
(7) 財務部	財政課長
(8) 市民協働部	コミュニティ政策課長、くらし支援課長、市民課長
(9) 福祉部	地域共生課長、障害福祉課長及び長寿社会政策課長
(10) 健康医療部	健康政策課長、コロナ健康支援課長、保健予防課長及び母子保健課長
(11) こども未来部	こども政策課長及びこども事業課長
(12) 都市計画推進部	住宅課長、都市計画課長、都市整備課長及び建築審査課長
(13) 都市基盤部	交通政策課長及び基盤整備課長
(14) 会計課	会計課長
(15) 市立豊中病院事務局	病院総務課長及び経営企画課長
(16) 上下水道局経営部	総務課長及び経営企画課長
(17) 消防局	消防総務課長
(18) 教育委員会事務局	教育総務課長、社会教育課長、読書振興課長、学校教育課長、児童生徒課長及び学び育ち支援課長
(19) 市議会事務局	総務課長
(20) 豊中市伊丹市クリーンランド事務局	総務課長

令和4年（2022年）4月1日時点のもの

7 | 施策・施策の方向性とSDGs*の対応表

SDGs*とは

SDGs*（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。平成27年（2015年）の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12年度（2030年）を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

持続可能な開発目標（SDGs*）の詳細



目標1【貧困をなくそう】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓をゼロに】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【質の高い教育をみんなに】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



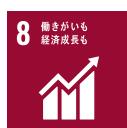
目標6【安全な水とトイレを世界中に】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8【働きがいも経済成長も】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9【産業と技術革新の基盤をつくろう】

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10【人や国の不平等をなくそう】

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【住み続けられるまちづくりを】

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【つくる責任つかう責任】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動に具体的な対策を】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海の豊かさを守ろう】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸の豊かさも守ろう】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和と公正をすべての人に】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【パートナーシップで目標を達成しよう】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

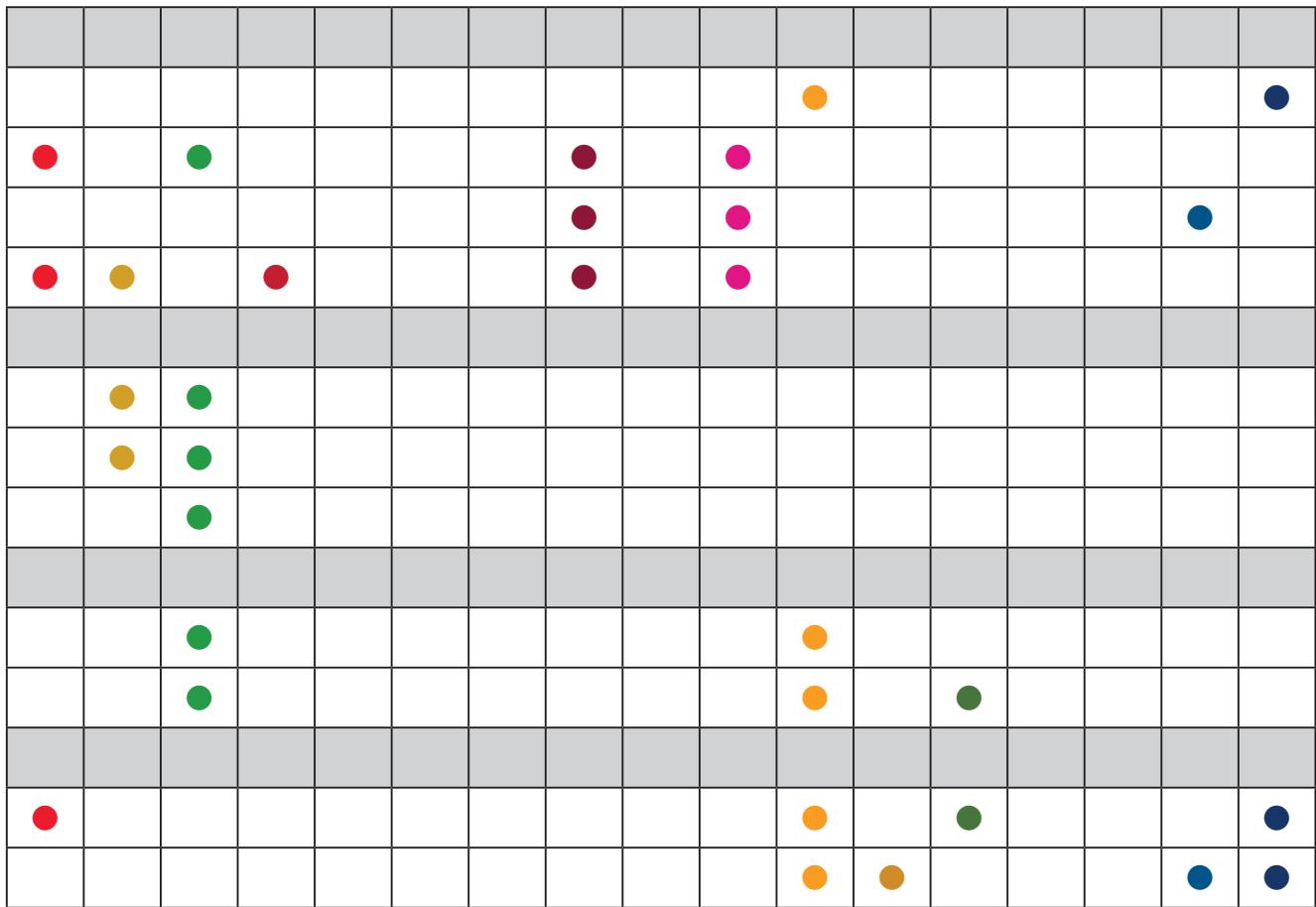
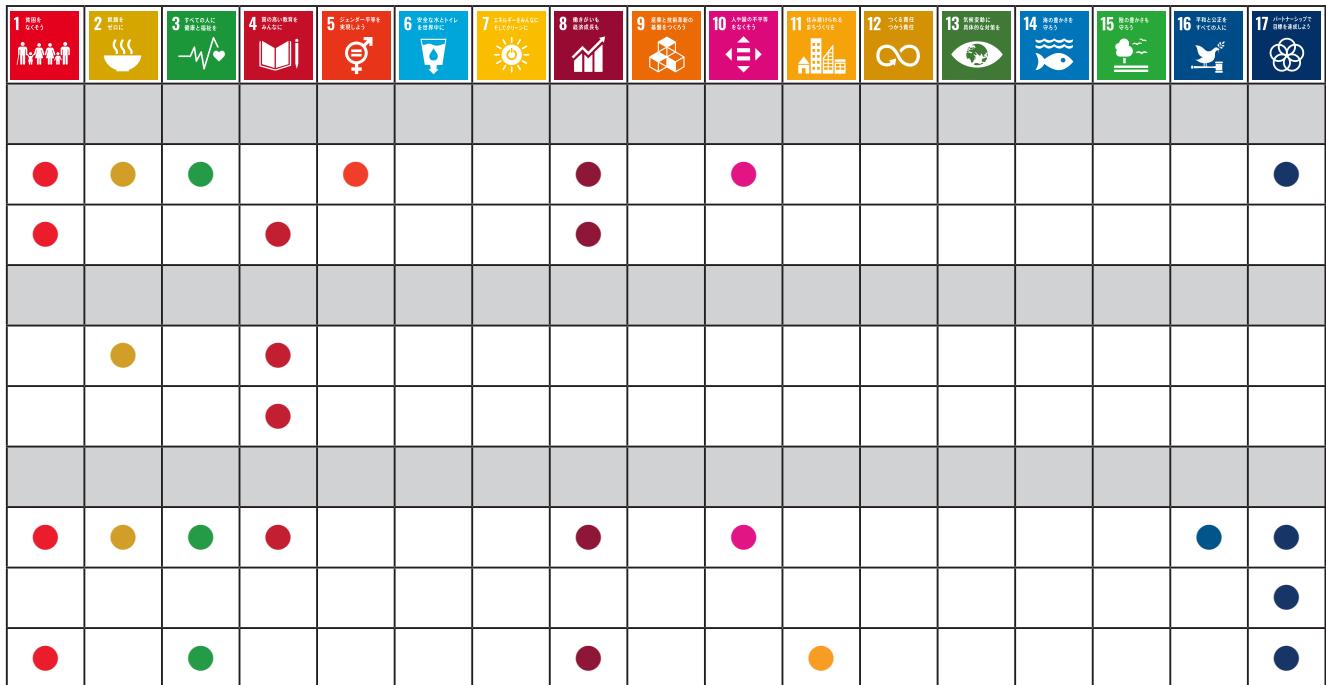
（参考：外務省国際協力局「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」）

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実	
	(1) 安心して産み育てられる環境づくりを進めます
	(2) 就学前教育・保育の充実を進めます
1-2 教育環境の充実	
	(1) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます
	(2) 快適で安心して学べる教育環境を充実します
1-3 子ども・若者への総合的な支援の充実	
	(1) さまざまな困難を抱える子ども・家庭への支援を充実します
	(2) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します
	(3) 学校・家庭・地域と連携し、子どもたちの健やかな成長を支援します

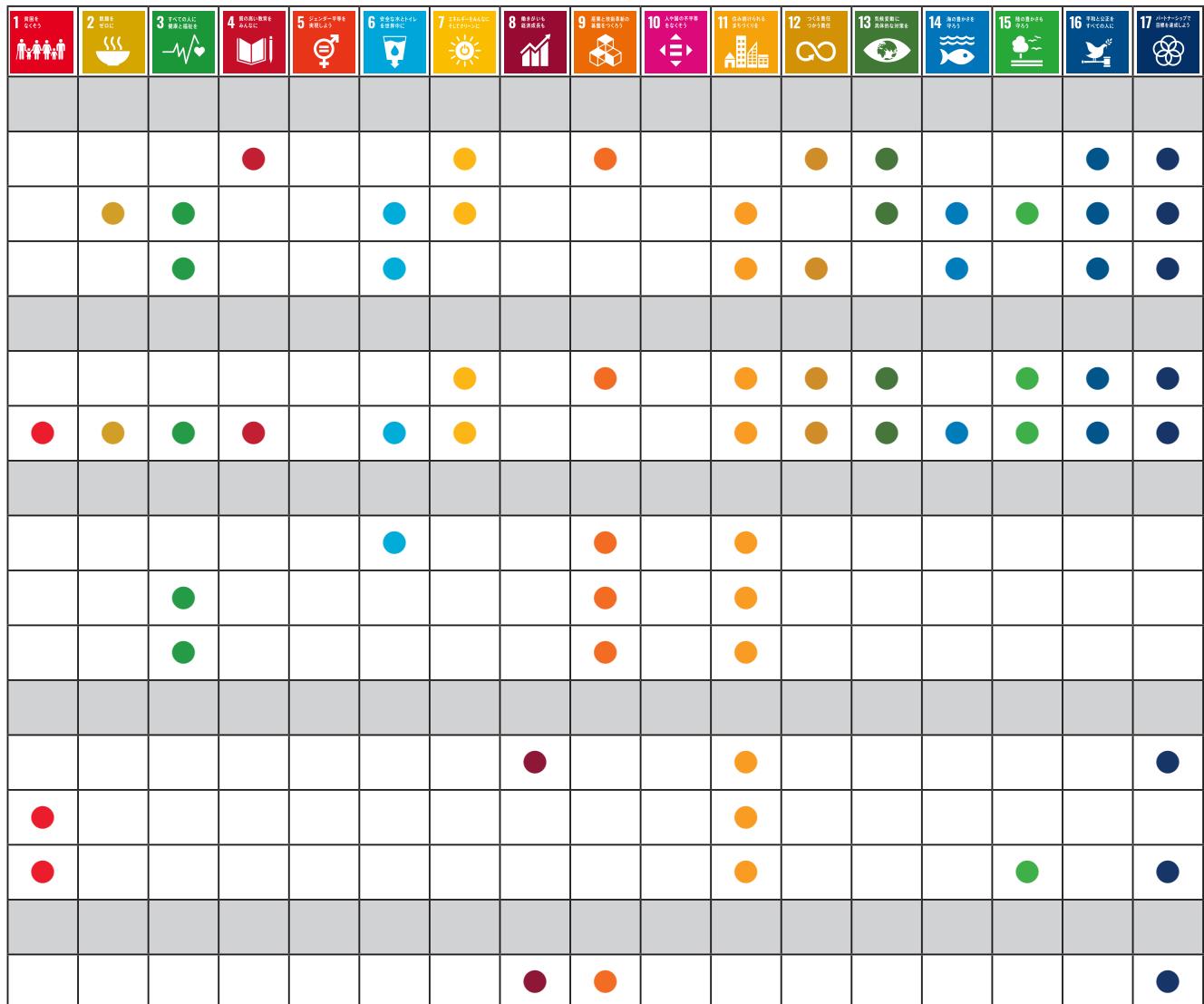
第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

2-1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進	
	(1) 多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティ*の実現に取り組みます
	(2) 介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます
	(3) 障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を推進します
	(4) 一人ひとりに応じた自立と就労を支援します
2-2 保健・医療環境の充実	
	(1) こころと体の健康管理・予防対策を進めます
	(2) 生活衛生の確保を図ります
	(3) 地域医療の充実を図ります
2-3 消防・救急救命体制の充実	
	(1) 救急救命体制および防火安全対策を強化します
	(2) 消防体制を充実強化します
2-4 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり	
	(1) 防災力の充実強化を図ります
	(2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります



第3章 活力ある快適なまちづくり

3-1 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造	
	(1) さまざまなステークホルダー*と連携して環境教育を推進します
	(2) 自然環境や都市のみどりを身近に感じられる取組みを進めます
	(3) 環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます
3-2 脱炭素・循環型社会*の実現	
	(1) 脱炭素社会*の実現に向けた取組みを進めます
	(2) 循環型社会*の実現に向けた取組みを進めます
3-3 安全で安心なまちの基盤づくり	
	(1) 安心して暮らせる市街地の形成を進めます
	(2) 安全・安心なまちづくりを進めます
	(3) 安全・安心な交通体系を整備します
3-4 だれもが住みやすい住環境の実現	
	(1) 地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます
	(2) 社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します
	(3) まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます
3-5 産業振興の充実	
	(1) 地域産業を支援し、投資・消費・働く場が活性化するための体制をつくります



第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

4-1 共に生きる平和なまちづくり	
	(1) 非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取り組みます
	(2) 男女共同参画社会*の実現に向けた取組みを進めます
	(3) 多文化共生*のまちづくりを進めます
4-2 学びと文化のあふれるまちづくり	
	(1) 都市の魅力と文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます
	(2) 生涯を通した学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます
	(3) スポーツにふれる機会の創出とスポーツ施設の環境整備を進めます

第5章 施策推進に向けた取組み

5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり	
	(1) 市政情報の発信・提供・公開を推進します
	(2) 市民が参画できる機会の充実を図ります
	(3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します
5-2 持続可能な市政運営の推進	
	(1) 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます
	(2) デジタル*技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます
	(3) 多角的な連携に取り組みます
	(4) 感染症や大規模災害等に対応できる体制づくりを進めます

リーディングプロジェクト（南部地域活性化プロジェクト）

	①子どもたちの元気があふれるまちづくり
	②誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり
	③にぎわいとゆとりのあるまちづくり

1 住民参加 きみとう	2 食材地産化 せきざいちさんか	3 まちの人に まことに	4 真利根川流域を みんなに	5 シニア世代を まなぶよ	6 まちの活性化を まなぶよ	7 ニュータウンを まなぶよ	8 健康・医療機関の 整備をくわう	9 まちの活性化を くわう	10 人やまちやまち をくわう	11 まちのまちを つくる責任	12 ∞	13 まちのまちを くわう	14 まちのまちを くわう	15 まちのまちを くわう	16 まちのまちを すべての人に	17 ハイテクアグリ けいわくをくわう
			●							●					●	
		●	●	●			●		●					●	●	
			●						●					●		
			●								●					
											●					
											●					
		●	●	●				●	●	●				●	●	

															●		
															●		
																●	
●																	
		●	●				●	●	●	●				●	●		
															●		

●		●	●														●
---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

8 | 重要目標達成指標（KGI）一覧

「現状」について、年度の記載がないものは令和3年度（2021年度）、「目標」は令和9年度（2027年度）

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 妊娠・出産・子育て支援の充実

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①出生数	3,184人	維持	豊中市統計書 1年間に生まれた子どもの数
②妊娠出産について満足している者の割合	79.4%	85%	健やか親子21調査 4か月児健康診査時のすこやか親子21質問票で、「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか。」の質問に、「はい」と回答した人の割合
③健康診査受診率（4か月児）	97.1%	100%	担当課調査 4か月児健診を受診した人の割合
④保育所待機児童数*	0人	維持	担当課調査 保育が必要で保育所等に入所申込みをしたが、入所できず待機となった児童数（厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく）
⑤幼保こ小連絡協議会*への就学前施設加入率	84.1%	100%	担当課調査 幼稚園、保育所、認定こども園等の義務教育就学前施設と小学校からなる協議会に就学前施設が加入している割合 現状の数値は、令和4年（2022年）4月時点のもの

1-2 教育環境の充実

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①「全国学力・学習状況調査」の教科に関する調査で、正答率が全国平均を上回った設問の割合	児童：53.2% 生徒：83.7%	前年度より増加	全国学力・学習状況調査 各教科における豊中市の正答率が全国平均を上回った設問の割合 現状の数値は、令和4年度（2022年度）のもの
②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の質問紙調査で、「運動やスポーツが好き」と答えた児童・生徒の割合	児童：86.7% 生徒：82.2%	前年度より増加	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 質問紙調査で「運動やスポーツをすることは好きですか」という質問に対して、「好き・やや好き」と回答した児童・生徒の割合 現状の数値は、令和4年度（2022年度）のもの

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
③「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査で、「人の役に立つ人間になりたい」と答えた児童・生徒の割合	児童：93.3% 生徒：93.6%	前年度より増加	全国学力・学習状況調査 質問紙調査で「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対して、「思う・どちらかといえば思う」と回答した児童・生徒の割合 現状の数値は、令和4年度（2022年度）のもの
④医療的ケアが必要な児童・生徒への看護師派遣率	100%	100%	担当課調査 豊中市立学校に在籍し、かつ、日常的に学校で医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、看護師を派遣した割合
⑤不登校児童・生徒の出現率	児童：1.43% 生徒：4.79%	児童：0.57% 生徒：2.5%	担当課調査 全体の児童・生徒数に対する、不登校者数の割合

1-3 子ども・若者への総合的な支援の充実

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①子ども総合相談窓口相談件数	3,242件	維持	担当課調査 子ども総合相談窓口の相談件数と家庭児童相談件数の合算
②子ども療育相談対応件数	1,904件	900件	担当課調査 子ども療育相談における発達に課題のある子どもの相談対応件数
③子どもの社会参加事業数	40事業	45事業	担当課調査 豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する事業のうち、子どもの意見表明の機会や体験機会の提供など子どもの社会参加に関する事業数
④若者支援総合相談窓口の新規相談件数	123件	150件	担当課調査 若者支援総合相談窓口で受付をした新規相談件数
⑤子ども食堂や無料・低額の学習支援などの子どもの居場所がある小学校区数	16校区	全小学校区	担当課調査 子どもの居場所ネットワーク加盟団体が提供する、子ども食堂や無料・低額の学習支援などの子どもの居場所がある小学校区数
⑥コミュニティ・スクール*（学校運営協議会制度）の学校数	4校	52校	担当課調査 学校運営協議会を設置している豊中市立学校数 現状の数値は、令和4年度（2022年度）のもの

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

2-1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの推進

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①地域福祉ネットワーク会議*の参加団体数	845団体	850団体	豊中市社会福祉協議会事業報告 市内7つの日常生活圏域で開催している地域福祉ネットワーク会議*に参加している団体数
②多機関協働推進会議対応件数	4件	20件	担当課調査 地域共生課が事務局として開催する関係機関との会議回数
③地域包括支援センター*への相談件数	51,000件	57,000件	地域包括支援センター*の業務実施状況報告書 地域包括支援センター*における相談件数
④福祉施設から一般就労への移行者数	116人	170人	担当課調査 福祉施設から一般就労への移行者数
⑤就労支援プランの就労・增收達成率	49.5%	55%	担当課調査 当該年度中に評価を実施した一般就労を目標とした支援プランの内、目標期間内に一般就労又は增收を達成した割合

2-2 保健・医療環境の充実

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①健康寿命*と平均寿命の差	男性：2.0歳 女性：3.9歳	差の縮小	大阪府健康医療部健康推進室「大阪府内市町村の健康寿命*」 平均寿命と健康寿命*（WHO（世界保健機関））が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと）の差のこと 現状の数値は、令和2年度（2020年度）のもの
②特定健診*受診率	25.5%	60%	担当課調査 40歳以上で豊中市国民健康保険に加入している当該年度特定健診*対象者に対する、受診者の割合
③こころのサポーター*とよなか研修 延べ受講者数（初級～上級）	令和5年度（2023年度）より通年実施	10,000人	担当課調査 こころのサポーター*とよなか研修の入門編、初級編、中級編、上級編の研修の受講者延べ件数
④かかりつけ医*をもつ割合	76.2%	90%	健康とくらしの調査（3年に1度実施） 「かかりつけ医*の有無」の設問に対して、「いる」と回答した人の割合（要介護認定を受けている人および65歳未満で要支援認定を受けている人を除く）
⑤在宅療養支援診療所数	87施設	維持	担当課調査 近畿厚生局に届出をしている施設数 現状の数値は、令和4年（2022年）10月時点のもの

2-3 消防・救急救命体制の充実

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①救命講習受講者数	13,810人	20,000人	担当課調査 年度内に実施した救命講習の受講者数
②救急現場に居合わせた人により心肺蘇生が実施される割合	52.5%	70%	担当課調査 年度内に救急搬送された心肺機能停止傷病者のうち、救急現場に居合わせた人により応急手当（胸骨圧迫・人口呼吸・AEDによる除細動）が実施された割合
③火災発生件数	65件	0件	担当課調査 市内で発生した1年間の火災件数
④消防団訓練件数	315件	350件	担当課調査 年度内に消防団が実施した訓練等の件数 現状の数値は、令和3年（2021年）1月～12月を集計したもの
⑤一声訪問*実施率	100%	100%	担当課調査 一声訪問*事業による年度計画件数のうち、訪問した件数の割合

2-4 災害に強く、犯罪を防ぎ、安全に暮らせる地域づくり

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①とよなか防災アドバイザー*の派遣件数	3件	前年度より増加	担当課調査 地域の自主防災力を向上させるため、気象防災アドバイザーや防災士などの防災の専門家を自主防災組織*や自治会などに派遣した件数
②校区自主防災組織*の組織率	73.2%	80%	担当課調査 全小学校区の中で校区自主防災組織*が結成されている校区の割合
③市内刑法犯認知件数	1,614件	前年度より減少	大阪府警察ホームページデータ 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数
④公式LINE「くらし」分野のセグメント配信者数	令和5年度 (2023年度) より通年実施	5,000人	担当課調査 市公式LINE登録者のうち、分野「くらし」のセグメント配信希望者数
⑤消費生活相談件数	2,914件	2,500件	担当課調査 消費生活相談事業において実施した延べ相談件数

第3章 活力ある快適なまちづくり

3-1 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①「環境交流センター」の利用者数	12,423人	23,000人	環境交流センター事業報告書 来館者数および施設外での事業参加者数とオンライン*での事業参加者数を含めた利用者数
②市民一人当たりの公園緑地面積	7.11m ²	7.17m ²	担当課調査 市内の開設している公園緑地面積を市の人口で割ったもの 都市の人口規模を勘案して、市内にある公園・緑地の面積を評価するもので、都市公園法では5.00m ² 以上が標準とされている
③みどり率*	24.1%	27%	担当課調査 樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化の面積の合計が市域全体の面積に占める割合 豊中市が独自に設定した指標
④アダプト制度*による美化活動の協定数	24団体	30団体	担当課調査 アダプト活動による美化活動を行ううえでの団体と市との覚書（協定）締結数
⑤大気の環境基準達成状況	88%	100%	担当課調査 環境基本法の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準

3-2 脱炭素・循環型社会*の実現

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①市民一人当たりの温室効果ガス*排出量平成2年度（1990年度）比	-22.4%	-38.3%	担当課調査 市域の温室効果ガス*総排出量を市民一人当たりに換算した量の基準年度比（平成2年度（1990年度）比）削減率 現状の数値は、令和2年度（2020年度）のもの
②市役所の事務事業から排出される温室効果ガス*排出量平成25年度（2013年度）比	-27.7%	-42%	担当課調査 市役所の事務事業から発生する温室効果ガス*排出量の基準年度（平成25年度（2013年度））比削減率 現状の数値は、令和2年度（2020年度）のもの
③ごみの焼却処理量	100,137 t	95,281 t	担当課調査 豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみの量
④家庭系ごみ一人一日当たり量（再生資源を除く）	419 g	394 g	担当課調査 豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）搬入量の市民一人一日当たり量
⑤食品ロス*一人一日当たり量	111.5 g	108.8 g	担当課調査 豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系および事業系の可燃ごみ搬入量から算出した食品ロス*（推計値）の市民一人一日当たり量

3-3 安全で安心なまちの基盤づくり

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①地震時等に著しく危険な密集市街地地区数（庄内・豊南町地区）	9地区	2地区	担当課調査 大阪府密集市街地整備方針（令和3年（2021年）3月策定）に基づき、平成24年（2012年）に国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含む評価範囲における想定平均焼失率が23%以上の地区数 (参考) 評価範囲：広幅員道路等で区画した範囲
②上下水道事業に対するお客様満足度	上水：82.6% 下水：81.9%	上下水ともに90%以上	市民を対象とした水道・下水道に関するアンケート調査（3年に1度実施） 「あなたが豊中市の水道事業・下水道事業について総合的に評価すれば、どれにあてはまりますか。」の設問に対して、「満足・やや満足」と回答した人の割合 現状の数値は、令和元年度（2019年度）のもの
③歩道改良整備延長	17.9km	23km	担当課調査 歩道改良実施計画に基づき、市が管理する道路のうち、幅、傾き、段差、凹凸の歩道状況や、交通量、通学路の路線状況などにより、歩道の拡幅や改良が必要な長さ約23kmに対する、整備が完了した長さ
④市内の交通事故発生件数	843件	前年度より減少	豊中警察署・豊中南警察署からの情報提供 豊中市で発生した交通事故件数 現状の数値は、令和3年（2021年）1月～12月を集計したもの
⑤1か月当たりのシェアサイクル*利用回数	平均7,255回	34,000回	利用実績の事業者報告 シェアサイクル*を利用した人の1か月当たりの回数

3-4 だれもが住みやすい住環境の実現

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①市内各鉄道駅の乗降客数および大阪国際空港旅客数	乗降客数： 320,569人 旅客数： 7,499,346人	乗降客数： 380,000人 旅客数： 16,298,000人	(乗降客数) 豊中市統計書 豊中市内の阪急電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社における各駅の乗降客数 (旅客数) 関西エアポート株式会社報告書 大阪国際空港を出発および大阪国際空港に到着した航空機を利用した人数
②住宅確保要配慮者*向け賃貸住宅の登録戸数	1,222戸	現状より増加	担当課調査 「住宅確保要配慮者*に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者*の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として一定の基準を満たし、登録された賃貸住宅の戸数
③管理不全空き家*是正累計件数	783件	1,100件	担当課調査 平成26年度（2014年度）から当該年度までの通報等により認知した管理不全空き家*の是正累計件数
④まちづくりのルール区域面積	332.93ha	340ha	担当課調査 地区計画*、建築協定、都市景観形成推進地区、景観形成協定、緑地協定、豊中市地区まちづくり条例に基づく地区まちづくりルール登録などの区域面積の総計 重複を含む
⑤景観形成に関するルールの策定地区数	9件	10件	担当課調査 都市景観形成推進地区、景観形成協定などの合計地区数

3-5 産業振興の充実

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①市内事業所数	13,205事業所	維持	経済センサス 市内の事業所数 現状の数値は、令和3年度（2021年度）実施分の速報値
②企業立地促進条例の奨励金交付件数	26件	維持	担当課調査 準工業・工業地域において事業所を新設（増設・借受けを含む）する場合、家屋・土地・償却資産に係る固定資産税相当額を奨励金として交付した件数
③デジタル地域ポイント付与事業の利用ポイント数	令和5年度（2023年度）より通年実施	35,000,000 ポイント	担当課調査 デジタル地域ポイント付与事業で付与したデジタル地域ポイントのうち、市内登録店舗で利用されたポイント数
④ITコンシェルジュ*派遣件数	150件	240件	担当課調査 市内事業所の集客・営業・事務効率・広報・会計等のITに関する課題に対し、より良い業務環境の構築を支援するITの専門家を派遣した件数
⑤商品高付加価値化応援金*交付件数	16件	30件	担当課調査 豊中商工会議所と連携し、市内事業者が商品の生産性や付加価値の向上につながる取組みを行う場合に補助金を交付した件数 現状の数値は、令和5年（2023年）1月時点のもの
⑥無料職業紹介事業での就職件数	238件	220件	担当課調査 無料職業紹介事業を活用し、就職が決定した数
⑦起業に関する相談件数	97件	150件	担当課調査 市内において起業しようとする人や起業して間もない事業者を対象に、事業計画の精査や資金調達の手法などの起業相談や、各種専門支援機関を紹介した件数

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

4-1 共に生きる平和なまちづくり

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①人権・総合生活相談件数	348件	400件	担当課調査 人権平和センターにおける人権相談・総合生活相談の相談件数
②平和展示室来館者数	2,902人	3,200人	担当課調査 人権平和センター豊中の平和展示室の来館者数
③大阪府「男女いきいき・元気宣言」市内事業所登録数	13事業所	43事業所	担当課調査 働く場における男女共同参画*に取り組む事業者が登録する、大阪府「男女いきいき・元気宣言」に登録している市内の事業所数
④DV*に関する相談件数	1,024件	1,370件	担当課調査 配偶者暴力相談支援センターとすてっぷ相談室のDV*相談件数
⑤国際交流センターの利用者数	16,085人	65,000人	公益財団法人とよなか国際交流協会事業報告および決算書 国際交流センターの貸室利用者的人数

4-2 学びと文化のあふれるまちづくり

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①社会増加数*	5年間で 6,814人増 (平成29年度 (2017年度) ~令和3年度 (2021年度))	5年間で 7,400人増 (令和5年度 (2023年度) ~令和9年度 (2027年度))	豊中市統計書 転入者数が転出者数を上回っている人数
②市民ホールの利用率	79.2%	85%	豊中市市民ホール等事業報告書 市民ホールが開館日のうち使用された割合
③レファレンスサービス*の受付件数	1,230件	1,300件	担当課調査 図書館参考室で受付をしたレファレンス件数
④公民館主催事業の開催回数	357回	412回	担当課調査 公民館で行った主催講座の延べ回数
⑤市内スポーツ施設の利用者数	764,960人	1,160,814人	事業報告書 市有スポーツ施設の1年間の利用者数

第5章 施策推進に向けた取組み

5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①市ホームページの年度アクセス数	34,443,774件	38,000,000件	担当課調査 市の情報発信の基幹媒体であるホームページの閲覧ページ数
②市民の声の件数	1,059件	1,200件	担当課調査 市民から寄せられた市政に対する意見・要望の件数
③地域自治組織*の数	8団体	10団体	担当課調査 地域自治組織*の設立数
④協働の取組み件数	458件	500件	担当課調査 市が市民団体等と地域課題等の解決に向けて役割分担をしながら協力して実施する取組みの件数
⑤市民公益活動*支援センター利用者数（オンライン*参加等含む）	4,568人	10,000人	担当課調査 市民公益活動*支援センターを利用した人の数（同センターへの来場者の他、オンライン*での参加者も含む）

5-2 持続可能な市政運営の推進

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①経常収支比率*	84.9%	中核市平均以下	地方財政状況調査 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分および臨時財政対策債の合計額に占める割合
②市税収入	70,522,289千円	74,494,000千円	豊中市各経済歳入歳出決算書 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の収入済額合計
③オンライン*サービスの利用件数	手続き等案内：5,940件 LINE友だち数：38,405人	手続き等案内：100,000件 LINE友だち数：100,000人	担当課調査 手続き案内（手続きガイド）等オンライン*サービスの利用件数、市公式LINEの友だち登録件数
④事業者・大学との連携協定の数	41協定	前年度より増加	担当課調査 事業者・大学との連携協定の数
⑤災害時相互支援協定の数	97協定	前年度より増加	担当課調査 災害時における協力応援体制の強化・充実として、民間事業者等への支援要請や自治体間の相互応援等について取り交わした協定数

リーディングプロジェクト（南部地域活性化プロジェクト）

指標名	現状	目標	出典・指標の説明
①南部地域の人口	57,828人	58,462人	豊中市統計書 南部地域の総人口 現状の数値は、令和3年度（2021年度）豊中市統計書に掲載している、令和2年（2020年）の国勢調査の数値
②全年少人口*に対する南部地域の年少人口*の割合	9.8%	11.2%	豊中市統計書 全年少人口*に対する南部地域の年少人口*の割合
③南部地域における社会増加数*	-502人	増加に転じる	豊中市統計書 南部地域への転入者数が転出者数を上回っている人数
④こども・教育総合相談窓口の相談件数	令和5年度（2023年度）より通年実施	2,000件	担当課調査 本人や保護者、学校等からこども・教育総合相談窓口に寄せられた延べ相談件数
⑤豊中しごと・くらしセンターの相談件数	令和5年度（2023年度）より通年実施	650件	担当課調査 豊中しごと・くらしセンターで実施した延べ相談件数
⑥住み続けたいと思っている市民の割合（南部地域）	81.8%	前回より増加	市民意識調査（2年に1度実施） 市民意識調査で「今後も豊中市に住み続けたいと思いますか」の設問に対して、「思う・どちらかといえば思う」と回答した人（南部地域）の割合

9 | 用語集

用語	解説	掲載ページ
【アルファベット】		
A I	「Artificial Intelligence（人工知能）」の略称。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと。	79
D V	ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力がある。	68、69、145
D X	I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	64
G I G Aスクール構想	児童・生徒が一人一台の端末を持ち活用できる環境および学校における高速大容量のネットワーク環境を整備することを主たる内容とした、令和元年度（2020年度）からの文部科学省の施策のこと。（G I G Aは「Global and Innovation Gateway for All」の略称。）	38
I C T	情報通信技術のこと。知識やデータといった情報（Information）を適切に他者に伝達（Communication）するための技術（Technology）のこと。これまでではI T（Information Technology）が同義で使われていたが、I TにC（Communication）が加えられることによって、I C T（I T）が本来もつ役割が強調された表現となっている。	38、39、52、53、60、64
I C T化	情報通信技術を活用してコミュニケーションを円滑にし、サービスの向上などに活かすこと。	38、74
I T コンシェルジュ	集客・営業・事務効率・広報・会計等のI Tに関するさまざまな課題に対し、課題解決策の提示や、より良い業務環境の構築を支援するI Tの専門家のこと。	64、144
L G B T	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者を含む、心と出生時の性別が一致しない人）のアルファベットの頭文字を取った言葉で、性的少数者の総称のこと。	39
N A T S	府県を越えて隣りあう、西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市の中核市4市の頭文字を西から東に位置する順番に並べて表現したもの。府県の枠組みを越えて広域的に連携し、都市間のネットワークを活かした取組みを行っている。	58、59、80
S D G s	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成28年（2016年）から令和12年（2030年）の15年間で達成すべき「世界共通の目標」として、平成27年（2015年）9月に国連で開催された持続可能な開発サミットで採択された。17のゴール・169のターゲットから構成しており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国、すべての人々が取り組むべき国際目標のこと。	31、33、56、131
S N S	ソーシャルネットワーキングサービスの略称。インターネット上の会員制サービスの一種で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場所を提供する。	37、49、59、69

用語	解説	掲載ページ
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会をさす。	60、64、78
XR	「Cross (X) Reality」の略称。ARやVR等の技術により現実世界と仮想世界を融合し、新たな体験を生み出す技術の総称のこと。	79

【あ行】

青色回転灯パトロール活動	青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動のこと。	53
アスマイル	大阪府が提供する、府民の健康をサポートするスマートフォンアプリのこと。18歳以上の府民なら誰でも参加可能で、日々の健康記録でポイントを貯めると抽選への参加や電子マネー等と交換できる。	49
アダプト制度	「アダプト」とは、英語で「養子にする」という意味。道路や公園などの公共の場所をわが子のように慈しみ、清掃・美化する活動のこと。	56、142
ウォーカブル	歩く（walk）と、できる（able）を組み合わせ、「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」を表現する造語で、車中心から人中心のまちづくりに転換するための都市戦略用語。	60
エンパワーメント	その人が本来もっている力を引き出すこと。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在になること。	69
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素が削減対象の温室効果ガスと定められている。	58、59、142
オンライン	インターネットなどのネットワークにコンピュータなどの機器が接続された状態、または通信回線を通じて別のコンピュータなどに接続された状態のこと。	73、76、77、78、79、80、83、142、146
オンライン授業	教室等の特定の場所に集合して行う対面授業に対し、タブレット端末やネットワーク回線を介して遠隔地から視聴、参加する形態の授業のこと。	38

【か行】

カーボンオフセット	日常生活や経済活動に伴う温室効果ガスの排出について、どうしても削減できない排出を他で埋め合わせること。埋め合わせの手法として、温室効果ガスの削減活動に投資することや、他の場所で削減された二酸化炭素をクレジットという形で購入するなどの手段がある。	59
カーボンニュートラル	排出せざるを得ない温室効果ガスについて、同じ量を森林が吸収したり、人為的に除去したりすることで、排出量を実質ゼロにするという考え方のこと。	58、64
かかりつけ医	健康に関するることをなんでも相談でき、必要な時には、専門の医師・医療機関を紹介してくれる身近で頼りになる医師のこと。	48、140

用語	解説	掲載ページ
核家族	家族形態の一つで、（1）夫婦のみ、（2）夫婦とその未婚の子ども、（3）男親あるいは女親とその未婚の子どものいずれかからなる家族のこと。	36
学校支援コーディネーター	学校と地域を結ぶ橋渡し役のこと。学校のニーズに応じて事業を企画し、地域住民や学生ボランティアによる学校支援の取組みを円滑に進めるための連絡・調整を行う。主に、学校と地域の実情を熟知する教職員〇BやPTA関係者、自治会・公民分館などの地域諸団体関係者などがその役割を担っている。	41
管理不全空き家	管理が不十分なため、防犯・防災面での不安等、地域の住環境へ悪影響を及ぼしている空き家のこと。	62、63、143
義務教育学校	「学校教育法等の一部を改正する法律」により創設された新しい種類の学校のこと。一人の校長のもと、すべての教職員が一体となって「めざす子ども像」などを共有し、義務教育9年間で一貫した教育課程を編成・実施する。また、9年間を見通して、発達段階に応じた柔軟な学年段階の区切り（例えば、4年-3年-2年）の設定や、独自の小中一貫教科の設定などが認められている。	83
キャッシングレス	クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受取りを行う決済方法のこと。	79、80
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する講座の講師役のこと。	45
教育保育環境ガイドライン	市内の就学前施設が公民協働で平成31年（2019年）4月に策定した、教育・保育内容の評価のしくみの土台となる保育環境評価ツールのこと。	36、37
行政評価制度	行政活動（政策・施策・事務事業）を、一定の基準・指標（ものさし）を使って客観的に評価することで、その効果・効率・目標達成度などを継続的にチェックし、行政資源の効率的な分配に役立てる制度のこと。	79
暮らし再建パーソナルサポートセンター	暮らしに不安を感じている方への相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行う総合相談窓口のこと。	46
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の効果を得ることで、社会におけるさまざまな課題解決に繋げようとする考え方、およびその手法のこと。	56
グローバル	世界的規模であるさま。	39
グローバル化	高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。	38、64
景観計画	「景観法」に基づいて、景観に関するまちづくりを進めるため、景観行政団体が良好な景観の形成に関する基準などを定めた基本的な計画のこと。	63
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分および臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと。	78、146

用語	解説	掲載ページ
ゲートキーパー	知識を研修等で身につけ、自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。	49
健康寿命	WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。	46、48、140
けんしん	健診と検診の2種類がある。健診には特定健診や市民健診等があり、病気を未然に防ぐことを目的として実施するもの。検診には歯科検診やがん検診等があり、特定の病気を探すこと目的として実施するもの。	49
交通空白地	鉄道やバスなどの公共交通を利用することが困難なエリア。豊中市では鉄道駅から半径1,000m、バス停から半径500mの範囲から外れるエリアを交通空白地域としている。	60
公民学連携プラットフォーム	民間事業者、NPO、大学、市など、多様な主体が連携し地域課題を解決するアイデアを出し合い、実践するためのネットワークのこと。	80
公民連携	主に自治体が提供してきた公共サービスに、民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、事業効率の向上等を図るために組み立てる組織のこと。	41、60、62、76、84
公立こども園	豊中市立幼保連携型認定こども園のこと。認定こども園は、教育と保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能をもつ。幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせもつ単一の施設として機能を果たす幼保連携型のほか、認可幼稚園が保育所的な機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園的な機能を備える保育所型がある。	37
国土強靭化	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりをめざす取組みのこと。	52
こころのサポーター	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識をもち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して、できる範囲で手助けをする人のこと。	48、140
こども110番の家	「こども110番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等のこと。	53
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民等により構成する学校運営協議会が設置された学校のこと。地域の声を学校運営に反映させ共有していくことにより、学校と地域が一体となって子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とする。	40、41、139
コミュニティタイマーライン	風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のこと。	53
コミュニティビジネス	地域・社会の課題解決や魅力創造をビジネスの手法を用いて継続的に実施し、地域活性化や事業の自立・発展を実現する取組みのこと。	65

用語	解説	掲載ページ
【さ行】		
再生可能エネルギー	「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されており、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。	58、59
産業誘導区域	事業所が集積し、住宅立地が進んでいない地域で、今後も事業所の集積を図り、住工混在の進行を防止することで、安定した操業環境の維持・形成を図る区域のこと。	64、65
シェアサイクル	都市内に複数のポート（自転車の貸し出し・返却場所）を配置し、いつでもどのポートでも自転車の貸し出し・返却が可能な、短時間・短距離の移動を目的とした都市交通システムのこと。	60、61、143
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性」のこと。人間には生まれついての生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをいう。	68、69
自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。	51、52、53、141
市民公益活動	自発的および自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。	76、77、146
社会増加数	ある一定期間における転入した者の数から転出した者の数を差し引きしたもの。	72、83、145、147
住工混在	準工業地域・工業地域において、事業所（工場等）と住宅が混在していること。	62
重層的支援体制	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する体制のこと。	44、45、84
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保特に配慮を要する人のこと。	62、63、143
住宅ストック	ある時点における既存住宅（数）のこと。	63
住宅セーフティネット	最低限の安全な暮らしを保障するために、誰もが住宅を確保できる環境を整えるしくみのこと。	62、63
重点エリア	「企業立地促進計画」に基づき、操業環境の維持・形成を最優先し、支援制度と条例による規制により、事業所の集積を誘導し、産業振興を図る区域のこと。	65
循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	30、58、59、134、142
障害者差別解消法	正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。	68

用語	解説	掲載ページ
商品高付加価値化応援金	市内中小企業者が、専門家の支援を受けながら、商品の生産性・付加価値の向上に資する取組みを行う際に、市が経費の一部を補助する制度のこと。	64、144
食品ロス	食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されるものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられるもの。	58、142
市立豊中病院ネット	参加医療機関がインターネットを利用して市立豊中病院の診療情報を閲覧するしくみのこと。市立豊中病院で行った検査の結果や処方された薬など、診療に関する情報をかかりつけの医師と共有する。	49
人権文化	一人ひとりがこれまでのものの見方、考え方を人権尊重の視点で問い直すとともに、共に生きる豊かな関係を育み、活動の輪を広げる中で、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる人権に根ざした文化のこと。	68
スクール・サポート・スタッフ	教職員の負担軽減を図るため、学校において教員免許がなくても実施できる軽微な事務や電話対応、新型コロナウイルス感染症対策としての消毒業務等を行う補助的な非常勤職員のこと。	39
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校など児童・生徒の生徒指導上の諸課題に対応するため、教育と福祉の専門的知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う者のこと。	39
ステークホルダー	市民、市民団体、事業者など、施策の推進に関わる関係者のこと。	57、134
スマートシティ	I C T等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域のこと。	78、79
性的マイノリティ	性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数派）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々のこと。身体的な性、性自認、性的指向により人それぞれに異なる。	68、69
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代理などをを行う。	45、46
生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、長い歴史の中でさまざまな環境に適応して変化し、多様な生き物が生まれたが、これらの生命は一つひとつに個性があり、直接または間接的に支えあって生きている。動物、植物、微生物などがおりなす「生態系の多様性」、さまざまな生き物がいる「種の多様性」、同じ種の中の「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性がある。	56、57
ゼロカーボンシティ	温室効果ガスの排出量実質ゼロを達成したまちのこと。環境省では、令和32年（2050年）に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることをめざす旨を首長自ら又は地方自治体として公表した地方自治体のことをいう。なお、実質ゼロとは、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。	58
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（S N S）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアのこと。利用者同士のつながりを促進するさまざまなしきけが用意されており、お互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。	76、77

用語	解説	掲載ページ
[た行]		
脱炭素社会	温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量が均衡した「カーボンニュートラル」を実現する社会のこと。	58、59、61、134
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	39、68、70、136
男女共同参画	男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、男女共が等しく社会に参加できること。	68、69、70、145
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。	69、136
地域共生社会	制度・分野の枠や「支えられる側」「支える側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがい・役割をもち助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティのこと。	44、61
地域共生推進員	包括的な相談支援体制の構築に向けた複合的な福祉課題の解決と福祉相談窓口のネットワーク化を推進する担当者のこと。	45
地域コミュニティ	日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりのこと。	76、77
地域自治組織	豊中市自治基本条例に基づき、市民および事業者が地域における自治を推進するために自主的に形成し、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、協力、連携しながら解決に向けて取り組む組織のこと。	76、77、146
地域福祉ネットワーク会議	地域の民生委員・校区福祉委員・福祉事業者をはじめ行政担当者等が高齢・障害・こども等の分野を超えて一堂に会し、地域の現状・課題を共有し、課題の解決策などを考える場のこと。市内7つの日常生活圏域で開催。	44、45、140
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。	45、47
地域包括支援センター	地域の高齢者や介護家族から介護、福祉、権利擁護、介護予防などのさまざまな相談を受けて総合的に支援する機関のこと。	44、140
チームオレンジ	地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポートをつなげるしくみのこと。	45
地球温暖化	産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。	57、58
地区計画	「都市計画法」に基づいて、一定のまとまりをもった「地区」を対象に、それぞれの地区のまちなみや特性に応じて、道路・公園などの配置や、建物の用途や形態などのきめ細かなルールを決めることができる制度のこと。	62、63、143

用語	解説	掲載ページ
通学路交通安全プログラム	通学路の交通安全の確保を継続的かつ効果的に実施するため、3年毎に市内全小学校および未就学児の移動経路を対象に点検を実施し、道路管理者、交通管理者、PTA、教育委員会、保育事業者および市が連携し対策を進め通学路等の安全性の向上を図るもの。	61
デジタル	暮らしや仕事をデジタルデータによって変革し、新しい価値を生み出すこと。社会課題の解決にもつながる新しい技術。ICT・情報化は、パソコンやインターネットなどのこれまでの情報技術。	64、76、78、79、80、136
デジタル化	暮らしや仕事をデジタルデータによって変革し、新しい価値を生み出すこと。社会課題の解決にもつながる新しい技術で価値を生み出すこと。	64、78、79
デジタルデバイド	インターネットなどの情報技術を使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる機会などの格差のこと。	78
デマンド型乗合タクシー	路線バスとタクシーの中間的な役割の交通形態で、停留所間を固定の運行ダイヤにより、事前の予約があった場合のみ運行するもの。	60
テレワーク	ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務など。	64、78
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のこと。	53
特定健診	日本人の死亡原因の6割を占める生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの方を対象に行うメタボリックシンドロームに着目した健診のこと。	48、140
都市ブランド	都市そのものの魅力や個別資源の価値を高め、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージのこと。	73
とよなか起業・チャレンジセンター	市内を舞台として新たなビジネスを興す起業家や、市内事業者等の新たなチャレンジの支援を通して、多様な市内産業の振興を図るために、市と豊中商工会議所が連携し運営する産業支援施設のこと。	64
とよなか創業ナビ	市や豊中商工会議所、日本政策金融公庫、とよなか起業・チャレンジセンターが連携し、創業する時や起業後に事業を軌道に乗せる時に、それぞれのタイミングでどのような支援がどこで受けられるのか、道先案内をするしくみのこと。	64
とよなか防災アドバイザー	地域の自主防災力を向上させるため、自主防災組織や自治会などに派遣する気象防災アドバイザーや防災士などの防災の専門家のこと。	52、141
【な行】		
内部統制	住民の福祉の増進を図ろうとする組織目的が達成されるよう、市長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。	79
虹ねっとcom	市内の医療・介護関係者間で情報共有を目的に導入した非公開型SNSのこと。	48

用語	解説	掲載ページ
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場のこと。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等、さまざまな実施主体方法で開催されている。	45
認知症サポーター	認知症の人や家族を見守る「応援者」のこと。日常生活のなかで見守りや声かけなどを行う。	45
年少人口	0歳～14歳の人口のこと。	82、83、147
[は行]		
パートナーシップ	まちづくりなどの事業において、市民・事業者・行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係のこと。	56
バリアフリー化	高齢者や障害者などが社会生活に参加するうえで支障となる物理的な障害や精神的な障壁（バリア）を取り除き、安全で快適な生活ができるように整備すること。	60、61
一声訪問	地域密着型の避難行動要支援者対策として、平常時に消防職員が要支援者宅への訪問を実施する事業のこと。要支援者の避難方法や就寝階などの情報を把握しておくことで、身の回りで火災や災害が発生した場合に、迅速・的確にその人の状態に応じた方法により、必要な救助・救出活動を実施することを目的としている。	50、141
不育症治療	妊娠はするものの、2回以上の流産、死産等を繰り返し、結果的に子どもが得られない状態（不育症）に対する治療のこと。	37
福祉コミュニティ	誰もが互いに尊重しあい、つながりをもって住み慣れた地域で安心して健康に暮らすことができる地域社会のこと。	45、132
不妊症治療	妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交しているにもかかわらず、一定期間妊娠しない状態（不妊症）に対する治療のこと。	37
部落差別解消推進法	正式名称は、「部落差別の解消の推進に関する法律」。部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関する基本理念や行政の責務を明らかにし、相談体制の充実等を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。	68
フリーランス	一般的に、特定の会社などに専従せずに個人で仕事を請け負う働き方をする人のこと。時間や場所に縛られずに働く一方で、保護のルールが十分には整備されていない。	65
フレイル	加齢とともに心身の機能が衰えた状態のこと。早めに気づいて対応することで、要介護状態になる可能性を下げることができる。	48、49
フレックス勤務	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めるこによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる勤務形態のこと。	64
ヘイトスピーチ解消法	正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、および国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的に定められた法律。	68

用語	解説	掲載ページ
保育所待機児童数	保育が必要で保育所等に入所申込みしたが、入所できず待機となった児童数（厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく）のこと。	36、138
防災公園	マンホールトイレやまどベンチが設置されており、災害が起きた時、さまざまな機能を発揮することができるよう整備された公園のこと。	52
【ま行】		
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）のこと。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時などに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするもの。	53
マイクロツーリズム	自宅から1~2時間程度の移動圏内の「地元」で観光する近距離旅行の形態のこと。	84
みどり率	樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化の面積の合計が市域全体の面積に占める割合のこと。豊中市が独自に設定した指標。	56、142
見守りカメラ	地域における街頭犯罪や侵入盗を未然に防止し、犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進を目的に、1小学校区平均30台で市内に1,230台設置する防犯カメラのこと。	53
メンタルヘルス	精神面（こころ）の健康のこと。	49
【や行】		
ヤングケアラー	家事や家族の世話など本来は大人が担うような負担や責任を日常的に担い、家庭の支え手となっている子どものこと。責任や負担が大きいと学校生活や友人関係に影響が出たり心身に不調を感じたりする場合があり、負担軽減など支援が必要。	40、41
幼保こ小連絡協議会	幼稚園、保育所、認定こども園等の義務教育就学前施設から小学校への円滑な接続のあり方や子どもの実態と取り巻く状況などについて研究協議を行い、相互連携や理解を図るとともに、一貫した教育・指導体制を確立することを目的に設置しているもの。	36、138
【ら行】		
ライフステージ	人の生涯における人生の各段階のこと。結婚・子育て・勤労・高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りから見た段階を表す言葉。	49、74
レファレンスサービス	情報あるいは資料を求める図書館利用者に対し、図書館職員が情報あるいは資料を提供ないし提示することで援助すること。	72、145
【わ行】		
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。	69
ワークスタイル	働き方のこと。	78